

大田区子ども・若者計画

青少年健全育成のための大田区行動計画(第七次)

(案)

令和3年3月

大田区

はじめに

大田区は、大田区基本構想において掲げる将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現を目指し、平成 28 年度から 5 年間の計画期間とする「青少年健全育成のための大田区行動計画(第六次)」を策定し、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の支援に向け、様々な施策事業を展開してまいりました。

この間、子ども・若者を取り巻く社会情勢は急激に変動しており、いじめ、引きこもりの増加、子どもの貧困、若年無業者の増加等、課題は複雑・多様化し、各分野の垣根を超えた横断的連携による取り組みが課題となっています。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大は、人と人とのふれあいや体験的活動の減少等、新しい生活様式への移行と共に、コミュニケーションの在り方そのものについても大きな変革をもたらしました。

こうした社会環境の変化と複雑・多様化する課題に的確に対応し、子ども・若者育成・支援施策に関する総合的指針を示すため、区は、この度、「青少年健全育成のための大田区行動計画」の名称を改称し、「大田区子ども・若者計画」を策定いたしました。

子ども・若者の健やかな成長や豊かな心は人と人とのふれあい、様々な体験を通じた交流等、地域における多様な関わりの中から育まれます。

次代を担う子ども・若者一人ひとりの最善の利益を尊重し、社会全体で見守っていく視点を大切にしながら、子ども・若者が生き生きと過ごし、希望をもち健やかに成長できる社会の実現に向けて、区は、地域の皆様、関係機関等と連携し、本計画を着実に推進してまいります。

どうか、区民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に関しご尽力をいただきました大田区青少年問題協議会委員、小委員会委員の皆様、そして、数多くの貴重なご意見をお寄せいただきました多くの区民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和3年3月

大田区長 松原 忠義

◇目次◇

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画策定の背景.....	2
3 計画の位置づけ.....	7
4 計画の対象	8
5 計画の期間	8
第2章 青少年を取り巻く現状と課題	9
1 区の総人口	9
2 対象人口の推移と見込み	10
3 アンケート調査結果の概要	11
4 青少年を取り巻く課題.....	22
5 第六次行動計画の総括	27
第3章 施策の展開	38
1 計画の基本理念.....	38
2 基本目標	39
3 計画推進にあたっての基本的視点.....	40
4 計画とSDGsの関係	41
5 計画書の見方	43
6 基本目標と方向性（計画の体系）	44
基本目標Ⅰ 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します	45
基本目標Ⅱ 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします	62
基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します	84
第4章 目標達成のための青少年健全育成施策一覧	96
基本目標Ⅰ 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します	96
基本目標Ⅱ 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします	102
基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します	109
第5章 計画の推進	114
1 計画推進にあたって.....	114
資料編	115
1 計画の策定体制.....	115
2 大田区青少年問題協議会委員名簿.....	117
3 大田区青少年問題協議会小委員会委員名簿	118
4 用語解説	119
5 索引.....	123

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

次代を担う子どもたちが健やかに成長し、全ての子ども・若者が希望をもち未来を切り拓いていける社会の実現は、将来の大田区の発展に重要な位置づけを有しています。

区は、平成28年3月に「青少年健全育成のための大田区行動計画(第六次)(平成28年度から令和2年度)」を策定し、子ども・若者の育成に関わる施策を総合的・効果的に推進するため、様々な施策に取り組んできました。

ライフスタイルの多様化や1世帯あたりの人員減少、情報通信技術の普及・革新等、時代の急速な変化とともに子ども・若者を取り巻く環境も大きく変わり、引きこもりの長期化、若者無業者の増加等、社会生活を営む上で困難や課題を抱える子ども・若者も存在します。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大によって、オンライン教育、リモートワーク等が進み、教育、仕事、生活のあらゆる面において効率化が進む一方で、人とのふれあいや体験的活動等の制限による若者の心理面への影響が懸念されています。

こうした中であっても、子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、さまざまな体験を積み、自立の機会と活躍の場を得ることが必要であり、そのためには地域が丸となって子ども・若者の育成に関わるのが重要となります。

区は、これまでの取組みの評価や子ども・若者を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、様々な課題に横断的に対応する区の総合的な指針を示すため、計画名称を改称し、対象年齢をポスト青年期まで拡大した上で、新たに「大田区子ども・若者計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画策定の背景

(1)国の動向

①子ども・若者育成支援推進大綱の策定

子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成 28 年2月、子ども・若者育成支援推進本部において子ども・若者育成支援推進大綱(以下、国の大綱)が策定されました。同大綱では、「家庭」「地域社会」「情報通信環境」「雇用」の4つの視点から、現状と課題について分析が行われています。その上で重点的に取り組むべき基本的な方針として、「全ての子ども・若者の健やかな育成」「困難を有する子ども・若者やその家族の支援」「子ども・若者の成長のための社会環境の整備」「子ども・若者の成長を支える担い手の養成」「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援」の5つの課題が取り上げられています。

②社会福祉法の改正

平成 29 年6月に改正された社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

さらに、令和2年6月の同法改正(令和3年4月1日施行)では、高齢者、障がい者、子どもなどの複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に整備する事業が創設されました。その中で、各支援機関の円滑な連携による支援や、要支援者との関係性の構築に向けたアウトリーチ等を通じた支援、狭間のニーズにも対応する地域参加につながる支援が相互に重なり合いながら、地域全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していくことが示されています。

③生活困窮者自立支援法の改正

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活に困窮し社会保障制度と生活保護制度の狭間にある方への早期の対応と自立を支援する「第2のセーフティネット」として制度化されました。平成30年10月に同法が改正され、生活困窮に陥っている状況の一つとして「地域社会からの孤立」を定義し、生活困窮者支援に携わる関係機関と、地域での支え合いや見守り、地域参加などの取り組みとの連携による早期かつ適切な支援体制整備の重要性が取り上げられています。

④児童福祉法の改正

平成28年に児童福祉法が改正され、児童福祉の理念が明確化されるとともに、平成29年に同法が改正され、司法関与の強化が図られました。さらに令和元年の同法改正では、親権者による児童のしつけに際しての体罰禁止が規定されたほか、児童相談所の体制強化や職員の資質向上が規定され、児童虐待の発生予防や発生時の迅速・的確な対応等が図られています。

⑤児童虐待の防止等に関する法律の改正

児童虐待の防止に関する法律は平成12年の施行以降、平成16年、平成20年に改正され、児童虐待は子どもに対する著しい人権侵害として、子どもの安全確保のための関係機関の連携等が強化されました。令和元年の同法改正では、児童虐待を行った保護者に対する医学的または心理的知見に基づく指導措置を努力義務化し、児童虐待防止対策の更なる強化が図られています。

⑥子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が制定され、子どもの貧困対策の総合的な推進が図られました。さらに、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、区市町村における計画策定が努力義務化されました。また、令和元年11月には法改正を踏まえ新たな大綱が策定されました。

(2)東京都の動向

東京都では、子ども・若者を取り巻く社会情勢の急速な変化と多様化、複雑化する様々な課題に対応するため、次のようなビジョン、計画を策定し様々な取り組みを行っています。

①「未来の東京」戦略ビジョンの策定

令和元年12月に、2040年の東京都の将来像と、この将来像の実現を目指し2030年までの期間に推進すべき戦略・プロジェクトについて取りまとめた、「未来の東京」戦略ビジョンが発表されました。戦略ビジョンにおいては、20の「ビジョン」と「戦略」について、「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の3つのシティを進化させながら実現を目指す方向性が示されました。戦略の核としては、3C(Community[コミュニティ]、Children[子ども]、Chōju[長寿])を掲げ、青少年の健全育成分野についても、長期的視点に基づく様々な戦略が示されています。

②「東京都子供・若者計画」の改訂

令和2年4月に「東京都子供・若者計画(第2期)」が策定されました。計画のポイントとして以下の3つの視点が挙げられ、子供・若者育成支援施策の一層の推進に取り組んでいます。

【東京都子供・若者計画（第2期）のポイント】

視点1	一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点 支援に当たっては、当事者である子供・若者の目線に立ち、意見を尊重し、支援に反映させていく姿勢が重要
視点2	子供・若者の状況に応じて支援する視点 子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援と、本人だけでなく、家族も含めた支援が重要
視点3	子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点 複合的な課題に対応するため、関係機関等の連携を促進し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが重要

また、同計画の中で、区の役割として、①「地域の実情に応じた子供・若者支援施策の着実な推進」、②「区市町村子供・若者計画の策定」、③「地域における子供・若者育成支援ネットワーク(子供・若者支援地域協議会)の設置」の3つが挙げられています。

③「東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)」の策定

令和2年3月、安心して子供を産み育てられ、全ての子供たちが健やかに成長できる社会の実現を目指すために「東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)」が策定されました。計画の理念として、①「全ての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する」、②「安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する」、③「社会全体で、子供と子育ての家庭を支援する」の3つの理念が掲げられているほか、策定のポイントとして「子供の最善の利益を念頭に施策を推進」とされています。

(3)区の動向

①「新おおた重点プログラム」の策定

世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症拡大という局面を克服するための対策や大規模自然災害への対策に迅速に取り組むとともに、少子高齢化への対応、公共施設の維持更新、重要な成長戦略となる社会資本整備なども見据えた施策展開に取り組む必要があることから、こうした重点的な課題への対策を着実に推進するための計画として、「新おおた重点プログラム」を策定しました。

②「青少年健全育成のための大田区行動計画(第六次)の策定

区は、昭和 62 年2月の「大田区青少年問題協議会答申『大田区における青少年健全育成の総合計画策定にあたっての基本的な考え方と施策の方向性について』」を受け、平成元年 12 月に「青少年健全育成のための大田区行動計画(第一次)」を策定しました。その後時代に即して見直し・策定を重ね、平成 28 年4月には「心身ともに健やかで、地域社会の一員としての自覚や、他者への思いやりの心と規範意識を持ち、自立的に行動できる青少年」をめざす青少年像とした「青少年健全育成のための大田区行動計画(第六次)」を策定し、青少年健全育成のための施策の一層の推進を図っています。

③「おおた教育ビジョン」の策定

今後急速に変化する社会状況を見据え、大田区の未来を創る主体者となる子どもたち一人ひとりの成長を支えるために、令和元年6月に「おおた教育ビジョン」を策定しました。同ビジョンでは、「豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てる」を教育施策推進のテーマとして設定するとともに、テーマの実現にあたって、「社会の変化に主体的に対応し、未来を創る力を育成する」、「知・徳・体」の調和のとれた成長を図り、豊かな人間性を涵養する」、「意欲にあふれ、個性と可能性を最大限に伸ばす学びの場を創出する」、「地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる」の4つのビジョン(基本的視点)と、「未来社会を創造的に生きる子どもの育成」、「学力の向上」、「豊かな心の育成」、「体力の向上と健康の増進」、「魅力ある教育環境づくり」、「学校・家庭・地域が一体となつてともに進める教育」の6つの重点プランを設定し、質の高い教育の実現をめざすこととしています。

④「大田区子ども・子育て支援計画」の策定

次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」と、子ども・子育て

支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」との性格を併せ持つ、大田区の子ども・子育てに関する個別計画として、令和2年3月に「大田区子ども・子育て支援計画」を策定しました。同計画では、「子どもの権利の尊重」、「保護者の責任」、「地域のあらゆる構成員による支援」による 3 点を踏まえ、「すべての子どもが尊重され、保護者の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で応援するまちにします」を基本理念として、子どもの「育ち」と子育て家庭の支援、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域社会が一体となって子育てに取り組むことをめざしています。

⑤「大田区地域福祉計画」の策定

社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として、大田区の高齢者、障がい者、児童などの福祉分野の個別計画を概括する上位計画として位置づけ、施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和元年度からの5か年を計画期間とし、策定しました。

社会構造の急速な変化に伴う複合化・複雑化した課題に対して、公的サービスを世代や分野にとらわれることなく、切れ目なく提供し支援するための環境と体制の整備に取り組むと共に、互いに認め合う「地域力」を原動力として、地域の支えあいが広がる大田区版地域共生社会の実現を目指しています。

⑥「おおた 子どもの生活応援プラン(大田区子どもの貧困対策に関する計画)」の策定

子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、笑顔で未来を切り拓いていけるように、子どもたちの必要とする機会が開かれている地域社会の実現をめざすために、平成 29 年3月に「おおた 子どもの生活応援プラン(大田区子どもの貧困対策に関する計画)」を策定しました。同プランでは、子どもの貧困問題を地域共通の課題として捉え、すべての子どもたちが地域社会から切り離されないよう、社会的に包み込むような支援(社会的包摂)を実施していくこととしています。また、「気づき・見守る」、「切れ目のない支援」、「貧困の連鎖を断ち切る」、「総合的対策を推進する」の4つの視点を持ち、子どもの貧困対策に総合的に取り組むこととしています。

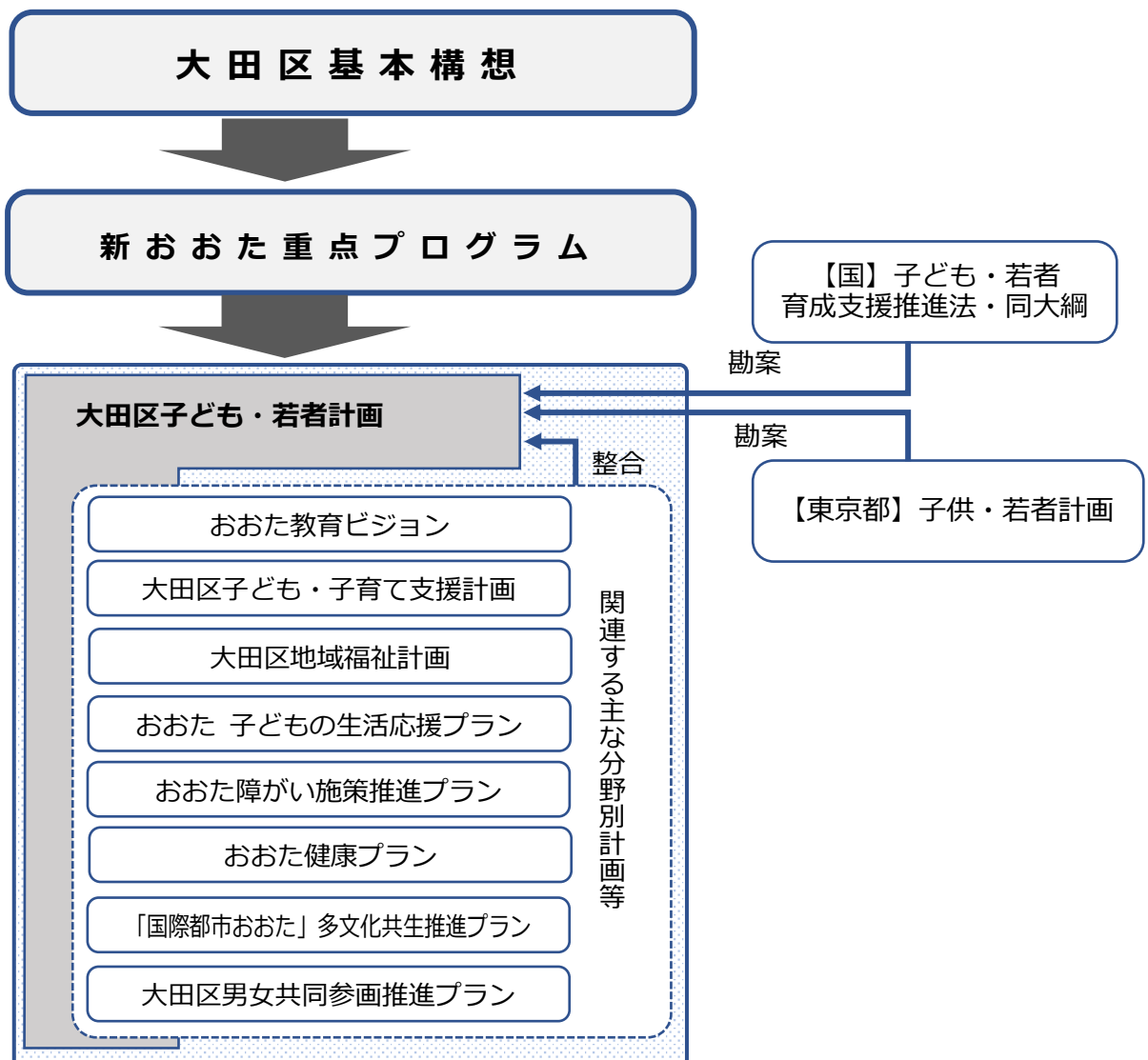
3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく子ども・若者計画であり、国が定めた「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「東京都子供・若者計画」を勘案して策定するものです。

本計画は、大田区基本構想における目標を達成するため、青少年健全育成に関連する大田区の諸計画・施策を横断的につなぐことにより、総合的かつ効果的な施策の推進を目指すと共に、青少年健全育成に関わる区民活動を展開する際の指針を示すものです。

「青少年健全育成のための大田区行動計画(第六次)」について総括評価を行い、大田区青少年問題協議会の議論を踏まえて整理すると共に、区の上位計画である「新おおた重点プログラム」及び関連部局で策定する分野別個別計画等と整合の上、連携して取り組みます。

◆計画の位置づけ

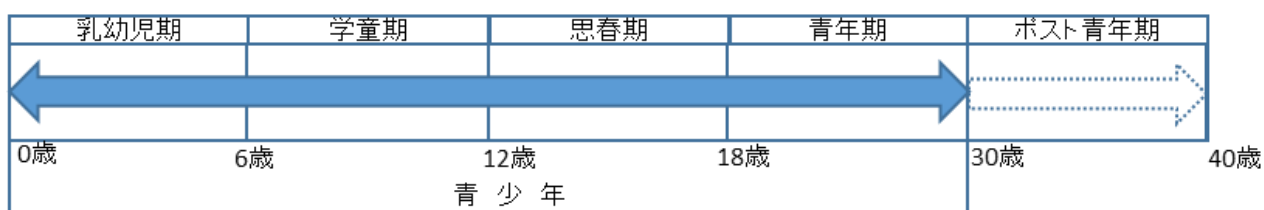


4 計画の対象

本計画の主な対象は乳幼児期から青年期としますが、青少年を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、施策によってはポスト青年期*1も対象とします。

ライフ ステージ	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
年齢	0～5歳	6～11歳	12～18歳	18～29歳	30～39歳

対象年齢



5 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変動等により、見直しの必要性が生じた場合は、本計画は必要に応じて適宜見直しを行います。

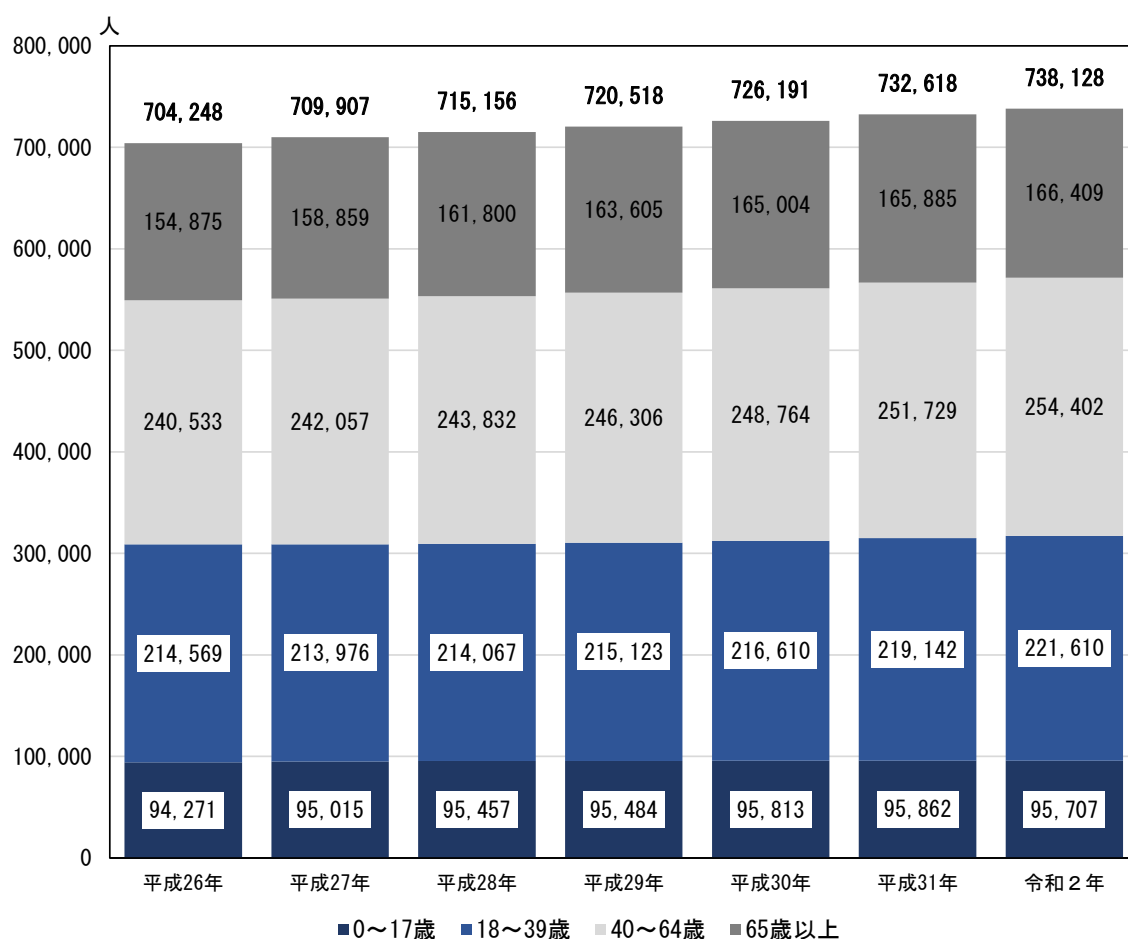
*1 ポスト青年期：子ども・若者育成支援推進大綱では、ポスト青年期は「青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者」と定義づけられている。

第2章 青少年を取り巻く現状と課題

1 区の総人口

大田区の総人口及び子ども・若者の人口(0～39歳)は増加し続けており、令和2年4月1日時点で総人口 738,128 人、子ども・若者人口は 317,317 人(43.0%)となっています。また、総人口 738,128 人のうち、男性は 366,064 人(49.6%)、女性は 372,064 人(50.4%)となっています。

◆総人口の推移



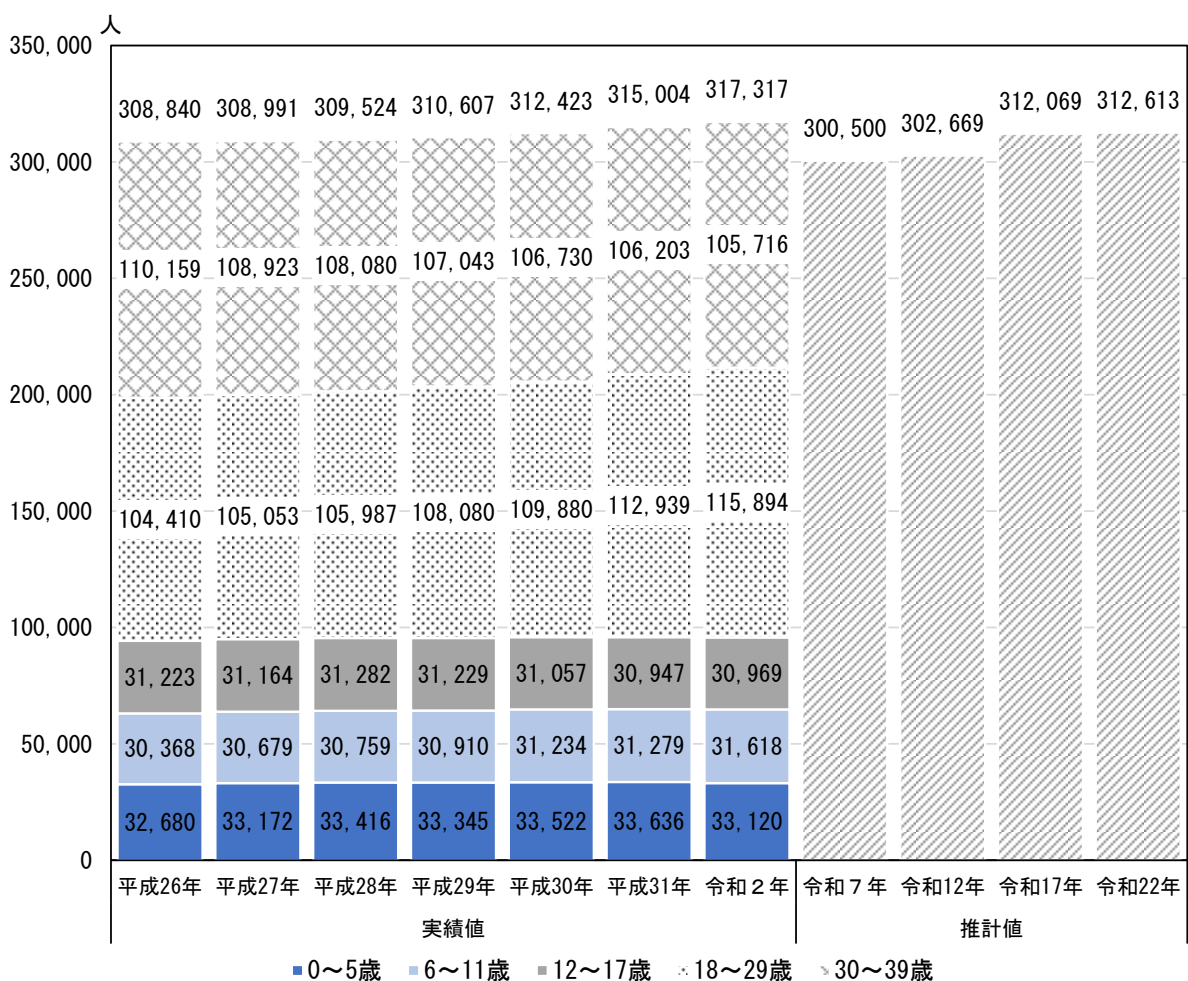
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

2 対象人口の推移と見込み

子ども・若者の人口の内訳をみると、30歳台の人口は平成26年以降減少傾向にありますが、ほかの年代については増加もしくは横ばいでの推移となっています。

対象人口の今後の推計を見ると、令和22年頃までは増加傾向と見込まれており、対象人口と比例して多様な課題に的確に対応できる施策の展開が求められます。

◆計画の対象人口(0～39歳)の推移と見込み



資料：実績値は「住民基本台帳（各年4月1日時点）」、推計値は「大田区人口ビジョン（平成28年4月）」より

3 アンケート調査結果の概要

(1)実施概要

本計画の策定にあたり、青少年の生活状況や自分に対する意識、就労状況などについてアンケート調査を実施しました。実施概要については以下のとおりとなります。

調査対象	大田区在住の15歳から39歳の男女
抽出方法	上記該当者を住民基本台帳より3,000件無作為抽出
調査期間	令和2年8月28日から令和2年9月14日まで
調査方法	郵送配布、回収は郵送もしくは電子申請(WEB回答)による
回収数	887件(内訳:郵送提出496件、電子申請391件)
回収率	29.6%

(2)結果概要

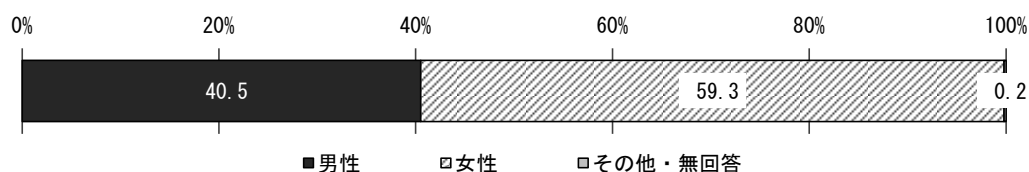
①回答者の性別と年齢について

回答者の性別は、「女性」が59.3%、「男性」が40.5%となっています。

回答者の年齢は、「30～34歳」が25.6%と最も多く、次いで「35～39歳」が24.5%、「25～29歳」が21.5%となっています。

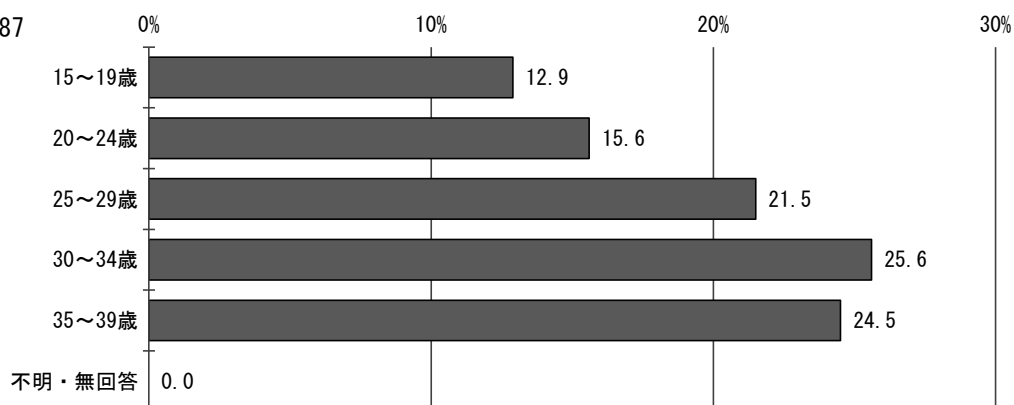
■回答者の性別

n=887



■回答者の年齢

n=887

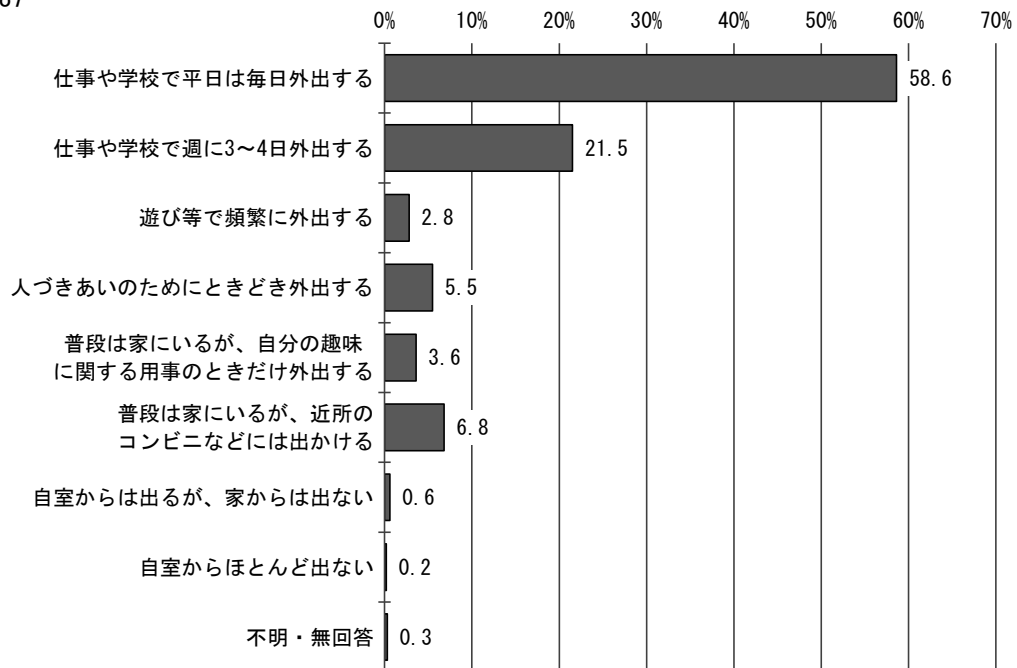


②外出の状況について

普段どのくらい外出するかについてみると、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が58.6%と最も多く、次いで「仕事や学校で週に3~4日外出する」が21.5%、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」が6.8%となっています。

■外出の状況

n=887



上記結果の「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」、「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」の4項目に該当する回答者のうち、除外要件(※1)を除いた「広義のひきこもり(※2)」に該当する件数は5件(0.6%)となっています。

○国が定義するひきこもりの該当要件

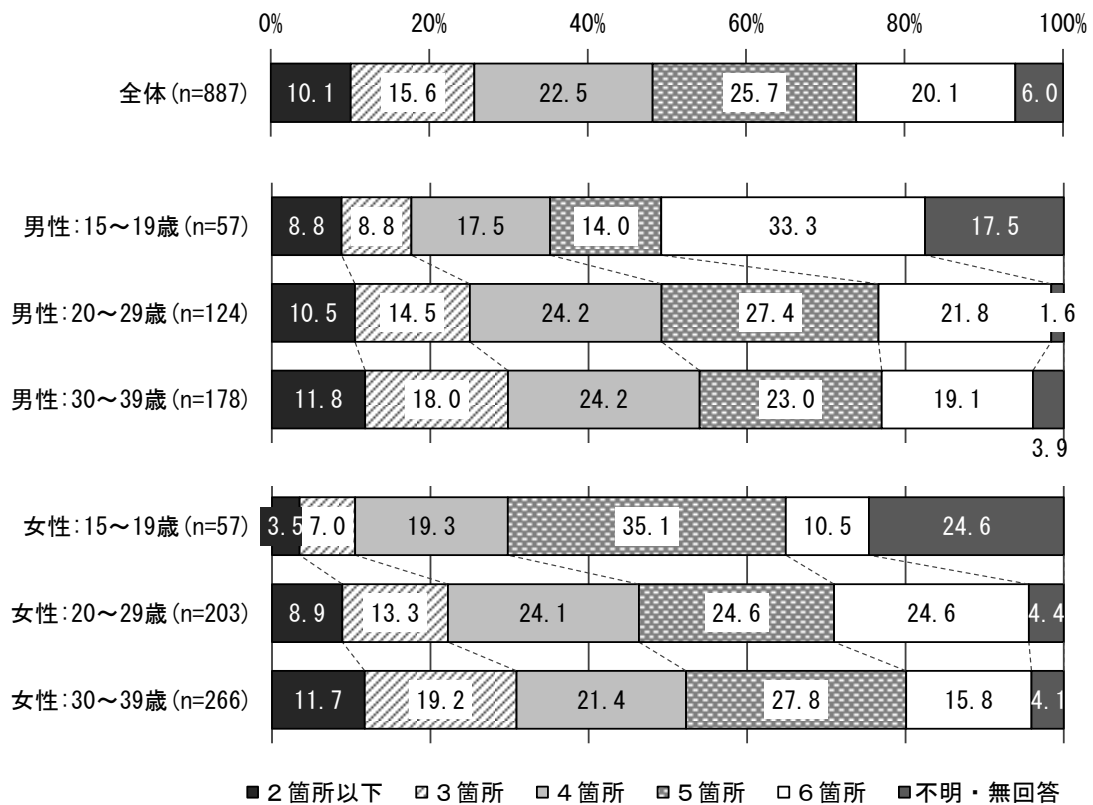
広義のひきこもり(※2)	除外要件(※1)
狭義のひきこもり(以下の状態になって6か月以上経っている) ・普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける ・自室からは出るが、家からは出ない ・自室からほとんど出ない	左記のうち、以下の要件に該当する場合を除外したものを「広義のひきこもりとする。 ・外出しない理由が身体的病気の場合 ・自宅で仕事をしている場合 ・外出しない理由や現在の状況が妊娠、育児、介護、看護、専業主婦(夫)、家事手伝いに該当し、直近6か月で家族以外の人と会話がある場合
準ひきこもり(以下の状態になって6か月以上経っている) ・普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	

③居場所について

居場所だと感じる場所数についてみると、全体では「5箇所」が 25.7%と最も多く、次いで「4箇所」が 22.5%、「6箇所」が 20.1%となっています。

また、男女ともに年齢が上がるにつれて「2箇所以下」や「3箇所」の割合が多くなる傾向がみられます。「6箇所」の項目でみると、＜男性：15～19 歳＞では 33.3%となっていますが、＜男性：20～29 歳＞では 21.8%へと減少する一方、女性では、＜女性：15～19 歳＞が 10.5%であるのに対して、＜女性：20～29 歳＞では 24.6%となっています。

■居場所(ほっとできる場所、居心地の良い場所)だと感じている場所の数



以下の6箇所の場所のうち、自分にとって居場所になっているかについて「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答のあったものを集計した(最大で6箇所)。

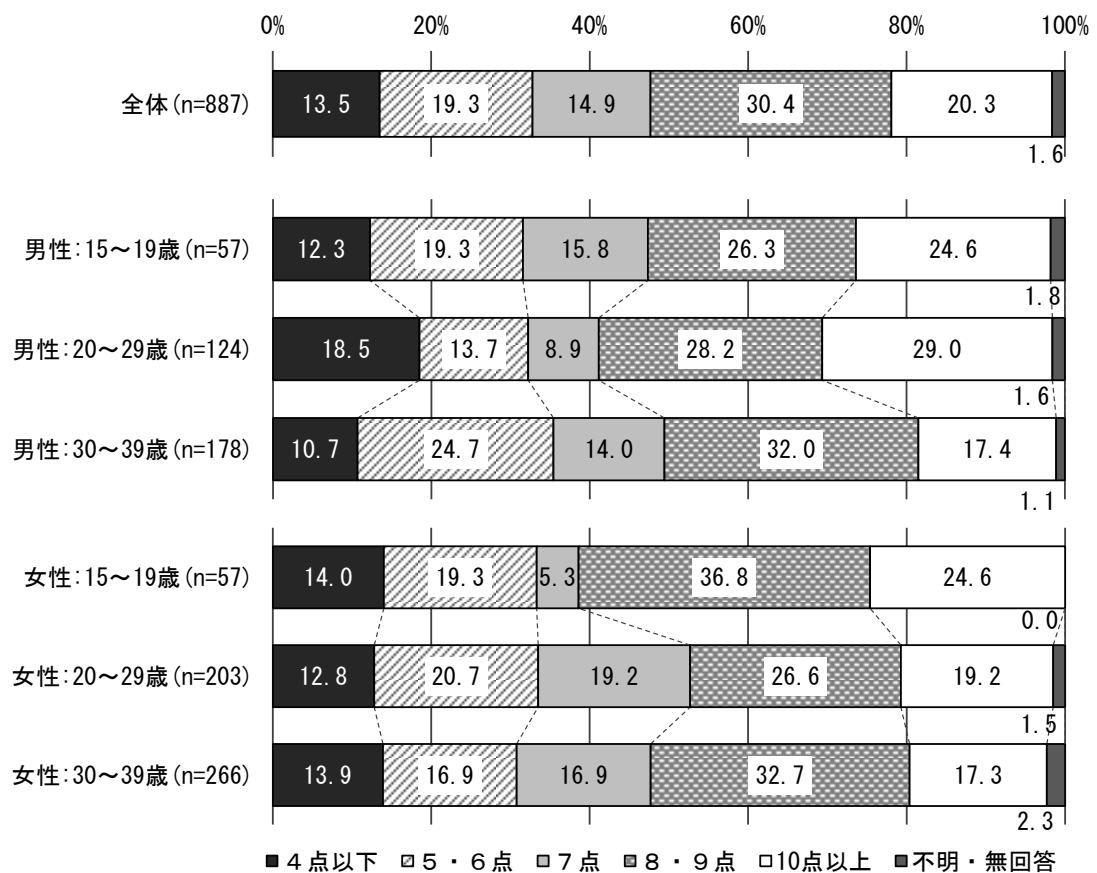
- ①自分の部屋 ②家庭(実家や親族の家を含む) ③学校(卒業した学校含む)
- ④職場(過去の職場を含む) ⑤地域(現在住んでいる場所・施設) ⑥インターネット空間

④自己肯定感について

自己肯定感の強さについてみると、全体では「8・9点」が30.4%で最も多くなっています。

性年代別にみると、<男性:20～29歳>では、「4点以下」と「10点以上」がともに他の区分と比較して多くなっており、自分に対する評価の高低が表れやすい世代であることがうかがえます。それ以外では年代や性別による傾向はあまりみられない結果となっています。

■自己肯定感の強さ



以下の4項目の自分に対する評価の回答について、「そう思う(3点)」、「どちらかといえばそう思う(2点)」、「どちらかといえばそう思わない(1点)」、「そう思わない(0点)」として点数化し、集計(最大で12点)することで自己肯定感の高低を判定しています。

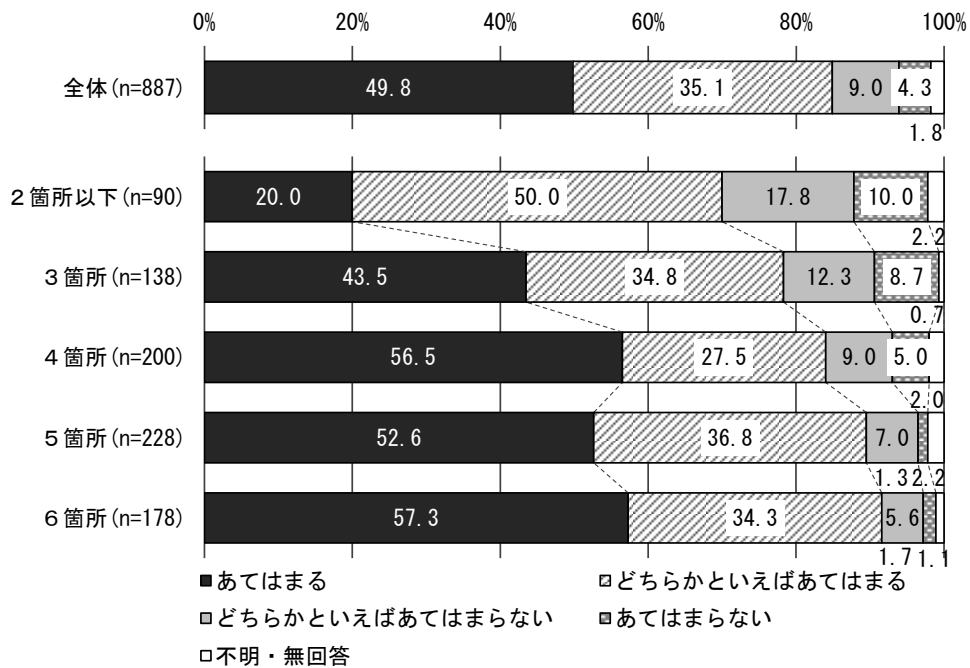
- ①自分自身に満足している
- ②自分には長所があると感じている
- ③自分の考えをはっきり相手に伝えることができる
- ④うまくいかかわからないことにも意欲的に取り組む

⑤10年後の自分自身のイメージについて(居場所の数[13 ページ参照]を分析軸として)

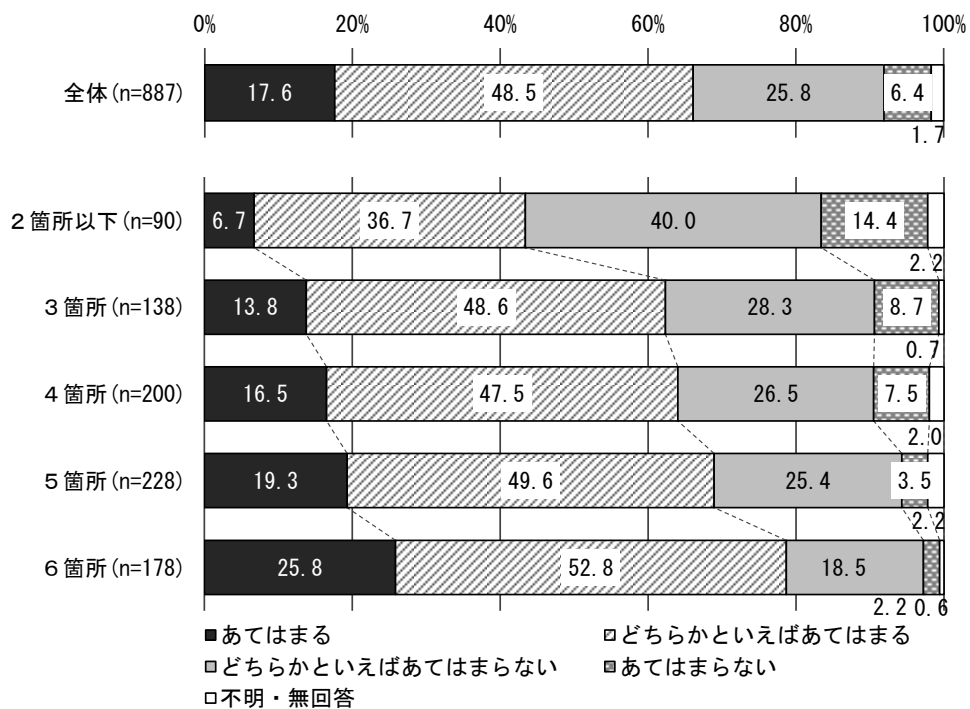
「10 年後に何でも話せる人がいる」のは、居場所の数が多いほど『あてはまる(あてはまる+どちらかといえばあてはまる)』とする傾向がみられ、特に「あてはまる」の項目は<2 箇所以下>で少なくなっています。

また、「10 年後になりたい自分に近づいている」についても、居場所の数が多いほど『あてはまる』とする回答が多くなる傾向がみられます。

■10 年後、何でも話せる人がいる【居場所の数別】



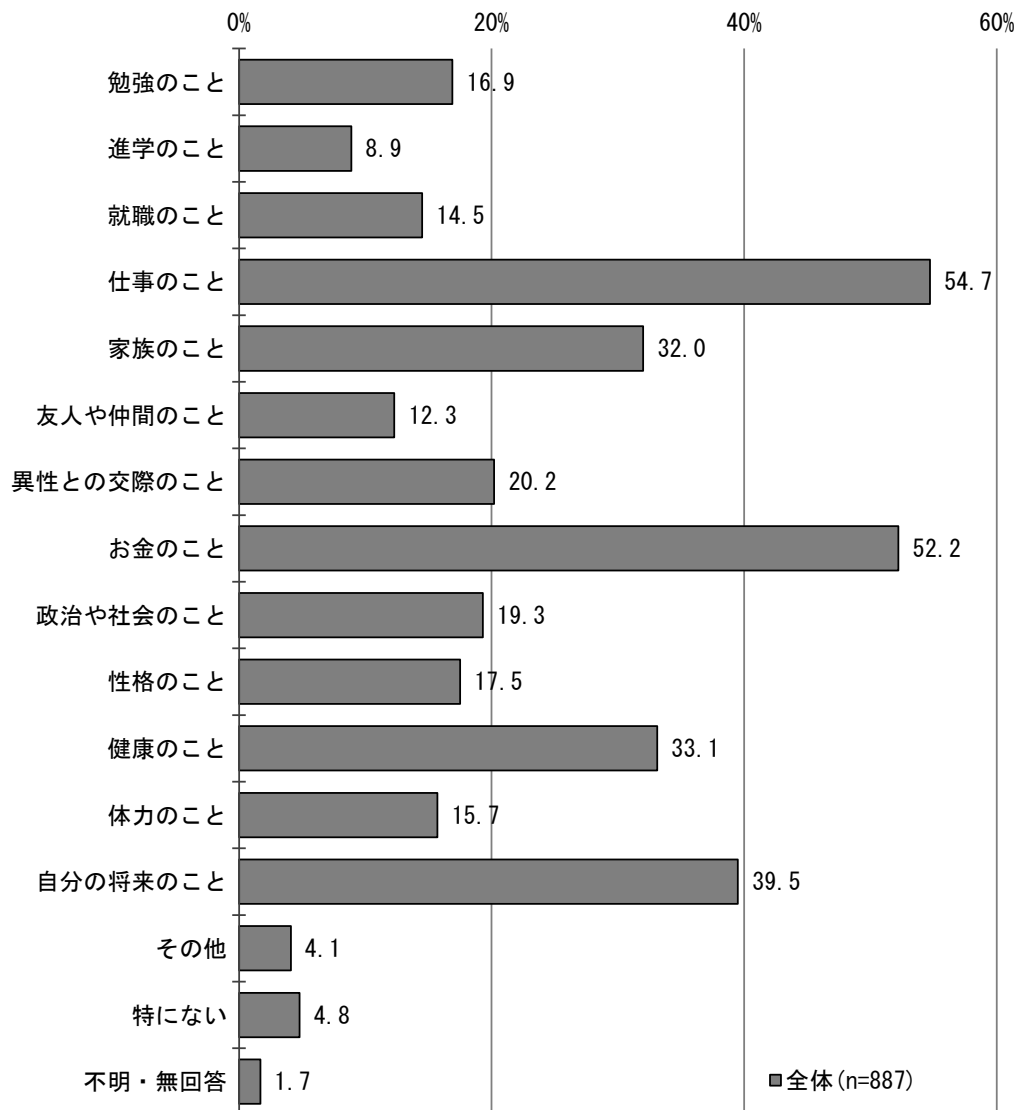
■10 年後、なりたいたい自分に近づいている【居場所の数別】



⑥現在の悩みや心配事について(自己肯定感の強さ[14 ページ参照]を分析軸として)

現在の悩みや心配事については、「仕事のこと」と「お金のこと」が 50%以上で多くなっています。また、「特にない」は 4.8%(43 件)となっています。

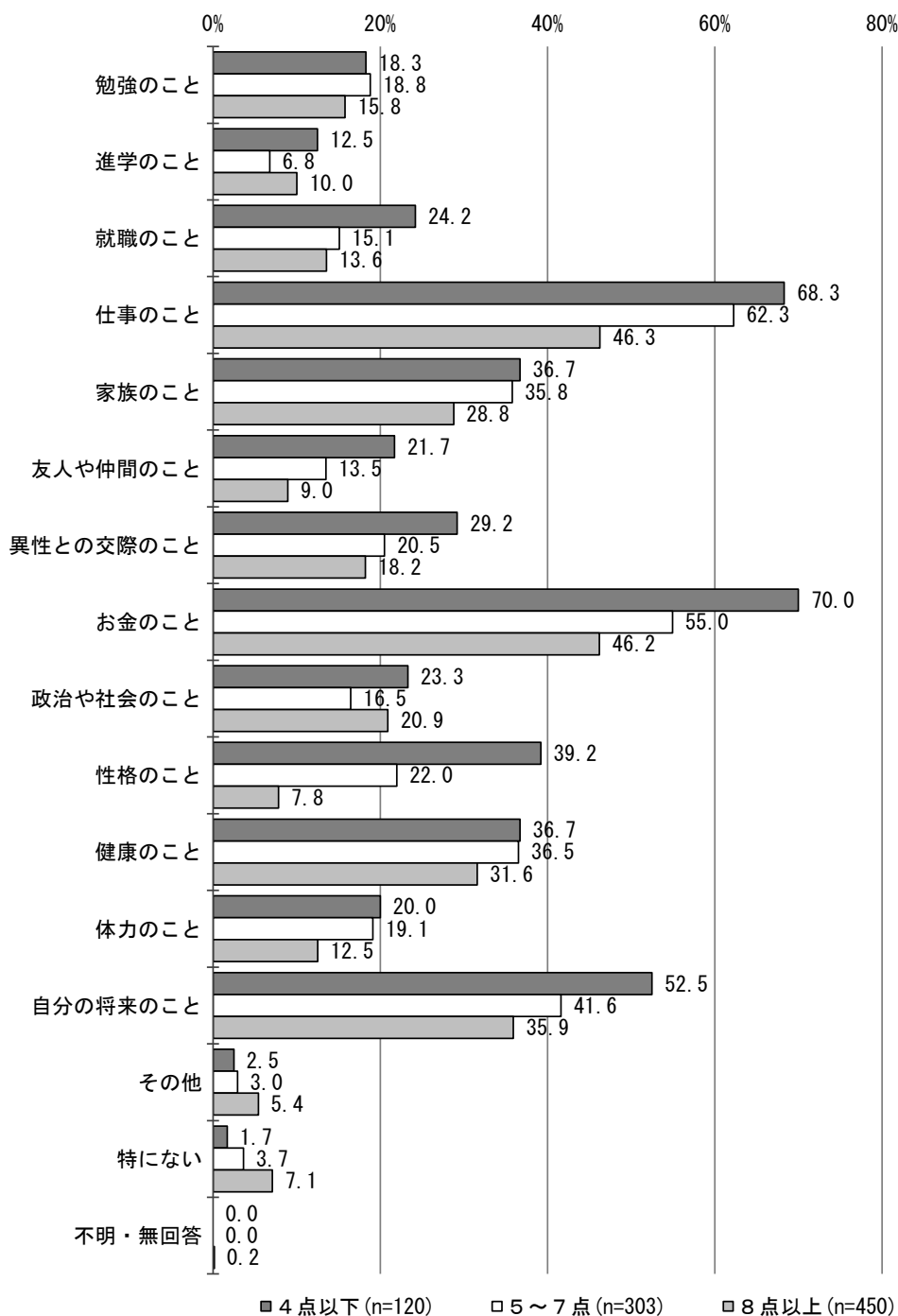
■現在の悩みや心配事



現在の悩みや心配事を自己肯定感の強さ別で見ると、<4点以下>（自己肯定感が弱い）では特に「仕事のこと」と「お金のこと」の割合が多く、約70%となっています。

そのほかにも、全体的に自己肯定感が弱い人のほうが悩みや心配事の各項目に対する該当割合も多くなっており、自己肯定感の強い人に比べて悩みや心配事が多いことがうかがえます。

■自己肯定感の強さ【現在の悩みや心配事別】



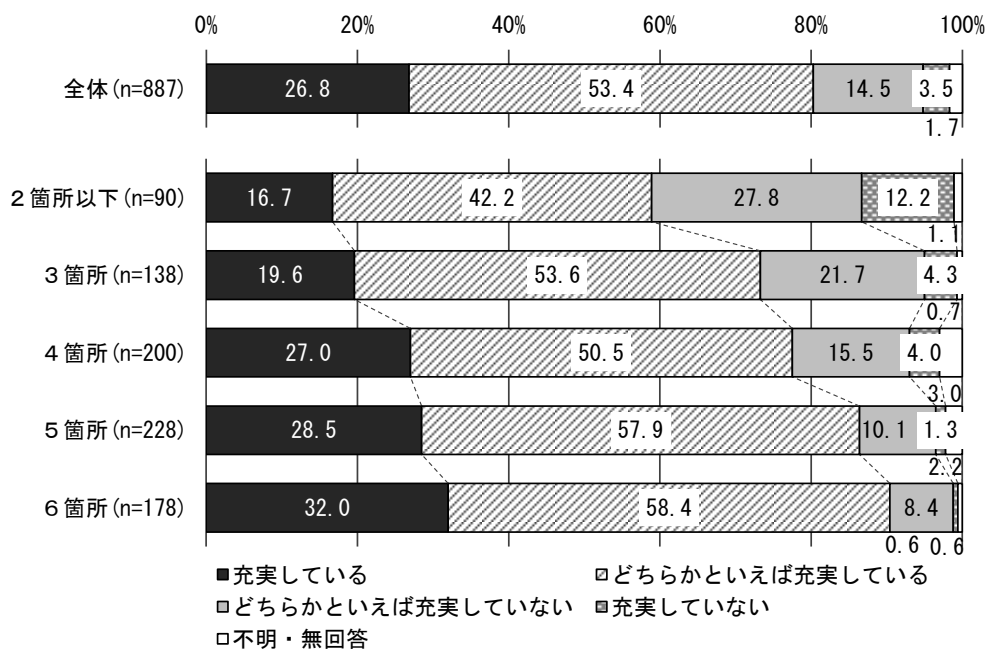
⑦今の生活の充実感について

(居場所の数[13 ページ参照]・自己肯定感の強さ[14 ページ参照]を分析軸として)

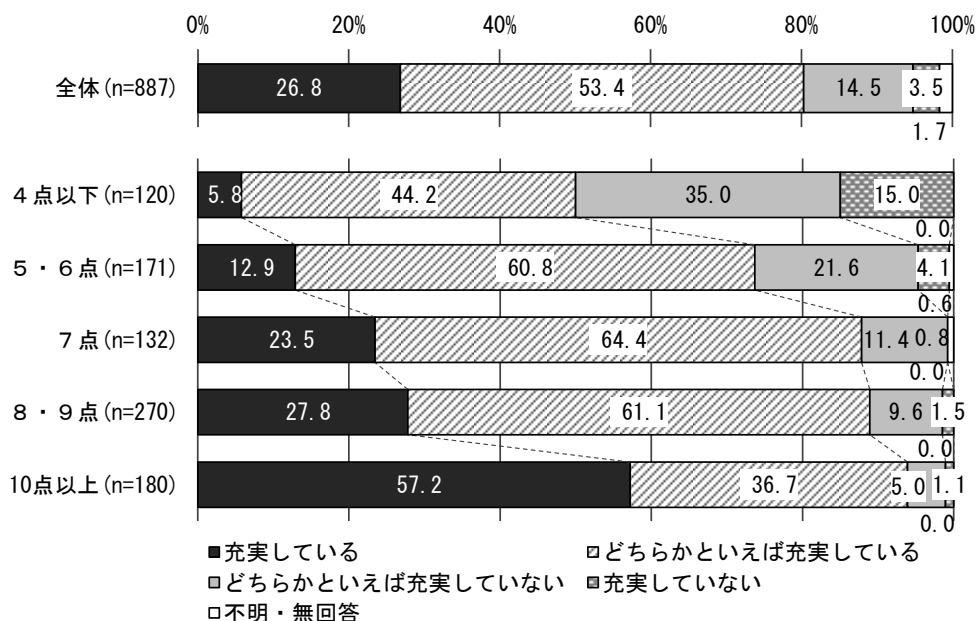
今の生活の充実感についてみると、全体では「どちらかといえば充実している」が53.4%で最も多く、次いで「充実している」が26.8%と続いています。

また、居場所の数別や自己肯定感の強さ別でみると、『充実している(充実している+どちらかといえば充実している)』は居場所の数が多いほど、また、自己肯定感が強いほど多い傾向がみられます。

■今の生活の充実感【居場所の数別】



■今の生活の充実感【自己肯定感の強さ別】



⑧地域の愛着度と地域行事の参加状況について

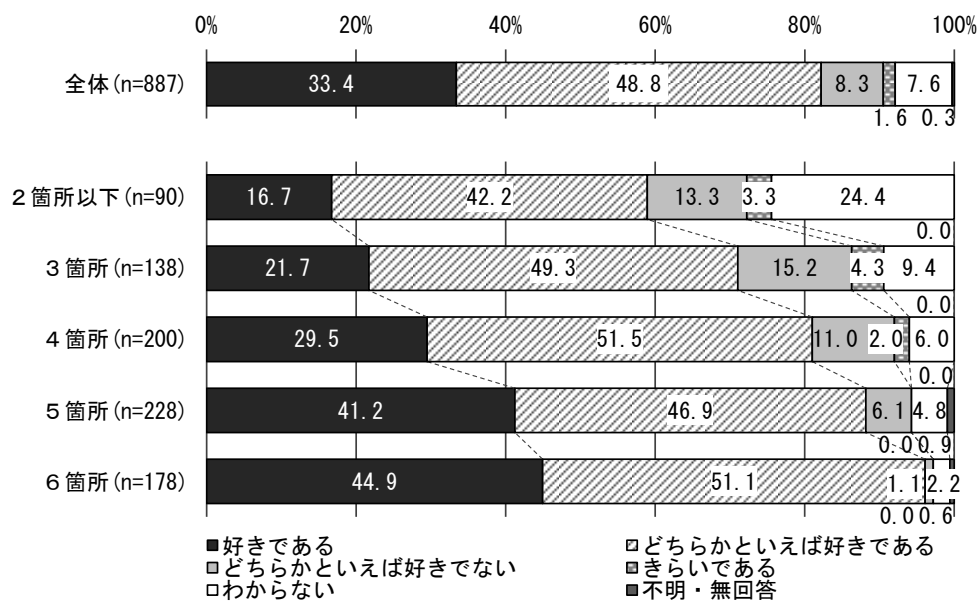
(居場所の数[13 ページ参照]・自己肯定感の強さ[14 ページ参照]を分析軸として)

地域の愛着度についてみると、全体では「どちらかといえば好きである」が 48.8%で最も多く、次いで「好きである」が 33.4%と続いています。

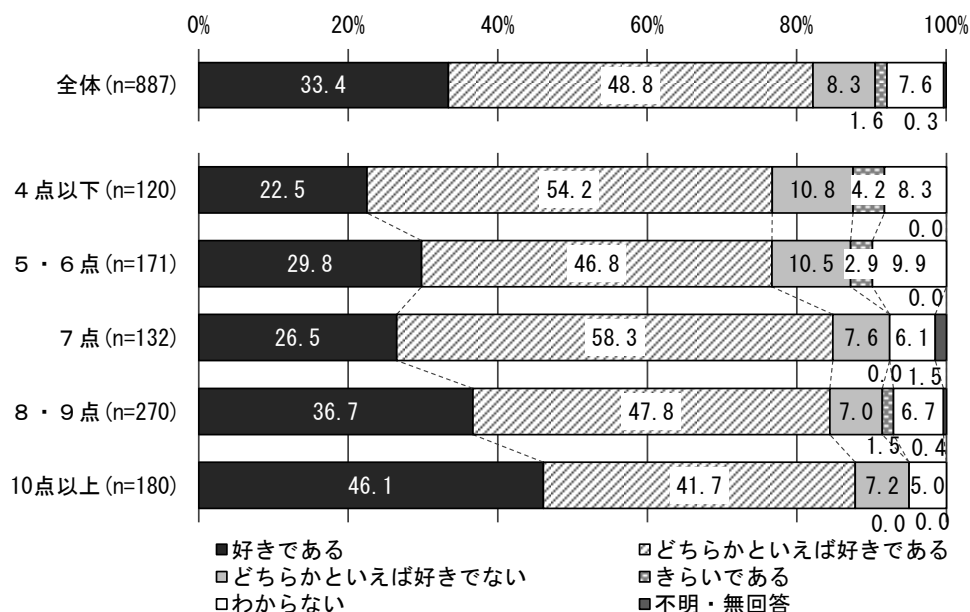
また、居場所の数別や自己肯定感の強さ別でみると、『好きである(好きである+どちらかといえば好きである)』は居場所の数が多いほど、また、自己肯定感が強いほど多い傾向がみられます。

地域の行事・イベントへの参加状況について地域の愛着別にもと、地域の愛着が強いほど、地域行事等への参加状況が高い傾向がみられます。

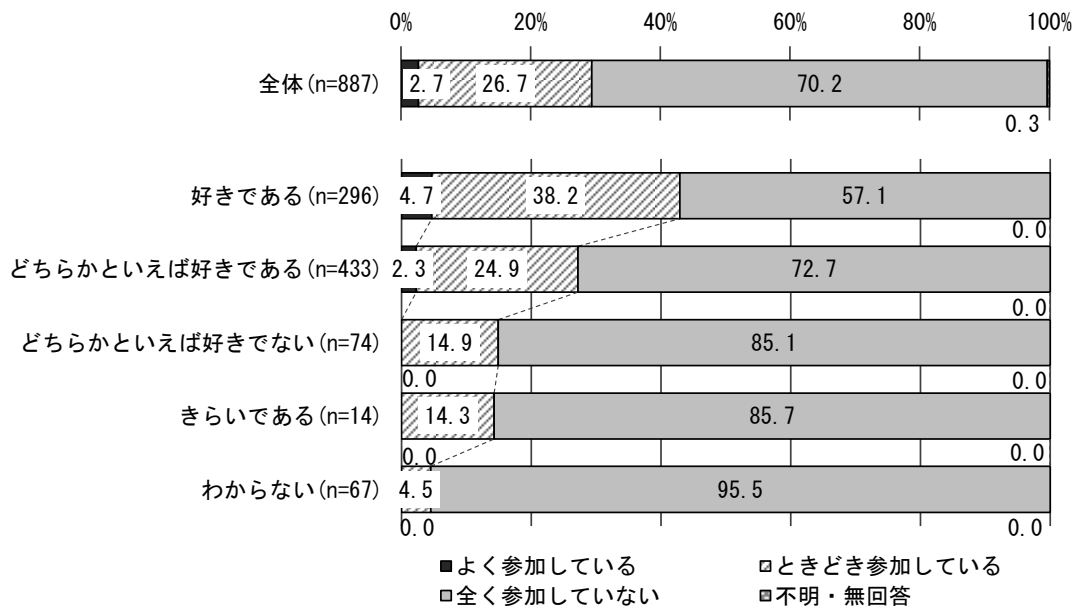
■今の地域の愛着度【居場所の数別】



■今の地域の愛着度【自己肯定感の強さ別】



■地域行事・イベント等への参加状況【地域の愛着度別】

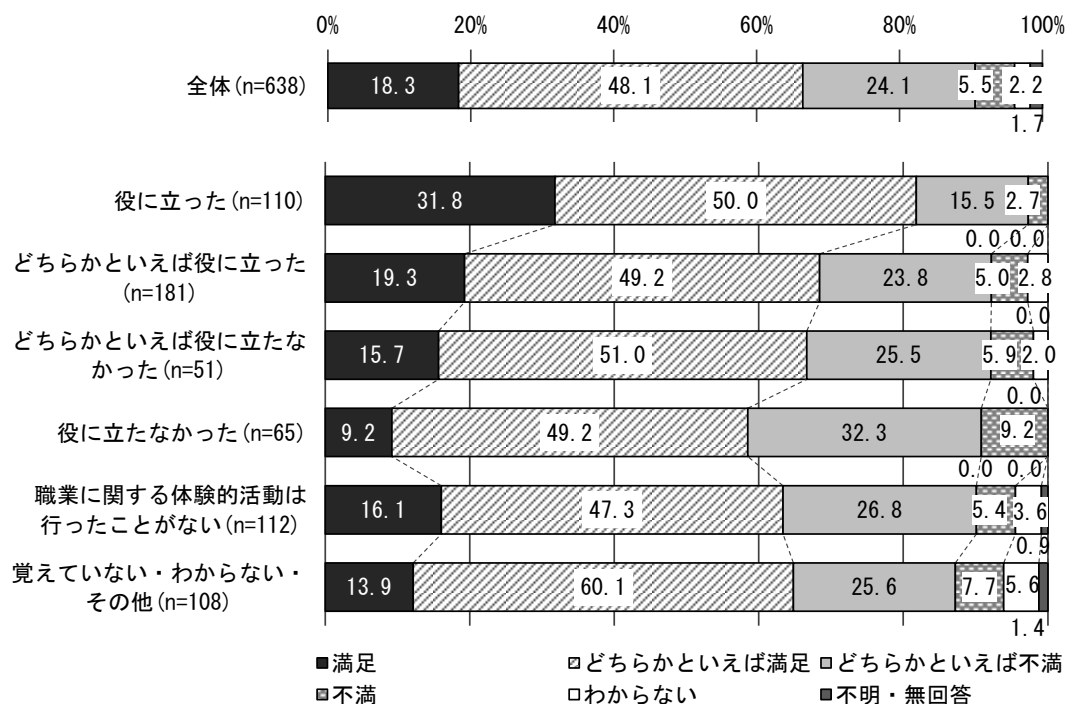


⑨今の職場の満足度(職業体験活動*の役立ち度を分析軸として)

現在就労されている方に今の職場の満足度をうかがったところ、「どちらかといえば満足」が48.1%で最も多く、次いで「どちらかといえば不満」が24.1%となっています。

職業体験活動の役立ち度別にみると、体験活動が役に立ったと回答した人ほど、今の職場に対する満足度が多い傾向がみられます。

■今の職場の満足度【職業体験活動の役立ち度別】



*ここでの職業体験活動とは、実際に働く体験（インターンシップ）、起業の模擬体験、企業に勤めている人から働くことについての講義を受けることなど、学校で行う職業に対する体験活動のことを指します。

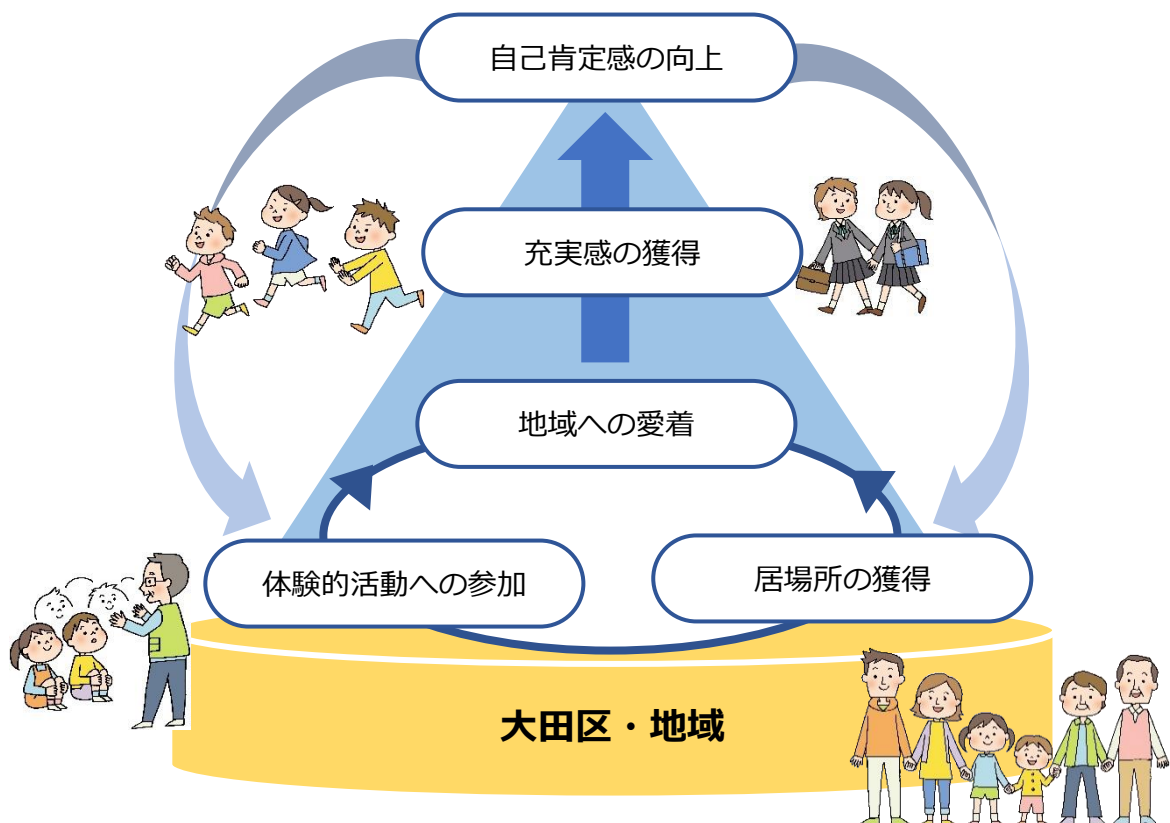
(3)結果からみる考察

調査結果を分析した結果、居場所の数の多さや自己肯定感の強さが生活への充実感、地域への愛着、他者との関係や自分の将来に対する明るいイメージに影響があるということがわかりました。また、地域への愛着の度合いと体験的活動への参加状況についても関係性がみとれる結果となっています。

これらの結果には相互に関連性が認められ、地域行事やイベント等の体験的活動へ参加することにより地域への愛着が増し、さらに体験的活動に積極的に関わるようになるという循環が生まれているものと考えられます。さらに、この循環により充実感を獲得し、自己肯定感が向上することで、より積極的な姿勢を身に付け、循環が繰り返されていくことが考えられます。

一人ひとりの状況や価値観は異なりますが、体験的活動への参加等を通じて経験を積み重ね、充実感を得て自己肯定感の向上を図るプロセスを意識した子ども・若者支援施策を展開する必要があります。

■子ども・若者の育成にあたっての循環イメージ



4 青少年を取り巻く課題

(1) 健やかな心と体づくりと基本的な生活習慣の定着

①生活習慣と食育について

子どもの心身の健康や意欲は、正しい生活習慣のもとでの充足感のある生活が基盤となります。また、生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていく基礎になるとともに、食育は心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となることが期待されます。

しかし、近年では、特に 20 代において朝食欠食率の高さや偏った栄養摂取といった食生活の乱れが見られることから、子どもの頃から食に対して基本的な知識や習慣を身に付け、健全な食生活を実践することができるよう、家庭・学校・地域が一体となり取り組むことが重要です。

②思春期特有の健康課題について

思春期特有の健康課題としては、未成年による飲酒・喫煙のほか、10 代による性感染症や人工妊娠中絶、薬物の乱用などがあげられます。このような事態を未然に防ぐためにも、子ども・若者自身が自らの心身の健康に関心を持ち、正しい知識を持ち行動することができるよう、家庭・学校・地域が協力し、周囲の大人が導くことが重要です。

(2) 自己肯定感の向上と社会的・職業的自立の実現

①自己肯定感の向上について

教育再生実行会議が平成 29 年に示した「第十次提言」では、「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」をテーマとして、子どもたちが自信をもって成長し、よりよい社会の担い手となるには子どもたちの自己肯定感を育む必要性があるとしています。また、自己肯定感については、「自ら努力した結果得られる達成感や他者からの評価を通じて得られる自己肯定感」と「自分の長短や個性を冷静に受け止めることで得られる自己肯定感」の2つの側面があるとして、バランスよく育む取り組みを推進することが求められています。

②キャリア形成の支援について

若者が社会に出て自立し、活躍するためには、各学校段階において社会的・職業的自立に必要とされる能力・態度を育てるキャリア教育に取り組むとともに、学校以外の場所でも職業能力開発の機会を持つことで職を得て経済的基盤を築くことが大切です。

しかし、平成 23 年の中央教育審議会による「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」においては、非正規雇用率の高さや若年無業者の存在などに

より「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないこと、また、未熟な職業意識・職業観、進路意識や目的意識が希薄なまま進学する若者の増加などによる「社会的・職業的自立」に向けた課題が指摘されており、社会が一体となってキャリア教育・職業教育を行い、子ども・若者のキャリア形成を支援することが重要です。

③次代を担う人材育成について

教育再生実行会議が令和元年に示した「第十一次提言」では、「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について」をテーマとして、我が国における第4次産業革命(AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTなど)の遅れに危機感を抱き、子どもたちが加速化する社会の変化に対して、積極的にチャンスを見出し、活用・活躍していけるよう教育を通じて必要な資質・能力を育成していくことが大切であるとしています。

また、平成27年には、国連で「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、地球規模の課題に全世界が共に取り組むべき普遍的な目標が示されています。目標の達成には、社会におけるあらゆる主体が積極的な役割を果たすことが期待されていることから、グローバルな視点や社会課題解決の視点をもった人材の育成が求められています。

(3)社会参加と豊かな人間性の醸成

子ども・若者が社会体験活動等に参加することは、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働する能力等を育むうえで効果が高い経験であるとされています。社会に参加して自分の世界を広げることは、特に、子ども・若者が地域の中に自宅とは異なる場所での居場所を見出したり、自分が大人になったときの姿を周囲の大人に見出すなど、自分を助けることにもつながることから、誰もが均等に社会に参加する機会を与えられることが求められています。

(4)子どもの貧困対策

厚生労働省が令和元年に実施した「国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率自体は徐々に低下している傾向がみられるものの、18歳未満の子どもがいる世帯の貧困率は13.5%と、およそ7人に1人の割合となっています。さらに、18歳未満の子どもと大人が1人の世帯(ひとり親世帯)になると貧困率は48.1%にのぼるほか、「全国ひとり親世帯等調査」(平成28年度厚生労働省実施)では、ひとり親家庭の大学進学率が低い状況にあることが確認されています。生まれ育った家庭の経済状況等により、子どもの学習・体験の機会に格差が生じることのないよう、また、進路の選択肢が狭まることで将来の夢が断たれることがないよう、教育機会の提供、生活習慣の改善や親の就労支援など子どもを第一に考えた包括的な支援体制が必要とされています。

(5)児童虐待防止対策

厚生労働省の「福祉行政報告例」によると、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は平成30年度に159,838件となり、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比し約13.7倍の増加となっています。近年では面前DV(子どもの面前における家庭内暴力)による子どもへの心理的虐待事案も増加傾向にあります。また、子どもの生命が奪われる重大な虐待事件も後を絶たず、平成30年検挙の児童虐待事件においては、被害児童数1,394人のうち36人が死亡に至っています。児童虐待全体の加害者は実父が43.8%で最も多いとされていますが、児童が死亡に至った事件では、実母が加害者のケースが57.5%と最も多くなっています(警察庁「少年の補導及び保護の概況」)。児童虐待は保護者の子育ての悩みや周囲からの孤立、家庭の不和や経済的な問題など、多様な事情が要因として考えられることから、地域社会や関係機関が一体となり、虐待の未然防止・早期発見・早期対応など、切れ目のない支援ができる社会を築くことが必要とされています。

(6)いじめと不登校対策

①いじめについて

いじめは、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その子どもの生命や身体に重大な危険を生じさせたり教育を受ける権利を著しく侵害することにつながります。文部科学省国立教育政策研究所による「いじめ追跡調査(2013～2015年)」によると、小学校におけるいじめの被害経験率は40～60%で推移しているとされています。また、近年ではスマートフォンやSNS(ソーシャルネットワークサービス)の普及に伴い、SNS上によるいじめへの対応も大きな課題となっています。

②不登校について

小・中学校の不登校児童生徒数について、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると平成 25 年度から平成 30 年度にかけて増加し続けており、不登校の要因としては「家庭に係る状況」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」の順で多くなっています。不登校に至る理由が多岐にわたることから、子どもの悩みや不安に気づき、受け止め、相談にあたる体制の整備が重要です。

(7)ひきこもりと若年無業者の社会参加支援

①ひきこもりについて

内閣府が行った「若者の生活に関する調査(平成 27 年実施)」によると、15～39 歳におけるひきこもり群の出現割合は 1.57%となり、全国で 54.1 万人いるものと推計されました。また、ひきこもりになってからの期間が「7 年以上」とする割合が 34.7%で平成 22 年に行われた調査結果(16.9%)の倍近い値が出ており、ひきこもりの長期化が大きな課題となっています。

②若年無業者について

総務省「労働力調査」によると、令和元年における 15～39 歳の無業者数は 74 万人にのぼり、15～39 歳の人口に占める割合は 2.3%となっています。さらに、総務省「就業構造基本調査(平成 29 年度)」によると、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由(病気やけが、勉強を理由とする者を除く)として、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」といった回答が多く、さまざまな理由により就業に結びついていない若者に、きめ細やかに対応できるサポート体制を整えることが重要です。

(8)犯罪被害防止と再犯防止対策

①検挙・補導人員について

刑法犯少年(犯罪少年)の検挙・補導人員は全国的にも減少傾向にあります。警視庁「令和元年中 少年育成活動の概況」によると、再犯者率は平成 23 年以降 30%台で上昇傾向にあるとされています(特殊詐欺の再犯率が高いことが影響)。検挙・補導人員は減少していますが、年齢別で見ると小学生の割合が増加しています。

②SNS等による犯罪被害について

スマートフォンや SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などが児童生徒に急速に普及していることに伴い、児童生徒が SNS 等の不適切な利用によるトラブルや犯罪に巻き込まれる事例が発生しています。子どもが適切な情報の取捨選択ができるようになるだけでなく、情報の発信も適切に行い、被害者にも加害者にもならないよう、メディアリテラシーを身に付けることが重要です。

③麻薬等について

警察庁の「令和元年における組織犯罪の情勢」によると、大麻事犯により検挙された 30 歳未満の人数は平成 26 年以降増加傾向にあり、令和元年は 2,559 人となっています。また、大麻事犯で検挙された人数の約 60%が 30 歳未満となっており、子ども・若者の大麻等の乱用の実態を把握し、麻薬等の危険性や有害性について広報啓発・教育に取り組むことが重要です。

(9)青少年の育成環境の整備に向けた地域の役割

子ども・若者を取り巻く環境は一人ひとり異なるため、一人ひとりが有する困難もまた1つ1つ異なります。貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、自己肯定感の弱さ、虐待など課題は多岐に及び、これらが複合的に重なり合い、一層複雑化した課題として表面化するケースがあります。また、家庭は子ども・若者の健やかな成長を支える大事な基盤ですが、地域のつながりの希薄化や核家族化により、親が子育てを他者から学んだり支え合う機会が減少しています。

課題が多岐にわたり、一人ひとりの状況が異なるからこそ、横の連携を強化し、一体的かつ柔軟に課題を解決する体制を整備することが重要です。また、地域社会においても、子ども・若者が一人ひとり違う存在であるという多様性を認め、すべての人が包摂される共生社会を実現することが重要です。

5 第六次行動計画の総括

(1)全体の総括評価

第六次行動計画における3つの基本目標における重点事業について、次のとおり評価を行いました。

【指標達成状況】

- ・重点事業の「モノサシ指標」の達成状況により、各事業についてA～Eの5段階評価を行いました。
(単位:重点事業数)

	基本目標1	基本目標2	基本目標3	合計
A: 目標を上回る成果・実績	2	3	2	7
B: ほぼ目標通りの成果・実績	2	1	2	5
C: 現状値からあまり変化がなかった	1	1	2	4
D: 現状値より悪化してしまった	2	1	0	3
E: 何らかの理由により評価不可	3	1	1	5
合計	10	7	7	24

【総括評価】

- ・定量評価だけでなく、事業の波及効果等の定性的な成果を含めて、総合的な評価をA～Eの5段階で行いました。
(単位:重点事業数)

	基本目標1	基本目標2	基本目標3	合計
A: 目標を上回る進捗・前倒しの執行	2	3	1	6
B: 計画通りの進捗	8	3	5	16
C: 計画の6割以上の進捗	0	0	0	0
D: 計画の6割未満の進捗	0	0	0	0
E: 重大な遅れ、進捗なし、評価困難	0	1	1	2
合計	10	7	7	24

各重点事業について実施した評価を基に、次のとおり総括評価を行いました。

①子ども・若者の育成支援を担う地域ネットワークの構築

モノサシ指標で定めた目標の達成状況をみると、目標を上回る成果・実績があったものが多く、青少年のニーズに対応できる体制整備が進んできていることや、地域の協力が一定程度得られていることなどがうかがえます。一方で、相談件数の増加など、課題を抱えた青少年が増加・顕在化しており、さらに育成支援施策を推進するとともに、より多くの主体が関わる必要があることから、それぞれの活動主体・地域が連携し、有機的なネットワークを構築していくことが求められます。

②増加、多様化する相談に対応しうる相談機能の強化

各種相談事業については、新規相談窓口の開設、事業周知、アウトリーチの取り組みの効果等により、多くの窓口において相談件数の増加がみられ、支援を必要とする青少年のニーズに応えられていると推察できます。引き続き、事業周知やアウトリーチ等により相談しやすい環境を整えるとともに、相談機関と関係機関のつながりを密に、相談から必要なサポートに的確に結び付けられるよう、相談機能を強化する必要があります。

③地域の参加を有機的に結びつける仕組みの充実

「社会を明るくする運動」や「子どもガーデンパーティー」等の行事への参加者は目標を上回る実績があり、多くの区民が参加しています。一方、「リーダー講習会」の参加者数や「家庭・地域教育力向上支援事業」の実施団体数は伸び悩んでいます。さらなる事業周知を行うとともに、啓発から講習会参加、講習会参加から活動へと、段階的につなげていける仕組みを検討する必要があります。

④子ども・若者の居場所、交流の場の拡充

「中高生の居場所づくり」では、利用者数が増加、かつ実績が目標値を上回るなどニーズの高さが伺える事業となっています。地域の居場所、活躍の場、他者との交流の場として機能するよう、さらなる拠点の拡充を図る必要があります。

⑤新型コロナウイルス感染拡大による影響と社会情勢の変化に注視した子ども・若者支援

新型コロナウイルスの影響により評価ができなかった事業がいくつかあります。新型コロナウイルスが、青少年の生活等に与える影響(景気後退に伴う雇用情勢の変化、風評被害・中傷、心身に及ぼす影響、ひきこもり・不登校の増加等)を注視しながら、情報通信技術の活用を図るとともに、対面と非対面をうまく組み合わせた支援等、これまでの方法を見直しながら、必要な施策に取り組む必要があります。

第六次行動計画における各重点事業について、基本目標毎に実施した評価結果は、次のとおりとなっています。

(2)基本目標1「青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します」の評価

●これまでの取り組み

- 区立学校 88 校で体力向上プログラムや規範意識向上プログラムを実施しています。精神保健福祉相談の相談実人数については増加傾向にあり、かつ複雑な課題を抱えるケースが増えています。
- 区内各校において児童・生徒に対する個人面談を実施し、「子どもの悩みに気付くことができた」との回答割合は毎年度 90%以上を維持できています。
- 子どもたちの成長、また、子ども・若者育成支援を担う人材を育成する観点から「小学生」、「中高生」、「成人」を対象にしたリーダー講習会を実施しています。
- 中高生の居場所づくりとして、いつでも自由に立ち寄ることのできる「中高生ひろば羽田」を開設し、利用者数は年々増加しており、実績が目標値を上回っています。
- 同年代の多様な文化活動の成果発表や体験ができる場として「Oh!!盛祭の開催支援」を行っていますが、令和元年度は新型コロナウイルスの影響により中止となっています。

●現状と課題

- 朝食を摂らない中学生の割合は、直近で把握している値では東京都平均よりも高く、増加の傾向がみられます。また学校によっても取り組みの差がみられるため、全区的な食育推進の取り組みをより一層推進する必要があります。
- 各小中学校において実施している精神保健福祉相談件数の増加は、事業周知やスクリーニングの成果といえますが、件数の増加に対応したサポート体制を整えることが必要です。
- 児童・生徒に対し各小中学校において実施している個人面談では、「子どもの悩みに気付くことができた」との回答割合が 90%以上を維持できているものの、わずかに減少の傾向がみられることから、スクリーニングの一環として面談者の資質向上を図る必要があります。
- リーダー講習会においては、特に中高生対象の講習会の参加率が減少しています。人材の養成・確保の観点から、講習会により多くの区民に参加してもらえるよう、ニーズの把握とともに、講座内容のブラッシュアップを行う必要があります。
- 中高生の居場所に対するニーズが高いことから、地域の居場所、世代間交流の場所等のさらなる拡充が必要です。

基本目標1のうち重点事業ごとのモノサシ指標の達成状況については、次のとおりとなっています。

重点事業	事業内容	モノサシ指標	実績値		目標値	
			平成28年度	令和元年度	令和2年度	
1	食育の推進、 基本的生活習慣の確立 〔指導課〕	学校教育のあらゆる機会を通して食育を推進する。全校に食育推進チームを組織し、学校における食育を推進する中核となる食育リーダーを配置し、食育に関する指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成・実施。また、年2回、5月・10月を「早寝、早起き、朝ごはん月間」とし、家庭における基本的生活習慣の啓発を図る。	中学校における、朝食を摂らない人数の割合	2.6%	未実施	2.3%
2	精神保健福祉相談 〔地域健康課〕	心の健康相談（ひきこもり・依存症・自殺企図・思春期などの問題を含む）に対応するため、必要に応じ専門医による相談を紹介、実施する。	相談実数	実 34 人	実 61 人	実 20 人
3	児童・生徒に対する個人面談の実施 〔指導課〕	学校生活調査（メンタルヘルスチェック）や個人面談を通して、児童・生徒一人ひとりの日常生活の様子やよい面、悩みや不安などを把握し、児童・生徒の心に寄り添った支援をする。	「子どもの悩みに気付くことができた」回答割合	97.5%	※新型コロナウイルスの影響により未実施	毎年90%以上
4	体力向上プログラムの実施 〔指導課〕	体力向上プログラム及び食育推進計画に基づき、児童・生徒一人ひとりの健康の増進と体力の向上をめざす。	実施校数	88 校	88 校	88 校
5	リーダー講習会(成人対象) 〔地域力推進課〕	青少年とインターネット、スマホ問題、青少年の居場所等について学ぶ青少年教育指導者セミナーや体験活動の重要性を学ぶ自然体験キャンプセミナーを実施し、地域の青少年活動に関わる指導者・世話人の育成と資質の向上を図る。	参加者数	42 人	51 人	70 人

重点事業	事業内容	モノサシ 指標	実績値		目標値	
			平成 28年度	令和 元年度	令和 2年度	
6	規範意識向上プログラムの実施 〔指導課〕	各学校は、道徳教育全体計画の中に、規範意識向上プログラムを位置付け、道徳教育の一層の充実を図り、児童・生徒一人ひとりに社会のルールやマナーを身に付けさせる。	道徳教育年間指導計画にのっとった道徳授業の実施	大田区立学校 88校で 35時間以上 (小学校 1年は 34時間以上)	大田区立学校 88校で 35時間以上 (小学校 1年は 34時間以上)	大田区立学校 88校で 35時間以上 (小学校 1年は 34時間以上)
7	リーダー講習会(小学生対象) 〔地域力推進課〕	社会活動、野外活動を中心として、異年齢間の交流、協調、グループワークの楽しさ等を体験する機会として実施する。	参加率 (対定員 300名)	84.0%	60%	毎年90%以上
8	Oh!!盛祭の開催支援 〔地域力推進課〕	青少年自らが中心となって、企画・運営にあたる当該事業をさらに充実・発展させるため支援する。	参加者数	1,400人	※新型コロナウィルスの影響により中止	約1,200人
9	中高生の居場所づくり 〔子育て支援課〕	児童館で実施している中学生タイムをはじめ、子ども交流センター等の大規模児童館において、中高生の交流活動支援を実施する。	利用者数	19,861人	23,874人	約20,000人
10	リーダー講習会(中高生対象) 〔地域力推進課〕	野外活動、ゲーム指導実習、講義、グループ活動、宿泊実習などを通して、リーダーとしての心構えや指導技術を身につける。 (通称「ティーンズパワーあっぷセミナー」)	参加率 (対定員 80名)	62.5%	40.0% ※新型コロナウィルスの影響により冬季開催中止	毎年70%以上

(3)基本目標2「支援を必要とする青少年をサポートします」の評価

●これまでの取り組み

- 障がいのある青少年の相談支援では、平成 31 年3月に障がい者総合サポートセンターの「さぽーとぴあ B 棟」を開設し、学齢期の発達障がい支援事業を開始しました。
- 児童・思春期相談件数や「大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA」による新規相談件数においても相談件数は増加の傾向がみられるなど、支援を必要とする青少年が少しずつ相談につながっていることが伺えます。
- 社会を明るくする運動の参加者数は順調に増加しており、令和元年度時点で目標値を上回る実績となりました。
- 多言語相談事業における教育・学校分野の相談件数は、計画初年度と比較して減少が見られる一方、改正入管法の施行や新型コロナウイルスの影響等により相談内容の複雑化・多様化が進んでおり、対応に時間を要する案件が増加しています。
- 子ども学習支援事業の計画期間における利用者数は増加傾向にあります。

●現状と課題

- 各種相談件数が増加傾向にあることから、支援を必要とする青少年が相談窓口につながるようアウトリーチを拡充させるとともに、相談件数の増加、複雑化等に対応できるサポート体制を整えることが必要です。
- 引き続き、社会を明るくする運動や更生の意義等についての周知を図るため、工夫をこらした啓発活動が求められます。
- 多言語相談事業について、新型コロナウイルスの影響に伴う生活維持、就労等新たなニーズも予想されることから、事業のさらなる周知により、区内在住外国人の支援を図ります。
- 子ども学習支援事業については、新型コロナウイルスの影響により、学習支援のスタイルを変更しながら対応していますが、引き続き一人ひとりの学習習熟度にあわせた学習支援や高校進学後のフォローを実施していくことが必要です。

基本目標2のうち重点事業ごとのモノサシ指標の達成状況については、次のとおりとなっています。

重点事業	事業内容	モノサシ指標	実績値		目標値	
			平成28年度	令和元年度	令和2年度	
1	相談窓口の充実 〔障がい者総合サポートセンター〕	発達障がい相談延件数 ※発達障がいの18歳未満の相談件数	99件	581件 (内訳： A棟44件、 B棟537件)	200件	
2	個別相談 〔地域健康課〕	区民の精神保健の保持及び向上を図るため、本人や家族・関係者からの相談を受ける。	保健師による児童・思春期相談数 家庭訪問実10件 延17件 所内相談延84件 電話相談 195件	家庭訪問19件 所内相談123件 電話相談 221件	家庭訪問40件 所内相談80件 電話相談 270件	
3	社会を明るくする運動の推進 〔総務課〕	犯罪と非行防止、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動に、保護司会を中心とした大田区推進委員会を設置し、運動の推進を図る。	各関係行事延べ参加者数	14,464人	34,754人	20,000人
4	児童虐待防止ネットワークの充実 〔子ども家庭支援センター〕	大田区要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議等）を開催し、児童虐待防止ネットワークを構築する。	※指標設定なし	-	-	-
5	多文化共生推進センターの運営 〔国際都市・多文化共生推進課（国際都市おおた協会）〕	多文化共生施策を推進するため、交流機会・学習機会の提供や身近な相談機能などを備えた施設を運営する。	多言語相談（教育・学校）件数	174件	154件	240件

重点事業	事業内容	モノサシ 指標	実績値		目標値	
			平成 28年度	令和 元年度	令和 2年度	
6	生活再建・就 労サポートセ ンターJOB OTA 〔蒲田生活福祉課〕	様々な理由により経済的 に困窮し、生活・仕事・住 まいなどについての悩み を抱える方に対し、支援員 が相談を受け、その人の課 題解決をサポートする。ま た、相談者の就労を支援す るほか、ひきこもりや就労 に不安のある方等に対し、 日常生活・社会生活自立訓 練、職場体験などの就労準 備支援事業を行う。	新規相談 件数（10 代・20代）	126件	177件	110件
7	子ども学習支 援事業 〔蒲田生活福祉課〕	生活困窮状態にある世帯 の子ども達に対しての学 習支援を通じて、基礎学力 の定着と高校進学への支 援を行う。また、生活習慣・ 社会性の育成など、社会生 活の基礎を身に付ける支 援も併せて実施する。将来 の進路選択の幅を広げる ことと併せて、貧困の世代 間連鎖を防ぐことを目的 とする。	利用者数	129人 (平成29 年度)	151人	160人

(4)基本目標3「青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します」の 評価

●これまでの取り組み

- 子どもガーデンパーティーは事業実施までの活動を通して、地域の絆が深まるとともに、子どもたちが地域の手づくりのお祭りを楽しみ、地域に愛着を持つ貴重な機会となっており、参加者数は目標値を上回っています。
- 学校支援地域本部(スクールサポートおおた)において、新任研修やコーディネーター研修・交流会を実施しました。また、「スク・サポ通信」を発行し、各校の取組みの紹介等情報提供を行ったほか、リーフレットの配布により、事業の周知に取り組んでいます。
- こども SOS の家事業については、事業周知により例年協力員の微増がみられます。
- 家庭・地域教育力向上支援事業では、各関係団体の事業活動において、子育てや子どもに関わる様々な課題等をテーマに取り上げて講演会・学習会を実施しています。実施団体数は横ばいで推移しています。
- 区民活動コーディネーター養成講座の延べ受講者数は増加傾向にあり、区民活動を発展させる環境の整備が進みました。

●現状と課題

- 子どもガーデンパーティーは、より多くの区民に周知し、来場者数の増加を図るとともに、協力部局の拡大を図り、展示・体験ブース等のさらなる内容の充実を進める必要があります。また、各地域の PR アイテム・手法を工夫する必要があります。
- 更なる学校支援地域本部(スクールサポートおおた)活動充実のため、支援策を検討します。
- こども SOS の家事業は、子どもの緊急時の避難場所としてのさらなる事業周知を図るための広報活動の強化や協力員の増加に向けた説明会の実施等、継続的な取組みが必要です。
- 家庭・地域教育力向上支援事業は、地域で活動する団体への事業の周知を行い、講演会や学習会の実施団体数の増加を図る必要があります。
- 区民活動コーディネーター養成講座については、区民活動団体運営、活動手法等に関するスキルアップに向けた段階的な講座運営を推進すると共に、地域活動の継続化に向けた関係機関との連携が課題となります。

基本目標3のうち重点事業ごとのモノサシ指標の達成状況については、次のとおりとなっています。

重点事業	事業内容	モノサシ指標	実績値		目標値
			平成28年度	令和元年度	令和2年度
1	子どもガーデンパーティーの開催 〔地域力推進課〕	参加者数	59,462人	62,738人	約60,000人
2	学校支援地域本部（スクールサポートおおた）の充実 〔教育総務課〕	学校支援地域本部による活動に参加した地域ボランティアの数	46,689人	53,292人	45,000人
3	青少年をめぐる環境浄化推進活動の充実 〔地域力推進課〕	青少年健全育成大会参加者数	423人	大田区青少年表彰式は、新型コロナウイルスの影響により開催中止	500人
4	こどもSOSの家事業 〔地域力推進課・防災危機管理課〕	登録件数	2,455件	2,630件	3,000件

重点事業	事業内容	モノサシ 指標	実績値		目標値
			平成 28年度	令和 元年度	令和 2年度
5	子ども会活動 などへの支援 〔地域力推進課〕	子ども会 リーダー 保険加入 団体数	88件	83件	100件
6	家庭・地域教 育力向上支援 事業 〔教育総務課〕	実施団体 数	22団体	19団体 ※感染症感 染抑制のため、4団体実 施できず	40団体
7	区民活動コー ディネーター 養成講座 〔地域力推進課〕	区民活動 コーディ ネーター 養成講座 の受講者 延べ数	258人	356人	372人



第3章 施策の展開

1 計画の基本理念

子ども・若者の一人ひとりが持つ能力を生かし、自立し、未来を切り拓いていける社会にしていくことが子ども・若者育成支援の最大の目標です。

目標の実現に向け、子ども・若者が成長していく過程で身に付けなければならないことは多数ありますが、とりわけ社会との関わりを自覚し、多様な他者と連携・協働しながら生きていく力をつけることが重要です。そのためには多様性を認め、他者を思いやる寛容の心を育むことが重要であり、人と人とのふれあいの中で育んでいく必要があります。

また、地域での活動や人とのふれあいの中で自分の居場所や役割を見出し、コミュニティの一員としての自覚や自己肯定感を育むとともに、多角的な視点や国際社会の一員としての自覚を促すことも重要です。

新型コロナウイルス感染拡大による産業、労働、教育、生活を含むあらゆる面でもたらされた急速な変化は、新しい生活様式への移行により利便性、効率性が向上する一方で、予測が困難な将来への不安をはじめ、子ども・若者の心身に様々な影響を及ぼしています。

オンライン配信での学習の機会やリモート会議の推進、SNS等の情報通信機器を活用した相談体制の整備等、情報通信機器を活用した育成支援を推進する一方で、体験的活動による人とのふれあいの機会や自己肯定感を育む機会の確保等をバランスよく組み合わせながら、子ども・若者の育成支援に向け取り組んでいく必要があります。

先行きが不透明な時代の中でも、全ての若者が持てる能力を活かしてチャレンジと試行錯誤を繰り返しながら自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚し、自立した個人として未来を切り拓いていけるよう、本計画では下記を目指す青少年像とし、3つの基本目標を柱とします。

【目指す青少年像】

心身ともに健やかで、地域社会の一員としての自覚や他者への思いやりの心と規範意識を持ち、自立的に行動できる青少年

2 基本目標

1 目標設定の視点

本計画では、「青少年健全育成のための大田区行動計画(第六次)」の総括評価や青少年問題協議会等での意見を踏まえ、青少年を取り巻く現状と課題に対応するため、①子ども・若者への支援、②支援を必要とする当事者及びその家族を含めた支援、③子ども・若者を取り巻く地域との連携に基づく支援という3つの視点から目標を設定しています。

基本目標Ⅰ 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します

青少年の健やかな成長には、心と体の調和のとれた発達が大切です。この基礎のうえに、青少年が自立した個人として、他者と共に社会を築いていく主体として成長していけるように支援します。

基本目標Ⅱ 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします

青少年は、小学生期、中学生期など、それぞれの成長過程にある課題を克服しながら成長し、社会的・職業的に自立していきます。

しかし、個々の青少年を取り巻く環境は様々であり、問題を乗り越えることに時間を要したり、また、乗り越えることが難しい場合もあります。

支援を必要とする青少年やその家族の状況を的確に把握するとともに、長期的な視点から課題の全体像を見通し、切れ目のない支援を行っていきます。

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します

青少年は、社会の中で大切に育まれるべき存在です。青少年にとっての最善の利益を考え、区民相互の連携・協働によって、青少年を温かく見守り、地域力を活かしながら、その成長を支援していく環境や体制づくりに取り組みます。

3 計画推進にあたっての基本的視点

(1)多様性と一人ひとりの最善の利益を尊重する視点

子ども・若者を 1 人の人間として、大人と共に生きるパートナーとして捉え、違いを認め合う多様性の視点に基づき、子ども・若者の将来を見据え、最善の利益を考慮した支援を行います。また、子ども・若者が地域社会の一員としての自覚を持ち、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代を担うことができるよう必要な支援を行います。

(2)一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援の視点

困難を有する子ども・若者及びその家族への支援にあたっては、ライフステージを見通した切れ目のない支援を行うとともに、一人ひとりの置かれた状況等を総合的に把握した上で、関係機関が連携し、必要な支援の提供に向け取り組みます。

(3)社会全体で支援に取り組み誰一人取り残さないという包摂的支援の視点

子ども・若者が健やかに成長することができるよう、良好な家庭的環境や社会環境の形成に努めます。また、地域におけるすべての構成員(地域、企業、団体、関係機関、行政等)がそれぞれの特色を活かして役割を果たし、相互・補完的に子ども若者を育成・支援する包括的な連携体制の整備に取り組みます。

(4)新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな発想に基づく対策の視点

新型コロナウイルス感染症による経済停滞の局面から回復期に至るには数年を要する可能性があり、新たな生活様式の導入、デジタル化の推進等に伴い、従前の価値観やライフスタイルがますます多様化することが見込まれます。新型コロナ感染症を契機とし、従前の施策、事業に関する見直しを進め、地域、行政機関、関係団体等での連携を推進し、新たな発想に基づく対策等に取り組んでいきます。

4 計画とSDGsの関係

SDGsとは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、国連により2030年に向けて設定された国際目標で、17の分野別目標が掲げられています。

SDGsが目指す目標や方向性は本計画における子ども・若者施策における目標や方向性と共通する部分が多いことから、本計画において各施策とSDGsの分野別目標との関連を明確にし、持続可能な社会の構築という視点をもって計画を推進していきます。



持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

（外務省ホームページより引用）

●SDGsの17個の分野別目標の内容

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標 1【貧困】</p> <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標 2【飢饉】</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標 3【保健】</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標 4【教育】</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標 5【ジェンダー】</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標 6【水・衛生】</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標 7【エネルギー】</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標 8【経済成長と雇用】</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標 9【インフラ、産業、イノベーション】</p> <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標 10【不平等】</p> <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標 11【持続可能な都市】</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>12 つくる責任つかう責任</p> 	<p>目標 12【持続可能な消費と生産】</p> <p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>目標 13【気候変動】</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標 14【海洋資源】</p> <p>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標 15【陸上資源】</p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標 16【平和】</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標 17【実施手段】</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

出典元：外務省国際協力局「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」（平成29（2017）年3月）

5 計画書の見方

各個別目標ごとに、「関連するSDGs(アイコン)」、「現状と課題」、「今後の方向性」、「目標を構成する事業」、「重点事業」の5項目を記載しています。なお、重点事業以外の事業内容については第4章(○ページ)の施策一覧に記載してあります。

■基本目標
目指す青少年像の実現に向けて設定した3本の基本目標を示しています。

■個別目標
基本目標を構成するさらに細分化された個別の目標を示しています。

■関連するSDGs
個別目標に関するSDGsの分野別目標のアイコンを示しています。

■現状と課題
個別目標に関する子ども・若者を取り巻く現状・課題について示しています。

■今後の方向性
個別目標がめざす方向性を示しています。

■目標を構成する事業
目標達成のために構成する事業を示しています。重点事業には「重点」、新規事業には「新規」、新規かつ重点の事業には「新重」、再掲事業には「再掲」のアイコンを記載しています。

■重点事業
重点に該当する事業は、「事業名」、「所管課」、「関係するSDGsの分野別目標のアイコン」、「事業内容」、「モノサシ指標」を示しています。「モノサシ指標」では、計画の最終年度である令和7年度の目標値を示しています。

基本目標 1 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します

個別目標 I-4 コミュニケーション能力の向上を図ります

関連するSDGs

■現状と課題

国際化が進み、多種多様な価値観や文化への理解が一層求められています。子どもたちが誰に対しても思いやりの心を持つことや、多様性を尊重し自分と異なる意見や立場を大切にするとともに、思考力、判断力、表現力等を育成する必要があります。また、自分や相手の考えを相互に伝え合い、理解できるよう言語活動を充実するとともに、人間関係力の基礎となるコミュニケーション能力の向上が求められています。

■今後の方向性

青少年が、かけがえのない今を充実して生き、次代の中心的な担い手として成長していくためには、「自分の考えをしっかりと表明する力」、「他者の意見を聴く力」、「考え方の違いを尊重しながら、相互理解を進める力」を兼ね備えたコミュニケーション能力を身に付けていくことが不可欠です。

そのため、異世代との活動を通じた交流や、企画、運営を含む様々な活動体験の機会を提供することにより、自ら考え、他者と協力し合いながら活動していく意欲やスキル等を習得し、青少年が他者と豊かに関わりあえるような支援を行います。

■目標を構成する事業

No.	事業名		
1	重点	リーダー講習会(小学生対象)	
2	重点	リーダー講習会(中高生対象)	
3	新・重	子ども交歓会	
4		読書活動の充実	
5	再掲	重点	国際理解教育の推進
6	再掲	中学生職場体験の充実	

■重点事業

事業名	リーダー講習会(小学生対象)	所管課	地域力推進課													
事業内容	社会活動、野外活動を中心として、異年齢間の交流、協調、グループワークの楽しさを体験する機会として実施します。															
方向性・モノサシ指標	<p>■定員に対する参加率(%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e6f2ff;"> <th>令和元年度【現状値】</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度【目標値】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table>				令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	60%					80%
令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】											
60%					80%											

6 基本目標と方向性(計画の体系)

<p>目指す 青少年像</p>	<p>心身ともに健やかで、地域社会の一員としての自覚や 他者への思いやりの心と規範意識を持ち、 自立的に行動できる青少年</p>		
<p>基本目標Ⅰ</p> <p>青少年の健やかな成長と 社会的自立を支援します</p>	<p>I - 1</p>	<p>基本的な生活習慣を身につけることを支援します</p>	
	<p>I - 2</p>	<p>健やかな心と体づくりを支援します</p>	
	<p>I - 3</p>	<p>社会的・職業的自立と次代を担う人材の育成</p>	
	<p>I - 4</p>	<p>コミュニケーション能力の向上を図ります</p>	
	<p>I - 5</p>	<p>社会参加と共生を促進します</p>	
	<p>I - 6</p>	<p>社会貢献する心を育みます</p>	
<p>基本目標Ⅱ</p> <p>支援を必要とする青少年や その家族をサポートします</p>	<p>Ⅱ - 1</p>	<p>障がいのある青少年への支援の充実を図ります</p>	
	<p>Ⅱ - 2</p>	<p>いじめ、不登校対策等の充実を図ります</p>	
	<p>Ⅱ - 3</p>	<p>非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります</p>	
	<p>Ⅱ - 4</p>	<p>児童虐待防止を進めます</p>	
	<p>Ⅱ - 5</p>	<p>誰も自殺に追い込まれることのない社会(大田区)を実現します</p>	
	<p>Ⅱ - 6</p>	<p>外国人の青少年等を支援します</p>	
	<p>Ⅱ - 7</p>	<p>ひとり親家庭、子どもの貧困対策の充実を図ります</p>	
	<p>Ⅱ - 8</p>	<p>ひきこもりや若年無業者対策の充実を図ります</p>	
	<p>Ⅱ - 9</p>	<p>その他、特に配慮を要する青少年・家族を支援します</p>	
<p>基本目標Ⅲ</p> <p>青少年の健やかな成長 を地域で支えるための 環境を整備します</p>	<p>Ⅲ - 1</p>	<p>区民相互の絆を深め、地域力を高めます</p>	
	<p>Ⅲ - 2</p>	<p>安全で安心な環境をつくります</p>	
	<p>Ⅲ - 3</p>	<p>青少年を育成する活動を支援します</p>	
	<p>Ⅲ - 4</p>	<p>多様な団体が連携・協働する地域づくりを進めます</p>	
	<p>Ⅲ - 5</p>	<p>ネットワークの構築と相談体制の充実</p>	

基本目標 I 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します

個別目標 I-1 基本的な生活習慣を身につけることを支援します

関連する
SDGs



■現状と課題

就寝時間が遅くなるにつれ朝食をいつも食べる人の割合は減少しており、睡眠習慣を含む基本的な生活リズム全体の見直しや、子どもの頃からの正しい食習慣の確立が重要とされています。

朝食を摂らない中学生の割合は、直近で把握している大田区における値では東京都平均よりも高い傾向がみられます。全区的な食育推進活動に取り組むと共に、健康的な食生活への理解や関心を深めるための活動や広報活動等のさらなる取り組みを行う必要があります。

■今後の方向性

子どもの心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感ある生活が基盤となり、生活習慣づくりは自己管理能力を身に付けていくことの基礎になります。



健康3原則といわれる「調和の取れた食事」「適切な運動」「十分な休養」を踏まえ、青少年が基本的な生活習慣を身に付けられるように、食育の充実、早寝・早起きの習慣づくりを支援します。

都市化や核家族化の進展により、親となる世代の子育て経験が不足していることも指摘されることから、子育て・家庭教育等に関する学習会や幼児と保護者を対象に、遊びや発達等に関する講座開催にも取り組みます。

■目標を構成する事業

No.	事業名
1	「早寝・早起き・朝ごはん月間」の実施
2	重点 食育の推進、基本的な生活習慣の確立
3	保育園における食育指導
4	児童館における食育指導

重点事業

事業名	食育の推進、基本的な生活習慣の確立					所管課	指導課	
事業内容	<p>学校教育のあらゆる機会を通して食育を推進します。全校に食育推進チームを組織し、学校における食育を推進する中核となる食育リーダーを配置し、食育に関する指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成・実施します。また、年2回、5月・10月を「早寝、早起き、朝ごはん月間」とし、家庭における基本的な生活習慣の啓発を図ります。</p>							
方向性・モノサシ指標	<p>■食育の推進、基本的な生活習慣の確立に向けた取組の実施</p>							
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】		
	88校					88校		

基本目標 I 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します

個別目標 I-2 健やかな心と体づくりを支援します



■現状と課題

青少年の成長のためには、心と体が健康であることが基本です。

体力は、様々な活動の源であるとともに、健康維持のほか意欲や気力等の充実にも大きく関係する要素です。「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」によると、大田区中学生の体力・運動能力の合計点は増加傾向にありますが、引き続き、一人ひとりの子どもの成長に配慮しながら、基礎体力を向上させ、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができるように支援することが必要です。

また、困難を抱えている子ども・若者がいつでも相談できるよう多様な相談体制を整備し、社会全体で受け入れ、支えるとともに、心の健康を図るための支援を行うことが必要です。

■今後の方向性

青少年が社会との関わりに適応し、自らの力で生きていくことができる強くしなやかな心を育むため、心と体両面からの相談体制の充実や啓発に取り組めます。

また、健康な体づくりや基礎的な体力を身に付けることは、健康的な生活を送る上で有効であり、物事に取り組む意欲や気力を充実させることにもつながります。

そのため、青少年の成長や発達に必要な体力の向上を図るため、各種スポーツ教室など青少年がスポーツに親しむ機会や拠点の充実はもとより、体力向上に向けたプログラムの実施等を推進します。


さらに、歯科医師会と連携した啓発事業や医師会や医療機関と提携して、引き続き、青少年に対し良質な医療を提供できる体制づくりに取り組めます。


■目標を構成する事業

No.	事業名
1	重点 精神保健福祉相談
2	みんなでよい歯のまちづくり事業
3	すこやか赤ちゃん訪問

No.	事業名
4	子育て世代包括支援センターの機能整備
5	乳幼児健康診査
6	乳幼児歯科相談
7	幼児歯科健康診査・フッ化物塗布事業
8	予防接種
9	乳幼児経過観察健康診査
10	乳幼児保健指導
11	39歳以下の健康診査
12	育児学級等
13	地域(出張型)健康教育
14	乳幼児発達健康診査
15	エイズ/HIV、STI(性感染症)の予防啓発の充実
16	新・重 はねびよん健康ポイント
17	新規 新成人ピロリ菌検査
18	体力向上プログラムの実施
19	児童・生徒に対する個人面談の実施
20	教育相談の充実
21	新規 がん教育(喫煙防止など)の実施
22	成人歯科健康診査
23	歯周病予防教室

重点事業

事業名	精神保健福祉相談					所管課	地域健康課	
事業内容	心の健康相談(ひきこもり・依存症・自殺企図・思春期などの問題を含む)に対応するため、必要に応じ専門医による相談を紹介、実施します。							
方向性・モノサシ指標	■精神保健福祉相談(児童・思春期)の実人数							
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】		
	実 50 人	→					実 50 人	

事業名	はねびょん健康ポイント					所管課	健康づくり課	
事業内容	18 歳以上の区内在住、在勤の方を対象にウォーキングの歩数や毎日の健康活動などをポイント化し、抽選で景品と交換できる仕組みをつくることで、楽しみながら健康づくりに取り組むことができる、スマートフォンアプリを使った事業です。引き続き、本アプリの普及啓発を進めていきます。							
方向性・モノサシ指標	■利用者数							
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】		
	19,000 人	→			50,000 人			

※令和 5 年度までを事業期間としている。

基本目標 I 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します

個別目標 I-3 社会的・職業的自立と次代を担う人材の育成 **【新規】**

関連する
SDGs



■現状と課題

産業・就業構造が大きく変化する中で、雇用形態が多様化・流動化しています。大田区における若年者の有効求人倍率は近年上昇傾向にあり、高校卒・大学卒の就職内定率も、経済情勢の悪化で落ち込んだ10年前の水準に比べて回復していますが、15歳～34歳の完全失業率は他の年代より高く、15歳～24歳の非正規雇用者の占める割合も他の年代より高くなっています。

少子高齢化、労働力人口の減少、情報通信技術の発展、国際化の進展等に加えて、新型コロナウイルスを契機としたデジタル化の加速化など、急激に変動するこれからの社会を若者が生き抜いていくためには、基礎的な知識・技能を活用し、主体的に判断し、柔軟な発想で問題を解決する能力を育てていく必要があります。

■今後の方向性

全ての子供・若者の学びを保障するとともに、自分の生き方や進路を主体的に選択した上で社会の一員としての自覚をもち自立し、社会参加・社会参画できるよう支援します。

児童・生徒が働くことの意義を理解し、勤労観・職業観を自ら形成するとともに、自己の能力を発揮し、社会の一員としての役割を果たすことができるよう、職場体験の充実や地域の資源や人材を活用し、多様な交流や体験の機会を提供します。



また、国際社会に貢献できる力を育成するとともに、自ら考え、未来を切り拓いていける人材を育成するため、一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、能力や適性に応じた進路実現に向け支援を行います。



学びの場におけるデジタル化を推進するため、情報通信技術の活用による学習の機会を提供し、基礎的学力の向上に取り組むとともに、体験的活動の機会を必要に応じて確保する等、成長の過程で様々な体験を通じた人間関係を築きながら、他人を思いやる心や多様性を尊重できる豊かな人間性を育みます。



目標を構成する事業

No.	事業名
1	平和の映画キャラバン
2	次世代ものづくり人材育成事業「子供向け人材育成事業」
3	おおた少年少女発明クラブ
4	新・重 ICT教育の推進
5	重点 国際理解教育の推進
6	重点 中学生職場体験の充実
7	ものづくり教育の推進

重点事業

事業名	ICT教育の推進		所管課	指導課		
事業内容	すべての児童・生徒の学びを保障するとともに、Society5.0 時代に向けた新たな学びを構築するため、ICT 基盤の整備と教員の指導力向上を図ります。					
方向性・モノサシ指標	■「コンピューターやインターネットなどを活用して、情報を収集して自分の考えをまとめたり、発表したりすることができる」と答えた児童の割合					
	令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】
	41.6%					50.0%

事業名	国際理解教育の推進					所管課	指導課	16 平和と公正をすべての人に 
事業内容	日本の伝統文化や異文化を理解するとともに、外国の方々とのコミュニケーション能力の育成や互いの人権を尊重する態度など、国際社会に貢献できる力を育成するための教育活動を推進します。							
方向性・モノサシ指標	■外国語教育指導員の派遣により、外国の方々と進んでコミュニケーションを行う態度の育成							
	令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】		
	88校						88校	

事業名	ものづくり教育の推進					所管課	指導課	8 働きがいも経済成長も 
事業内容	「ものづくりのまち」の特色を生かし、町工場などに従事する技術者・技能者の協力を得たものづくり学習を行い、児童・生徒のものづくりへの関心を高め、作ることの喜びや、創造性に富み郷土を愛する心を培います。							
方向性・モノサシ指標	■ものづくり教育の推進に向けた取組							
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】		
	88校						88校	

基本目標 I 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します

個別目標 I-4 コミュニケーション能力の向上を図ります

関連する
SDGs



■現状と課題

国際化が進み、多種多様な価値観や文化への理解が一層求められています。子どもたちが誰に対しても思いやりの心を持つことや、多様性を尊重し自分と異なる意見や立場を大切にするとともに、思考力、判断力、表現力等を育成する必要があります。

また、自分や相手の考えを相互に伝え合い、理解できるよう言語活動を充実するとともに、人間関係力の基礎となるコミュニケーション能力の向上が求められています。

■今後の方向性



青少年が、かけがえのない今を充実して生き、次代の中心的な担い手として成長していくためには、「自分の考えをしっかりと表明する力」、「他者の意見を聴く力」、「考え方の違いを尊重しながら、相互理解を進める力」を兼ね備えたコミュニケーション能力を身に付けていくことが不可欠です。


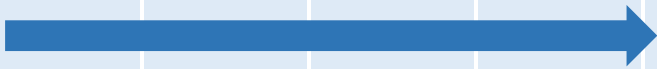
そのため、異なる世代や海外の青少年との活動を通じた交流や、企画、運営を含む様々な活動体験の機会を提供することにより、自ら考え、他者と協力し合いながら活動していく意欲やスキル等を習得し、青少年が他者と豊かに関わりあえるような支援を行います。



■目標を構成する事業



No.	事業名
1	重点 リーダー講習会(小学生対象)
2	重点 リーダー講習会(中高生対象)
3	新・重 子ども交歓会
4	読書活動の充実
5	再掲 重点 国際理解教育の推進
6	再掲 中学生職場体験の充実

重点事業

事業名	リーダー講習会 (小学生対象)	所管課	地域力推進課			
事業内容	社会活動、野外活動を中心として、異年齢間の交流、協調、グループワークの楽しさ等を体験する機会として実施します。					
方向性・ モニサ ン 指 標	■定員に対する参加率(%)					
	令和元年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】
	60%					80%

事業名	リーダー講習会 (中高生対象)	所管課	地域力推進課			
事業内容	野外活動、ゲーム指導実習、講義、グループ活動、宿泊実習などを通して、リーダーとしての心構えや指導技術を身につけます。(通称「ティーンズパワーあっぷセミナー」)					
方向性・ モニサ ン 指 標	■定員に対する参加率(%)					
	令和元年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】
	40%					70%

事業名	子ども交歓会	所管課	地域力推進課			
事業内容	体験活動や地域の人との交流を通して、子どもたちが社会づくりに主体的に取り組む力を身につけます。					
方向性・ モニサ ン 指 標	■参加者数(人)					
	令和元年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】
	416人					600人

事業名	国際理解教育の推進		所管課	指導課			
事業内容	日本の伝統文化や異文化を理解するとともに、外国の方々とのコミュニケーション能力の育成や互いの人権を尊重する態度など、国際社会に貢献できる力を育成するための教育活動を推進します。						
方向性・ モニサ ン 指 標	■外国語教育指導員の派遣により、外国の方々と進んでコミュニケーションを行う態度の育成						
	令和元年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】	
	88校					88校	

基本目標 I 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します

個別目標 I-5 社会参加と共生を促進します

関連する
SDGs



■現状と課題

ライフスタイルの多様化や児童数の増加等を背景として、放課後に家庭で過ごすことが困難な子どもが増えており、子どもの成長段階、ニーズに応じた安心して過ごせる場所の確保が求められています。外遊びや自然とふれあう機会や地域での活動の機会が減少するなど、子どもが主体的に地域と関わり、運営、企画する等、世代間で交流する機会が減少しています。

コロナ禍においても「新しい生活様式」に基づいた地域活動等を通じ体験の機会を確保することや、居場所等の誰もが安心して過ごせる場所を提供することは、他者との関係づくりや様々な体験を通じた充実感、自己肯定感の向上が期待されるため、大切なこととして位置づけられます。

また、国際化の進展等、変化の激しい今後の社会を生き抜くためには、様々な国や地域の人々と共に未来を切り開く態度や能力を育み、国際社会の一員としての自覚や社会貢献への意欲、公共の精神をもち、主体的な行動力をもった人材を育成することが求められています。

社会参加等の体験を通じ子どもたちが興味・関心を広げ、自分自身の特性や才能を伸ばす機会をつくることや、国際感覚豊かなグローバル人材を育成するための支援及び子どもたちが夢や希望をもち生き抜く力を育てていくための体験の機会が必要です。

■今後の方向性



青少年が自立した個人として成長していくには、様々な背景や価値観をもつ他者と共に生きる力を身に付けていくことが大切です。そのため、コミュニケーション能力の向上に加え、社会の一員として地域的・社会的な課題に関心を持つことやその解決能力を身に付けること、人権尊重や多文化共生について理解を深めることを支援します。また、キャリア教育を充実し、自立した社会人となるための勤労観・職業観を育みます。


さらに、青少年が幅広い世代、異なる年齢の子どもたちと協力し創り上げる地域イベントの開催支援や青少年の居場所づくり等を通じ、青少年の社会参加の機会を確保すると共に、区立施設を活用した青少年の自立促進に向けた事業を推進し、青少年の社会参加と共生の促進に向け取り組みます。


■目標を構成する事業


No.	事業名
1	新規 生涯学習センターの整備・機能充実
2	新規 生涯学習人材の育成
3	新規 おおた区民大学
4	人権尊重の意識づくり
5	生活展
6	重点 Oh!!盛祭の開催支援
7	重点 青少年交流センター“ゆいっつ”における事業運営
8	重点 国際理解・多文化共生意識の醸成と交流の促進
9	重点 中高生の居場所づくり
10	交通安全教育事業
11	人権教育の推進

■重点事業

事業名	Oh!!盛祭の開催支援		所管課	地域力推進課			
事業内容	青少年自らが中心となって、企画・運営にあたる事業として、また青少年活動の場として大いに意義がある当該事業を、さらに充実・発展させるため支援します。						
方向性・モノサシ指標	■参加者数(人)						
	平成30年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	
	1,250人					1,500人	

事業名	青少年交流センター“ゆいっつ”における事業運営	所管課	地域力推進課			
事業内容	宿泊研修、団体生活等を通じて、青少年の健全な育成を図り、自立性、責任感、相互連帯の精神を身につけることをねらいとして事業運営を行います。					
方向性・モノサシ指標	■施設利用者数(宿泊・日帰りの総数)					
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】
	30,000人	→			50,000人	

事業名	国際理解・多文化共生意識の醸成と交流の促進	所管課	国際都市・多文化共生推進課			
事業内容	18色の国際都市事業等の様々なイベントを通して、交流する場の創出や、講座や啓発活動等を実施することにより、お互いの理解を深める機会を拡大します。また、交流を促進するため、国際交流員(CIR)や国際都市おおた大使の活躍を通して、内容の充実を図ります。					
方向性・モノサシ指標	■「国際交流・多文化共生が進んだまち」と感じている区民の割合					
	平成30年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】
	28.4%	→			40%	

事業名	中高生の居場所づくり	所管課	子育て支援課			
事業内容	中高生世代の交流・活動・相談支援を通して中高生の健全育成を実施する中高生ひろばのほか、児童館で行っている中学生タイム等、中高生の交流活動支援を実施します。					
方向性・モノサシ指標	■参加者数					
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】
	23,874人	→			28,000人	
		1か所新規開設予定				

基本目標 I 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します

個別目標 I-6 社会貢献する心を育みます



■現状と課題

情報化社会の進展や社会・経済のグローバル化など、現在の子ども・若者を取り巻く環境は急速に変化しています。変化の激しいこれからの時代を生き抜くためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、問題を解決する能力等が求められます。

SDGsや ESD など地球規模での持続可能性への取り組み等が求められる中、社会の一員として国や社会を発展させていくためには、公共の精神をもち、社会に主体的に参画し、よりよい国づくり、社会づくりに主体的に取り組む力を身に付けることが必要です。

■今後の方向性

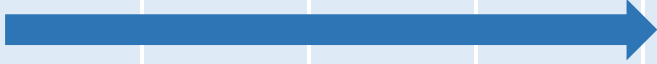
青少年が、社会の一員としての自覚をもって社会に参画し、よりよい未来を切り拓いていく主体として成長していくことを支援します。



そのために、各種リーダー講習会や社会活動(学習)支援の充実を図る他、各種体験事業や公開講座の実施、環境学習の推進等を通じ、青少年が地球規模での持続可能性に対する意識や公共の精神をもち区政やまちづくりに主体的に取り組む、社会づくりへ関心を高める機会をつくります。

■目標を構成する事業

No.	事業名
1	区民と区長との懇談会(若者)
2	重点 青少年表彰
3	環境学習の推進
4	特別活動や総合的な学習の時間の充実
5	再掲 重点 リーダー講習会(小学生対象)
6	再掲 重点 リーダー講習会(中高生対象)
7	再掲 重点 子ども交歓会

重点事業

事業名	青少年表彰					所管課	地域力推進課	
事業内容	社会奉仕活動やスポーツ・文化分野等で、他の青少年の模範となるような活動を行った青少年又は青少年団体をたたえ表彰することにより、活動意欲の高揚を図り、さらなる社会貢献への関心を高めます。							
方向性・モノサシ指標	■受賞者数(人※団体も含む)							
	令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】		
	95人						110人	
事業名	リーダー講習会(小学生対象)					所管課	地域力推進課	
事業内容	社会活動、野外活動を中心として、異年齢間の交流、協調、グループワークの楽しさ等を体験する機会として実施します。							
方向性・モノサシ指標	■定員に対する参加率(%)							
	令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】		
	60%						80%	
事業名	リーダー講習会(中高生対象)					所管課	地域力推進課	
事業内容	野外活動、ゲーム指導実習、講義、グループ活動、宿泊実習などを通して、リーダーとしての心構えや指導技術を身に付けます。(通称「ティーンズパワーあっぷセミナー」)							
方向性・モノサシ指標	■定員に対する参加率(%)							
	令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】		
	40%						70%	

事業名	子ども交歓会		所管課	地域力推進課			
事業内容	体験活動や地域の人との交流を通して、子どもたちが社会づくりに主体的に取り組む力を身に付けます。						
方向性・モノサシ指標	■参加者数(人)						
	令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	
	416人					600人	

基本目標Ⅱ 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします

個別目標Ⅱ-1 障がいのある青少年への支援の充実を図ります



■現状と課題

障がい児とその保護者が地域で安心して生活していくために、子育て支援施策における障がい児の受け入れを進めるとともに、子どもの発達段階や障がい特性に応じた適切な支援が提供されるよう体制整備を進めています。

障がいにより学校での教育や体験活動等の制限を余儀なくされる子どもに対して教育の機会を確保するとともに、健全育成や自立支援に向けた取り組みや地域における支援等が求められています。

障がいのある青少年が自立や社会参加に向けて主体的に物事に取り組み、一人ひとりの能力を活かして興味や価値観に合った仕事に就けるように支援していくため、障がい者施策、子育て支援策、就学から卒業までの学校教育、就労等に取り組む関係機関が一体となり、一貫した支援体制を構築していく必要があります。

■今後の方向性

発達障がい相談件数を含め相談件数が増加していることから、引き続き、支援を必要とする青少年が相談窓口につながるようアウトリーチを拡充させるとともに、相談件数の増加、複雑化等に対応できるよう、関係機関での連携に基づく相談機能の強化及びサポート体制の整備に取り組みます。

また、障がいのある青少年が自立や社会参加に向けて主体的に物事に取り組み、一人ひとりの能力を最大限に活かして興味や価値観に合った仕事に就けるよう支援します。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に関する啓発用パンフレットを小学校等へ配布し、同法の趣旨等について普及啓発を図ります。

■目標を構成する事業

No.	事業名
1	障がい者スポーツ教室
2	心身障がい児の放課後活動支援
3	相談窓口の充実
4	重点 職場体験実習の実施

No.	事業名
5	若草青年学級の運営
6	コスモス青年学級の運営
7	新規 障がい者虐待防止等の推進
8	特別支援教育の推進

■重点事業

事業名	職場体験実習の実施					所管課	障がい者総合 サポートセンター	
事業内容	就労を希望する障がい者に対し、一般企業及び公的機関において職場体験実習を実施します。							
方向性・ モニサ ン 指 標	■実習者の延べ人数							
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】		
	50人					80人		

基本目標Ⅱ 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします

個別目標Ⅱ-2 いじめ、不登校対策等の充実を図ります



■現状と課題

いじめ、不登校、ひきこもり等を理由とした悩み、思春期のこころの問題、発達・発育など、子どもやその保護者が抱える悩みや課題が多様化・複雑化し、保健師による児童・思春期相談が増加傾向にあります。複雑で多岐にわたる課題を抱えるケースが増加しており、問題の未然防止や早期発見、適切な対応のためには、相談機能のさらなる充実が必要です。また、本人が病院等の専門機関とつながるためには、家族の理解と協力も必要不可欠です。

■今後の方向性




「大田区いじめ防止対策推進条例」の下、本区におけるいじめ防止対策に向けた対策を総合的かつ効果的に推進します。



また、児童・生徒に対する個人面談等の支援の他、保護者を含めた支援体制を確立し、青少年一人ひとりの悩みなどへの個別対応を充実させるとともに、不登校につながる要因などへの早期対応及び計画的、組織的支援を行います。

■目標を構成する事業

No.	事業名
1	重点 個別相談
2	重点 不登校対策のための体制の確立
3	スクールカウンセラーの活用
4	教育支援センター(適応指導教室「つばさ」)の運営
5	メンタルフレンドの派遣
6	問題行動対応サポート専門員による学校支援
7	重点 いじめ防止に関する取組の推進
8	再掲 重点 精神保健福祉相談

重点事業

事業名	個別相談	所管課	地域健康課			
事業内容	区民の精神保健の保持及び向上を図るため、本人や家族、地域、関係機関からの相談を受けます。					
方向性・モノサシ指標	■保健師による児童・思春期相談数(件)					
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】
	家庭訪問 15件 所内相談 90件 電話相談 170件					家庭訪問 20件 所内相談 100件 電話相談 200件
事業名	不登校対策のための体制の確立	所管課	指導課			
事業内容	児童・生徒及び保護者への支援体制を確立し、不登校の未然防止、早期支援及び長期化への対応に努めるとともに、計画的、組織的な指導による解決を図ります。					
方向性・モノサシ指標	■不登校対策事業の実施校数					
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】
	28校					28校
事業名	いじめ防止に関する取組の推進	所管課	指導課			
事業内容	「大田区いじめ防止対策推進条例」に則り、いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応)を図ります。					
方向性・モノサシ指標	■いじめ防止に関する取組の実施校数					
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】
	88校					88校

事業名	精神保健福祉相談		所管課	地域健康課			
事業内容	心の健康相談(ひきこもり・依存症・自殺企図・思春期などの問題を含む)に対応するため、必要に応じ専門医による相談を紹介、実施します。						
方向性・モノサシ指標	■精神保健福祉相談(児童・思春期)の実人数						
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	
	実 50 人					実 50 人	

基本目標Ⅱ 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします

個別目標Ⅱ-3 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります

関連する
SDGs

16

平和と公正を
すべての人に



■現状と課題

非行・犯罪に陥った子ども・若者も孤立することなく、地域社会の一員として社会復帰を果たすことが求められており、そのためには、地域社会の協力を得て適切に支援していくことが必要です。非行少年の立ち直りには、自立のために必要な支援や就労、住居を含む居場所の確保に係る支援をはじめとし、円滑な社会復帰のため、関係機関・団体と連携しながら、社会での受け入れを進めていくことが必要とされています。

犯罪と非行防止、罪を犯した人たちの更生に対する社会の理解を深め、それぞれの立場で、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする「社会を明るくする運動」の参加者数は順調に増加しており、令和元年度時点で目標値を上回る実績があります。

引き続き、「社会を明るくする運動」や更生の意義等についての周知を図るため、工夫をこらした啓発活動が必要です。

■今後の方向性

大田区再犯防止推進計画に基づき、再犯防止に関する施策を総合的に推進し、非行の防止や学校と連携した支援事業等に取り組むと共に、情報通信機器の進歩に伴う誤った情報や有害な情報による犯罪発生を防止するため、青少年に正しい知識を付与し、警察と連携の上、防犯意識を高める取り組みを行っていきます。

国や都、大田区保護司会と連携し、保護観察対象者の就労支援を含めた立ち直り支援の充実を図るよう努めてまいります。あわせて、犯罪や非行防止、罪を犯した青少年の更生に対する地域の理解を促進するための啓発に取り組めます。

また、学校のみでは解決が困難な非行等に対応するため、警察と連携した対策を講じていきます。

■目標を構成する事業

No.	事業名
1	保護観察対象者への就労支援
2	重点 社会を明るくする運動の推進

No.	事業名
3	警察と学校等の関係機関との情報交換
4	新規 (仮称)大田区再犯防止推進会議による施策連携

重点事業

事業名	社会を明るくする運動の推進		所管課	総務課			
事業内容	犯罪と非行防止、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動に、区内 33 の機関・団体が構成する大田区推進委員会を設置し、運動を推進します。						
方向性・モニサシ指標	■青少年の再非行・再犯者率						
	令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	
	38.6%					35.0% 以下	

基本目標Ⅱ 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします

個別目標Ⅱ-4 児童虐待防止を進めます

関連する
SDGs



■現状と課題

虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えます。発育・発達などの遅れといった身体症状や情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性等の精神症状が表れるだけでなく、コミュニケーションがうまくとれず、様々な問題行動を引き起こすこともあります。

虐待をする保護者の背景には、子育ての悩みや周囲からの孤立、家庭の不和や経済的な問題など、様々なストレスや葛藤が存在することもあり、助けを求めることができないことも少なくありません。

地域社会や関係機関が一体となり、虐待の未然防止、早期発見、早期対応など、切れ目のない総合的な取り組みを進める必要があります。

■今後の方向性

学校生活調査を通じ、一人ひとりの児童・生徒の状況をよく把握することにより、虐待の早期発見につなげると共に、相談窓口体制の充実や関係機関と連携し対応するための児童虐待防止ネットワークを構築します。



子どもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するため、児童相談所の設置に向け取り組むとともに、専門性強化を含む人材育成と児童相談所の運営体制の整備を進めます。子ども家庭支援センター、学校、保育園、児童館、医療機関、警察等、関係機関とのネットワークを強化し、虐待の未然防止、早期発見を通じた迅速かつ適切な対応を推進するため、総合的な支援体制の整備に向け取り組みます。

■目標を構成する事業

No.	事業名
1	重点 児童虐待防止ネットワークの充実
2	新・重 (仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備
3	要支援家庭を対象としたショートステイ事業
4	虐待防止支援訪問
5	見守りサポート事業

No.	事業名
6	養育支援訪問事業
7	養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」
8	再掲 障がい者虐待防止等の推進

重点事業

事業名	児童虐待防止ネットワークの充実	所管課	子ども家庭支援センター																				
事業内容	大田区要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議等)を開催します。また、「子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業」に取り組み、児童虐待防止ネットワークを推進します。																						
方向性・モニサシ指標	■各種会議及び巡回支援実施の実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度【現状値】</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度【目標値】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要対協会議 22回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>要対協会議 22回以上</td> </tr> <tr> <td>巡回支援 100回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>巡回支援 300回</td> </tr> </tbody> </table>					令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	要対協会議 22回					要対協会議 22回以上	巡回支援 100回					巡回支援 300回
令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】																		
要対協会議 22回					要対協会議 22回以上																		
巡回支援 100回					巡回支援 300回																		
事業名	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備	所管課	子育て支援課																				
事業内容	子どもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の開設に向けた取り組みを進めます。																						
方向性・モニサシ指標	■整備へ向けた詳細検討(予定) <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度【現状値】</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6年度以降</td> <td>運営</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>開設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度					6年度以降	運営					開設	
令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																		
				6年度以降	運営																		
				開設																			

基本目標Ⅱ 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします

個別目標Ⅱ-5 誰も自殺に追い込まれることのない社会(大田区)を実現します



■現状と課題

心の悩みを抱えたり、自殺願望のある人やその家族、友人等が必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口の機能強化が求められています。新型コロナウイルス感染拡大による労働、教育、仕事、生活等のあらゆる分野での急激な変化と活動範囲への制約等は、予測困難な将来への不安とあわせ若者の心身に影響を及ぼしています。自殺の背景にある健康問題、家庭問題、いじめ、過労、失業等、様々な問題に的確に対応するため、情報通信技術の活用による相談窓口の設置等、相談しやすい体制を構築するとともに、各相談機関、支援機関での情報共有を図り、連携体制を強化する必要があります。若者の死因の第一位が自殺となっているため、自殺未遂者や自殺のリスクの高いケースの早期発見や確実な支援につなげる対応が必要です。

■今後の方向性





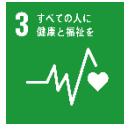

心の悩みを抱えたり、自殺願望のある青少年及びその家族、友人・知人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、インターネットを活用した相談体制の充実を進めるとともに、地域での支援体制を強化し、精神科医療機関等と連携することにより、自殺の防止に努めます。


さらに、民生委員・児童委員をはじめ、地域で活躍する人材にゲートキーパーとなっただけできるよう研修等を開催します。

■目標を構成する事業

No.	事業名
1	重点 ゲートキーパー養成講座
2	新・重 インターネットを活用した自殺防止相談事業
3	自殺総合対策の推進
4	再掲 重点 精神保健福祉相談
5	再掲 重点 個別相談

重点事業

事業名	ゲートキーパー養成講座					所管課	健康医療政策課	
事業内容	身近な人の自殺のサインに気づいて話を聴き、必要に応じて専門機関につなぐ役割を果たす「ゲートキーパー」を養成します。							
方向性・モノサシ指標	■ゲートキーパー基礎講座(基本型)修了数(累計)							
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】		
	1,090人						1,900人	
事業名	インターネットを活用した自殺防止相談事業					所管課	健康医療政策課	
事業内容	生きづらさを抱えた若年者が自殺等に関するキーワードを検索した際、検索連動広告を活用してメール相談及び電話・対面相談を実施し、自殺を未然に防止します。							
方向性・モノサシ指標	■新規相談者数(年)							
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】		
	96人						84人	
事業名	精神保健福祉相談					所管課	地域健康課	
事業内容	心の健康相談(ひきこもり・依存症・自殺企図・思春期などの問題を含む)に対応するため、必要に応じ専門医による相談を紹介、実施します。							
方向性・モノサシ指標	■精神保健福祉相談(児童・思春期)の実人数							
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】		
	実50人						実50人	

事業名	個別相談		所管課	地域健康課			
事業内容	区民の精神保健の保持及び向上を図るため、本人や家族、地域、関係機関からの相談を受けます。						
方向性・モノサシ指標	■保健師による児童・思春期相談数(件)						
	令和2年度 【現状値】 家庭訪問 15件 所内相談 90件 電話相談 170件	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】 家庭訪問 20件 所内相談 100件 電話相談 200件	

基本目標Ⅱ 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします

個別目標Ⅱ-6 外国人の青少年等を支援します

関連する
SDGs



■現状と課題

日本語指導が必要な児童・生徒が十分な教育を受けることができるよう、一人ひとりの日本語の習熟に応じた指導が求められています。あわせて、学校からの通知等、日本語による情報媒体の内容理解に、保護者をはじめ外国籍の青少年等が困難を抱えている現状もあります。

新型コロナウイルスの影響に伴う教育活動の休止、オンライン配信による授業実施等、学習スタイルの変化等により、児童・生徒の学習履修状況について開きが今後想定されるとともに、学校等からの日本語による情報媒体への理解力の向上が必要とされることから、本事業に対するニーズの増加が考えられます。



■今後の方向性

日本で生まれ育っていない外国籍等の青少年の中には、日本語能力が十分ではない青少年もいます。日本語指導が必要な青少年の学校への受け入れにあたっては、就学相談において状況を確認し、日本語指導や生活面・学習面での指導について配慮するとともに保護者等へのサポートも行います。

■目標を構成する事業

No.	事業名
1	重点 おおたこども日本語教室
2	外国人、帰国児童・生徒日本語特別指導
3	日本語講座「学校プリントを読もう」(保護者向け)

重点事業

事業名	おおたこども日本語教室		所管課	国際都市・多文化共生推進課			
事業内容	小中学校への就学をサポートするため、学校生活に必要なひらがな・カタカナ・漢字の読み書きなどを学ぶ日本語教室(蒲田・大森)を実施し、スムーズな就学へと繋がります。						
方向性・モノサシ指標	■就学に繋がった割合(%)						
	令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	
	65%					68%	

基本目標Ⅱ 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします

個別目標Ⅱ-7 ひとり親家庭、子どもの貧困対策の充実を図ります 【新規(独立)】

関連する
SDGs



■現状と課題

ひとり親家庭の親は、「子育て」と「生計の担い手」という二つの役割を一人で担うため、肉体的、精神的な負担も大きく、また、住居、収入、子どもの養育等様々な生活の場面で困難に直面することがあります。

また、それぞれの家庭が抱える課題は、母子家庭では、低賃金や不安定な雇用条件等の就労上の問題、父子家庭では、家事等生活面の問題など、状況により異なります。

「大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTA」による新規相談件数における相談件数は増加の傾向がみられるなど、支援を必要とする青少年が少しずつ相談に結びついていることが伺えます。

ひとり親家庭を支援するためには、各家庭の状況に合わせた生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。

■今後の方向性

貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子どもが健やかに成長できるよう、関係機関における連携を強化し、教育支援、生活支援、就労支援等の施策を推進します。生活困窮状態にある区民を早期に発見し、早期に支援へと繋いでいくためのアウトリーチを積極的に展開するとともに、様々な課題を抱える困窮者を包括的に支援するため、関係機関との連携を強化します。



ひとり親家庭への支援を含め、支援を必要とする青少年やその家族に対する支援にあたっては、各家庭の様々な場面やライフステージにおける課題を的確に把握するとともに、生活全般を視野に入れた総合的な支援を、切れ目なく繋いでいくための支援体制等の充実に取り組みます。


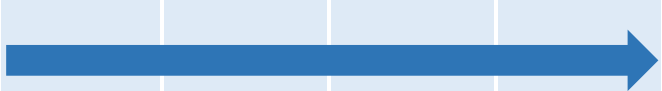
■目標を構成する事業



No.	事業名
1	重点 生活再建・就労サポートセンターJOBOTA
2	家庭相談・母子・父子相談



No.	事業名
3	ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣
4	ひとり親家庭への就労支援体制等の充実
5	重点 子ども学習支援事業
6	被保護者自立促進事業(次世代育成支援)
7	新・重 子どもと地域をつなぐ応援事業
8	新・重 「地域とつくる支援の輪」プロジェクト
9	新・重 こども食堂推進事業
10	新・重 離婚と養育費にかかわる総合相談



■重点事業



事業名	生活再建・就労サポート センターJOBOTA	所管課	蒲田生活福祉課			
事業内容	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、支援員が相談を受け課題解決をサポートします。また、就労支援をするほか、ひきこもり状態にある方や就労に不安のある方等に対し、日常生活・社会生活自立訓練、職場体験などの就労準備支援事業を行います。					
方向性・ モニサ ン 指 標	■新規相談件数(10代・20代)					
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】
	180件					220件

事業名	子ども学習支援事業		所管課	蒲田生活福祉課			
事業内容	生活困窮状態にある世帯の中学生に、学習支援を通じて基礎学力の定着と高校進学への支援を行うとともに、生活習慣・社会性の育成など、社会生活の基礎を身に付ける支援を行います。また、高校生中退防止支援事業、高校未進学者等の学び直し事業を行うとともに、東京都社会福祉協議会で実施する受験生チャレンジ支援貸付事業など将来の進路選択の幅を広げるために有用な事業の紹介も行い、貧困の世代間連鎖を防ぐ支援を行います。						
方向性・モノサシ指標	■利用者数(中学生、高校生、学び直し事業)						
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	
	180人					190人	

事業名	子どもと地域をつなぐ応援事業		所管課	福祉管理課			
事業内容	区の各種支援制度・相談窓口の案内とともに、こども食堂などの地域活動団体のイベントや支援情報を周知することで、子育て世帯と地域活動団体等をつなげ、地域の複数の目による見守り強化や家庭の孤立化防止を図ります。また、こども食堂等の場で、世帯の異変を覚知した場合には、支援者が区や大田区社会福祉協議会につなぐことで、問題発生を未然に防ぐ「予防的福祉」に取り組めます。						
方向性・モノサシ指標	■ 支援対象世帯と地域との日常的につながる関係性の構築						
	令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	
	—					関係構築	

事業名	「地域とつくる支援の輪」プロジェクト		所管課	福祉管理課			
事業内容	区・大田区社会福祉協議会・子育て世帯を支援する地域活動団体等のネットワークづくりを推進するとともに、自主的な支援活動を支援し、地域全体で包み込むような支援の実現を図ります。						
方向性・モニサシ指標	■ 全体会参加人数						
	令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	
	50人					100人	

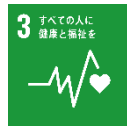
事業名	こども食堂推進事業		所管課	福祉管理課			
事業内容	子どもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されている「こども食堂」の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を区及び都が補助します。						
方向性・モニサシ指標	■ 補助金申請団体						
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	
	15団体					20団体	

事業名	離婚と養育費にかかわる総合相談		所管課	福祉管理課			
事業内容	離婚や養育費に関する相談は、精神的・経済的負担が大きいことから、課題が複雑化・深刻化する前に費用面で諦めがちな弁護士相談を無料で行うことで、子どもが健やかに成長するための環境整備を支援します。弁護士による法律相談と併せて、「子ども生活応援臨時窓口」を同時開催し、家計や就労に関する自立支援、手当や各種減免制度など生活支援に関する相談にも対応できる体制とします。						
方向性・モニサシ指標	■ 定員に対する利用率						
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	
	60%					90%	

基本目標Ⅱ 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします

個別目標Ⅱ-8 ひきこもりや若年無業者対策の充実を図ります【新規(独立)】

関連する
SDGs



■現状と課題

ひきこもりの問題は、家庭内で抱え込み潜在化し、外部の相談・支援に結びつきにくい傾向があります。このような状態が長期化すると、心身の健康に深刻な影響が生じるとともに、就学や就労ができないなど年齢に応じた社会経験を積む機会が失われ、社会生活の再開が困難となる場合もあります。そのため、ひきこもりの本人が、自立と社会参加に向けて早期に再出発できるよう、支援することが必要です。

■今後の方向性

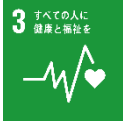
ひきこもり等の生きづらさを抱えている本人、家族等を対象に参加者同士が交流し支援者に気軽に相談できる場を設け、本人・家族の孤立防止や相談体制につながるきっかけとなるよう関係機関と連携し支援します。


また、情報通信技術の活用による相談体制の整備や地域支援ネットワーク体制の構築等について検討を進めるとともに、令和2年度実施の生活状況に関する区民アンケートの結果を踏まえ、今後の事業内容や保健師の相談支援体制の在り方、関係部署との連携方法等について検討します。

■目標を構成する事業

No.	事業名
1	新・重 ひきこもり・生きづらさ茶話処
2	新・重 子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備
3	再掲 重点 生活再建・就労サポートセンターJOBOTA
4	再掲 重点 精神保健福祉相談
5	再掲 重点 個別相談

重点事業

事業名	ひきこもり・生きづらさ 茶話処		所管課	健康づくり課			
事業内容	ひきこもりの本人や家族が気軽に集える場を設定します。また、家族同士が気持ちを語り合いながら、本人が早期に必要な支援が受けられるよう相談に対応します。						
方向性・ モニサ ン 指 標	■参加延人数						
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】	
	120人	→				240人	
		年6回開催					

事業名	子ども・若者育成支援 ネットワーク体制の整備		所管課	地域力推進課(※)			
事業内容	困難を有する子ども・若者への対応を一体的に行うため、各分野におけるネットワークや関係機関との連携を強化し、既存の協議会等の活用を含め、子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備や相談体制の充実等に取り組みます。						
方向性・ モニサ ン 指 標	■ネットワーク体制の整備						
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】	
	—	→				体制整備	

(※)ネットワーク体制については、関係各課と協議の上整備する。

事業名	生活再建・就労サポート センターJOBOTA		所管課	蒲田生活福祉課			
事業内容	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、支援員が相談を受け課題解決をサポートします。また、就労支援をするほか、ひきこもり状態にある方や就労に不安のある方等に対し、日常生活・社会生活自立訓練、職場体験などの就労準備支援事業を行います。						
方向性・ モニサ ン 指 標	■新規相談件数(10代・20代)						
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】	
	180件					220件	

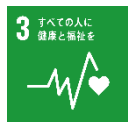
事業名	精神保健福祉相談		所管課	地域健康課			
事業内容	心の健康相談(ひきこもり・依存症・自殺企図・思春期などの問題を含む)に対応するため、必要に応じ専門医による相談を紹介、実施します。						
方向性・ モニサ ン 指 標	■精神保健福祉相談(児童・思春期)の実人数						
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】	
	実50人					実50人	

事業名	個別相談		所管課	地域健康課			
事業内容	区民の精神保健の保持及び向上を図るため、本人や家族、地域、関係機関からの相談を受けます。						
方向性・ モニサ ン 指 標	■保健師による児童・思春期相談数(件)						
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】	
	家庭訪問 15件 所内相談 90件 電話相談 170件					家庭訪問 20件 所内相談 100件 電話相談 200件	

基本目標Ⅱ 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします

個別目標Ⅱ-9 その他、特に配慮を要する青少年・家族を支援します

関連する
SDGs



■現状と課題

夫婦や親子などの家族関係の悩みや、配偶者等からの暴力被害に関する悩み、性自認や性的指向による悩みなど、様々な困難を抱えている青少年及び家族に対して、相談事業などを充実させ、支援を行う必要があります。また、世帯人員の減少等により、家族の介護等が必要になった場合、本来であれば家庭や学校、地域等において健やかに育まれ、成長・活躍の機会を与えられる必要のある子ども・若者が介護者(ヤングケアラー)とならざるを得ず、勉学や生活等に支障が生じる問題も起きています。さらに、父母等についても、遠距離介護を含め、親の介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」も問題となっています。

■今後の方向性

様々な理由から困難を抱えている青少年及びその家族に対する相談事業を充実させるとともに、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深める啓発活動を推進します。全ての子ども・若者が孤立することなく、心身ともに健やかに育成されるよう、各施策・事業について具体的な検討を進め、地域や関係機関等との連携を強化するなど、生活全般を視野に入れた総合的かつ継続的な支援を行います。

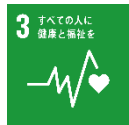
■目標を構成する事業

No.	事業名
1	女性のためのたんぼぼ相談
2	新規 DV相談事業
3	新規 男性相談事業
4	多言語による相談・情報提供
5	民生委員・児童委員との連携
6	子ども家庭支援センターの総合相談
7	保育サービスアドバイザーによる相談
8	児童館の子育て相談

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します

個別目標Ⅲ-1 区民相互の絆を深め、地域力を高めます

関連する
SDGs



■現状と課題

青少年にとって、家庭・学校のある地域は、最も関わりの深い実社会ですが、地域での交流の機会の減少に伴い人間関係が希薄化している昨今、青少年が地域の中で社会性を自然に培いながら成長していくことが難しくなりつつあります。

人と人のつながりを促進するため、様々な地域活動への参加のきっかけを提供していく必要があります。

■今後の方向性

青少年がのびやかに育つことができるように、家庭・学校・地域などが連携し、イベントや講座の開催等を通じ、地域力を活かしたコミュニティづくりを区民と共に進めていきます。



情報通信技術の活用を含め、新しい生活様式への移行に伴い実施手法について見直しを行いながら、様々な地域活動への自主的参加を促進するため、より多くの区民に事業を周知し、事業参加者数の増加を図るとともに、区民相互の絆を深めていけるよう、事業内容の充実に努めていきます。



■目標を構成する事業



No.	事業名
1	新・重 生涯学習情報の収集と発信
2	重点 リーダー講習会(成人、指導者等対象)
3	重点 子どもガーデンパーティーの開催
4	OTAふれあいフェスタ
5	区民スポーツまつり
6	ファミリー・サポート・センター事業
7	子育てサロン「キッズな」の開催



No.	事業名
8	学校支援地域本部(スクールサポートおおた)の充実
9	校庭等開放
10	PTA研修会
11	地域教育連絡協議会の設置
12	再掲 おおた区民大学
13	再掲 生涯学習センターの整備・機能充実
14	再掲 生涯学習人材の育成
15	再掲 重点 社会を明るくする運動の推進
16	再掲 教育相談の充実

重点事業

事業名	生涯学習情報の収集と発信		所管課	地域力推進課			
事業内容	区民に生涯学習を身近に感じてもらい、地域活動参加へのきっかけづくりを目的とした生涯学習情報や社会教育関係団体の活動状況を発信します。また、誰でも参加できる学習情報のほか、区内で活発に活動する青少年団体の実践紹介や地域活動情報を掲載し、人と人のつながりを創出します。						
方向性・モノサシ指標	発行回数 ・WaKuWaKuおおた(タブロイド版) 年2回 ・WaKuWaKuおおた(冊子版) 年4回 ・社会教育情報マナビィ☆おおた 年12回						
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	
	18回					18回	

事業名	リーダー講習会 (成人、指導者等対象)	所管課	地域力推進課			
事業内容	地域の青少年活動に関わる指導者・世話人の育成と資質の向上を図るため、青少年に関するテーマを毎年設定し、講習会を実施します。					
方向性・ モニサ ン 指 標	■満足度(参加して満足を得た人の割合)(%)					
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】
	100%				100%	

業名	子どもガーデンパーティー の開催	所管課	地域力推進課			
事業内容	子どもたちの日常生活に潤いを与え、地域の人たちと、楽しく一緒に活動する体験を提供します。子どもたちの社会参加の芽を培うとともに、大人同士の交流を深め、コミュニティづくりのきっかけとします。					
方向性・ モニサ ン 指 標	■参加者数(人)					
	令和元年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】
	62,738人				65,000人	

事業名	社会を明るくする運動 の推進	所管課	総務課			
事業内容	犯罪と非行防止、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動に、区内 33 の機関・団体が構成する大田区推進委員会を設置し、運動を推進します。					
方向性・ モニサ ン 指 標	■青少年の再非行・再犯者率					
	令和元年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】
	38.6%				35.0% 以下	

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します

個別目標Ⅲ-2 安全で安心な環境をつくります

関連する
SDGs



■現状と課題

青少年を取り巻く環境には、健やかな成長を阻むような有害な情報などがあふれており、実際にトラブルに巻き込まれてしまう危険性があります。

人格形成の途上にある子どもたちが犯罪等により被害を受けた場合、その後の健やかな成長に与える影響は大きく、心身の不調等の精神的被害や経済的被害、インターネット等を通じた誹謗(ひぼう)中傷を含め、二次的被害に苦しむこともあります。

子どもたちが犯罪等に巻き込まれないよう、地域における見守り活動や環境浄化運動等に取り組むと共に、子どもの心のケアにおいては、その悩みや不安を受けとめて相談にあたることや、関係機関が連携して必要な支援を行っていくことが求められています。

■今後の方向性

児童・生徒が過ごす地域における環境に関する問題を解決するため、青少年や保護者を対象とした防犯教育や非行防止のための啓発活動、研修など、関係団体や警察と連携し充実させます。



また、青少年の間で急速に普及したスマートフォン等のトラブル防止に向け、情報リテラシー教育の充実と併せて取り組みます。

■目標を構成する事業

No.	事業名
1	区民安全・安心メールサービス
2	消費者生活センターの事業の充実
3	重点 こどもSOSの家事業
4	青少年をめぐる環境浄化推進活動の充実
5	学童保育事業の推進
6	放課後ひろば
7	交通安全巡回指導

No.	事業名
8	防犯教育の充実

■重点事業

事業名	こどもSOSの家事業		所管課	地域力推進課			
事業内容	<p>子どもたちが地域において犯罪等に巻き込まれた時及び身の危険を感じた時に助けを求めることができる場所、気軽に相談ができる場所として設置します。協力員の家にステッカーを表示し、犯罪の抑止力を高め、安全な地域環境の醸成を目指すとともに子どもたちの健全育成を図ります。</p>						
方向性・モノサシ指標	■協力員数(件)						
	令和2年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】	
	2,670件					2,800件	

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します

個別目標Ⅲ-3 青少年を育成する活動を支援します



■現状と課題

子どもが社会性や協調性を育むことのできる地域活動への参加や多世代交流の機会が減少しており、子どもが主体的に関わることのできる活動の場や機会の充実が求められています。新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への移行により、生活におけるデジタル化の推進が加速化する一方で、子どもの成長に欠かせない人とのふれあいの機会の減少や体験的活動への制約が生じ、子ども・若者の心身の成長に及ぼす影響が懸念されています。

新しい生活様式のもと、地域で活動する団体のスキルアップを図ると共に、地域での体験を通じ成長した子どもが次の活動の担い手となるなど、子ども・若者を主体とした地域活動が継続して循環していく仕組みが必要とされています。

■今後の方向性



青少年の健やかな成長を支援していくうえで、地域の大人や青少年育成活動団体が担う役割は極めて重要です。新しい生活様式を推進しながら、人や団体が、より豊かな活動を主体的・創造的に展開できるよう、実施手法を見直し、工夫しながら、情報提供や講習会(講座)・研修会などの充実を図り、交流と学習の機会の提供と活動の支援に取り組みます。



■目標を構成する事業

No.	事業名
1	地域力応援基金助成事業
2	新規 社会教育関係団体登録制度登録団体への活動支援
3	重点 青少年委員活動の充実
4	重点 青少年対策地区委員会との連携の推進
5	子ども会活動などへの支援
6	青少年育成ハンドブックの作成

No.	事業名
7	東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援
8	家庭・地域教育力向上支援事業
9	家庭教育学習会

■重点事業

事業名	青少年委員活動の充実	所管課	地域力推進課			
事業内容	青少年に関する健全育成、余暇指導、団体育成、指導者援助、地域における連絡調整、各種行事への協力により、青少年教育の振興を図ります。					
方向性・ モニサ ン 指 標	■研修会及び各種会議の回数					
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】
	14回					14回

事業名	青少年対策地区委員会との連携の推進	所管課	地域力推進課			
事業内容	地域の青少年健全育成活動を担う青少年対策地区委員会がより活性化するよう、研修会や情報交換を行います。					
方向性・ モニサ ン 指 標	■研修会及び各種会議の回数					
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】
	8回					8回

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します

個別目標Ⅲ-4 多様な団体が連携・協働する地域づくりを進めます



■現状と課題

全ての青少年が希望を持って生き生きと生活し、活躍できる社会を築いていくためには、学校・家庭・地域がそれぞれの特性を活かしながら一体となり取り組んでいくと共に、多様な区民活動団体が情報を共有しながら連携して活動を推進していくネットワークの形成が求められています。

■今後の方向性

区民活動の活性化を図ると共に、子どもや子育て家庭等が地域の資源を有効に活用し、地域で安心して過ごしていける環境づくりを進めます。区民活動団体等への各種講座や研修等を通し、区民活動を担う人材の段階的なスキルアップを促進し、団体間の連携の強化や相互協力のネットワークづくりを進めます。

■目標を構成する事業

No.	事業名
1	重点 区民活動コーディネーター養成講座
2	新・重 地域協働研修
3	再掲 重点 こども食堂推進事業

重点事業

事業名	区民活動コーディネーター養成講座					所管課	地域力推進課	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
事業内容	自治会・町会に加え、専門性を持つ団体、NPOや事業者など、地域での連携・協働を推進するため、他団体との「つなぎ役」となる人材を育成します。							
方向性・ モニサ ン 指 標	■区民活動コーディネーター養成講座の修了者数							
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】	22人 → 30人	
事業名	地域協働研修					所管課	地域力推進課	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
事業内容	自治会・町会やNPOなどの団体が、属する地域内で他の団体と連携・協働する場の創出を支援するために、地域の課題を話し合うなど、協働のきっかけとなる研修を実施します。							
方向性・ モニサ ン 指 標	■地域協働研修事業に参加した団体数							
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】	— → 50団体	
事業名	こども食堂推進事業					所管課	福祉管理課	1 貧困を なくそう 
事業内容	子どもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されている「こども食堂」の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を区及び都が補助します。							
方向性・ モニサ ン 指 標	■補助金申請団体							
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】	15団体 → 20団体	

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します

個別目標Ⅲ-5 ネットワークの構築と相談体制の充実 **【新規】**

関連する
SDGs



■現状と課題

都市化が進み、地縁が希薄になる中、子ども・若者を健やかに育てていくためには、学校・家庭・地域がそれぞれの特性を活かしつつ、社会全体で取り組みを進めていくことが重要です。

青少年の健全育成・支援については、福祉、教育、雇用等、様々な分野で現在取り組みが行われていますが、子ども・若者の抱える困難や課題には複合的な要因や背景があることを理解した上で、社会のあらゆる分野における全ての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力し、網羅的・一体的に支援していくことが求められます。



■今後の方向性



子どもたちが乳幼児期から思春期を経て自立していくまで、地域がともに支え合う関係づくりを進めながら、地域で子どもの育成を見守り支援していく意識を醸成していく必要があります。各関係機関の有する機能や専門的知見等を横断的につなぎ、課題を具体的に共有するとともに切れ目なく子ども・若者を円滑に支援していくため、関係部局や関係機関等と連携し、子ども・若者育成支援ネットワーク体制の構築や相談支援体制の充実に向け、取り組みます。


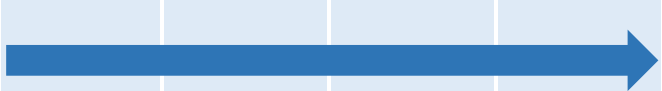
■目標を構成する事業



No.			事業名
1	再掲	重点	子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備
2	再掲	重点	児童虐待防止ネットワークの充実
3	再掲	重点	子どもと地域をつなぐ応援事業
4	再掲	重点	「地域とつくる支援の輪」プロジェクト

重点事業

事業名	子ども・若者育成支援 ネットワーク体制の整備					所管課	地域力推進課	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	
事業内容	困難を有する子ども・若者への対応を一体的に行うため、各分野におけるネットワークや関係機関との連携を強化し、既存の協議会等の活用を含め、子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備や相談体制の充実等に取り組みます。								
方向性・ モニサ ン 指 標	■ネットワーク体制の整備								
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】			
	—						体制整備		

事業名	児童虐待防止ネットワーク の充実					所管課	子ども家庭支援センター	16 平和と公正を すべての人に 	
事業内容	大田区要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議等)を開催します。また、「子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業」に取り組み、児童虐待防止ネットワークを推進します。								
方向性・ モニサ ン 指 標	■各種会議及び巡回支援実施の実績								
	令和2年度 【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 【目標値】			
	要対協会議 22回 巡回支援 100回						要対協会議 22回以上 巡回支援 300回		

事業名	子どもと地域をつなぐ応援事業					所管課	福祉管理課	
事業内容	<p>区の各種支援制度・相談窓口の案内とともに、こども食堂などの地域活動団体のイベントや支援情報を周知することで、子育て世帯と地域活動団体等をつなげ、地域の複数の目による見守り強化や家庭の孤立化防止を図ります。また、こども食堂等の場で、世帯の異変を覚知した場合には、支援者が区や大田区社会福祉協議会につなぐことで、問題発生を未然に防ぐ「予防的福祉」に取り組みます。</p>							
方向性・モニサソ 指標	■ 支援対象世帯と地域との日常的につながる関係性の構築							
	令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】		
	—						関係構築	

事業名	「地域とつくる支援の輪」プロジェクト					所管課	福祉管理課	
事業内容	<p>区・大田区社会福祉協議会・子育て世帯を支援する地域活動団体等のネットワークづくりを推進するとともに、自主的な支援活動を支援し、地域全体で包み込むような支援の実現を図ります。</p>							
方向性・モニサソ 指標	■ 全体会参加人数							
	令和元年度【現状値】	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度【目標値】		
	50人						100人	

第4章 目標達成のための青少年健全育成施策一覧

※網掛けは重点事業、項目番号白抜きの網掛けは新規重点事業

基本目標 I 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します

個別目標 I-1 基本的な生活習慣を身につけることを支援します

事業名		事業内容	担当課
1	「早寝・早起き・朝ごはん月間」の実施	各学校で5・10月の「早寝・早起き、朝ごはん月間」を契機として、子どもの基本的な生活習慣を確立し、保護者の意識を高めます。	指導課
2	食育の推進、基本的生活習慣の確立	学校教育のあらゆる機会を通して食育を推進します。全校に食育推進チームを組織し、学校における食育を推進する中核となる食育リーダーを配置し、食育に関する指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成・実施します。また、年2回、5月・10月を「早寝・早起き、朝ごはん月間」とし、家庭における基本的な生活習慣の啓発を図ります。	指導課
3	保育園における食育指導	野菜の栽培や米づくりなどの体験を通じ、園児に対して食への関心と食を大切にすることを育みます。また、保護者に対して離乳食講習会や給食と食材の展示、地域の子育て世代に対して食育指導を行います。	保育サービス課
4	児童館における食育指導	乳幼児保護者向けに栄養相談、離乳食講座等を行います。また、小学生の食育パネルシアターや野菜栽培等を通じて、食への関心を深め、日本の食文化にふれる体験を行います。	子育て支援課

個別目標 I-2 健やかな心と体づくりを支援します

事業名		事業内容	担当課
1	精神保健福祉相談	心の健康相談（ひきこもり・依存症・自殺企図・思春期などの問題を含む）に対応するため、必要に応じ専門医による相談を紹介、実施します。	地域健康課
2	みんなでよい歯のまちづくり事業	ライフステージに合わせた歯と口腔の健康について施設等からの依頼による出張健康教育を実施し、知識の普及を啓発します。	地域健康課

3	すこやか赤ちゃん訪問	乳児と母の心身の状況や養育環境を確認して相談支援や育児情報を提供するため、保健師または助産師が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問します。	健康づくり課 地域健康課
4	子育て世代包括支援センターの機能整備	妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、支援プランの策定や地域の保健医療、又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て施策とを一体的に提供します。	健康づくり課 地域健康課 子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター
5	乳幼児健康診査	乳幼児の身体発達、精神発達、運動機能発達、栄養状態の確認、疾病の健診を実施し、育児相談・指導を行います。	健康づくり課 地域健康課
6	乳幼児歯科相談	乳幼児の健康な口腔の育成のため、教室や相談にて知識の普及を啓発します。	地域健康課
7	幼児歯科健康診査・フッ化物塗布事業	2歳から就学前までに4回、歯科健康診査とフッ化物塗布を区の委託医療機関において実施します。	健康づくり課
8	予防接種	予防接種法に基づき、各種ワクチンを各医師会に委託して行い、感染症の感染・発病を予防します。	感染症対策課
9	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査後、継続的に観察及び相談が必要な乳幼児に対して、再度健診、保健指導、栄養指導を行い、必要に応じて専門医療機関の紹介や訪問指導を行います。	地域健康課
10	乳幼児保健指導	保護者に対し、保健師・栄養士・歯科衛生士等による訪問・面接・電話等による育児相談・指導を行います。	地域健康課
11	39歳以下の健康診査	18～39歳の区民を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療のため、健康診査を実施します。	健康づくり課
12	育児学級等	保健師・栄養士・歯科衛生士等による育児・栄養・歯科指導及びグループワーク等を実施します。	地域健康課
13	地域(出張型)健康教育	児童館等で、子育てに関する健康情報や個別相談を実施します。また、地域から依頼のある団体等に出向いて、生活習慣予防や健康増進に関する知識の普及啓発を行います。	地域健康課
14	乳幼児発達健康診査	乳幼児健康診査の結果、主として運動発達や精神発達の遅れが疑われる乳幼児を対象に専門医、保健師等による健診、指導を行い、必要に応じて専門医療機関の紹介や訪問指導を行います。	地域健康課
15	エイズ/HIV、STI(性感染症)の予防啓発の充実	青少年に対しエイズ及び性感染症に対する正しい知識の普及を図り、性感染症の流行を予防するとともに、感染者に対する社会の理解を深めます。また、電話・来所相談、検診及び保健指導を実施します。	感染症対策課
16	はねぴょん健康ポイント	18歳以上の区内在住、在勤の方を対象にウォーキングの歩数や毎日の健康活動などをポイント化し、抽選で景品と交換できる仕組みをつくることで、楽しみながら健康づくりに取り組むことができる、スマートフォンアプリを使った事業で	健康づくり課

		す。引き続き、本アプリの普及啓発を進めていきます。	
17	新成人ピロリ菌検査	成人を迎える 19 歳から 20 歳の区民を対象として、胃がん発生の要因となりうるピロリ菌感染の有無を調べる検査を実施します。成人を機に、検査を受けることによって「自分の健康は自分で守る」という意識向上を図ります。	健康づくり課
18	体力向上プログラムの実施	体力向上プログラムに基づき、児童・生徒一人ひとりの健康の増進と体力の向上をめざします。	指導課
19	児童・生徒に対する個人面談の実施	学校生活調査（メンタルヘルスチェック）や学級集団調査（hyper - QU）の結果を基にした個人面談を通して、児童・生徒一人ひとりの日常生活の様子やよい面、悩みや不安などを把握し、児童・生徒の心に寄り添った支援をします。	指導課
20	教育相談の充実	教育センターでの教育相談・就学相談、スクールカウンセラーによる学校での相談体制を充実させるとともに、教育相談員やスクールソーシャルワーカーによる学校、関係機関等との十分な連携を図った相談活動を展開することで、児童・生徒・保護者への支援・援助を行います。	教育センター
21	がん教育（喫煙防止など）の実施	がん教育の一環として区立小学校の 6 年生、区立中学校の 3 年生を対象に喫煙が体に及ぼす影響等を学ぶ喫煙防止教育を実施します。	指導課
22	成人歯科健康診査	歯科健診、歯周病等の検診を区内医療機関で実施します。	健康づくり課
23	歯周病予防教室	歯周病予防について、体験学習を通して知識や情報を提供します。	地域健康課

個別目標 I-3 社会的・職業的自立と次代を担う人材の育成

事業名		事業内容	担当課
1	平和の映画キャラバン	平和の尊さ、大切さを伝えるために、区内児童館で、平和の映画を上映します。	文化振興課
2	次世代ものづくり人材育成事業「子供向け人材育成事業」	区内のものづくり産業への興味や関心を高めることを目的に、小学校 1 年生から中学校 2 年生を対象に「産業のまちスクール」「ものづくり実践教室 I・II」を行います。	産業振興課
3	おおた少年少女発明クラブ	未来ある子どもたちにもものづくりの楽しさを継続的に体験学習する機会を提供し、子どもの創造性を伸ばし、将来を担う人材を育成します。	産業振興課
4	I C T 教育の推進	すべての児童・生徒の学びを保障するとともに、Society5.0 時代に向けた新たな学びを構築するため、ICT 基盤の整備と教員の指導力向上を図ります。	指導課

5	国際理解教育の推進	日本の伝統文化や異文化を理解するとともに、外国の方々とのコミュニケーション能力の育成や互いの人権を尊重する態度など、国際社会に貢献できる力を育成するための教育活動を推進します。	指導課
6	中学生職場体験の充実	中学生が、行政機関及び民間事業所等において業務を体験することを通して、自立した社会人となるための勤労観、職業観を養います。	指導課
7	ものづくり教育の推進	「ものづくりのまち」の特色を生かし、町工場などに従事する技術者・技能者の協力を得たものづくり学習を行い、児童・生徒のものづくりへの関心を高め、作ることの喜びや、創造性に富み郷土を愛する心を培います。	指導課

個別目標 I-4 コミュニケーション能力の向上を図ります

事業名		事業内容	担当課
1	リーダー講習会 (小学生対象)	社会活動、野外活動を中心として、異年齢間の交流、協調、グループワークの楽しさ等を体験する機会として実施します。	地域力推進課
2	リーダー講習会 (中高生対象)	野外活動、ゲーム指導実習、講義、グループ活動、宿泊実習などを通して、リーダーとしての心構えや指導技術を身につけます。(通称「ティーンズパワーあっぷセミナー」)	地域力推進課
3	子ども交歓会	体験活動や地域の人との交流を通して、子どもたちが社会づくりに主体的に取り組む力を身につけます。	地域力推進課
4	読書活動の充実	各学校で読書指導計画を作成し、読書の時間や機会の確保、読書週間の取組など、児童・生徒の発達段階に応じた読書活動の充実と読解力の向上を図ります。読書学習司書は、司書教諭を補助するとともに、学校図書館を活用した教育活動の企画や教員が図書資料を駆使した授業を行う際の補助業務を行い、学校での読書活動、学習活動を充実します。	指導課
5	国際理解教育の推進 〔再掲〕	日本の伝統文化や異文化を理解するとともに、外国の方々とのコミュニケーション能力の育成や互いの人権を尊重する態度など、国際社会に貢献できる力を育成するための教育活動を推進します。	指導課
6	中学生職場体験の充実 〔再掲〕	中学生が、行政機関及び民間事業所等において業務を体験することを通して、自立した社会人となるための勤労観、職業観を養います。	指導課

個別目標 I-5 社会参加と共生を促進します

事業名		事業内容	担当課
1	生涯学習センターの整備・機能充実	生涯に渡る充実した学習機会を区民に提供し、生きがいをもって暮らせる地域づくり、仲間づくりとネットワークの拡大を支援する生涯学習センターを運営します。身近な地域での生涯学習の活性化を図るため、若者の主体的・能動的な活動をはじめ、多世代の交流を促進させるコーディネートを行います。	地域力推進課
2	生涯学習人材の育成	区民の主体的な学習活動の推進役となる地域人材を育成するため、社会教育・生涯学習の基礎を学び、区民の学習相談への対応等について学ぶとともに、地域活動とのつながりの機会を図ります。持続可能な地域の担い手づくりを行い、生涯学習による地域力向上を推進します。	地域力推進課
3	おおた区民大学	社会、歴史、人権など幅広いテーマを学び、生涯にわたって生活を充実させる講座や、地域社会に密着した課題を取り上げ、より誰もが住みやすい地域社会づくりを進める講座などを実施します。若者世代が参画する企画講座や専門性の高い大学との提携講座など、区民の様々な学習意欲に応えます。	地域力推進課
4	人権尊重の意識づくり	人権尊重に対する意識づくりを進めるため、継続して啓発活動を実施します。	人権・男女平等推進課
5	生活展	消費者問題を柱として、環境、防災、リサイクル等幅広い問題に関する展示、発表、講座等を行います。青少年が生活展に参加することでこれらの問題に関心を持つとともに、社会とのつながりを考え、行動するきっかけとすることを図ります。	地域力推進課
6	Oh!!盛祭の開催支援	青少年自らが中心となって、企画・運営にあたる事業として、また青少年活動の場として大いに意義がある当該事業を、さらに充実・発展させるため支援します。	地域力推進課
7	青少年交流センター“ゆいっつ”における事業運営	宿泊研修、団体生活等を通じて、青少年の健全な育成を図り、自立性、責任感、相互連帯の精神を身につけることをねらいとして事業運営を行います。	地域力推進課
8	国際理解・多文化共生意識の醸成と交流の促進	18色の国際都市事業等の様々なイベントを通して、交流する場の創出や、講座や啓発活動等を実施することにより、お互いの理解を深める機会を拡大します。また、交流を促進するため、国際交流員（CIR）や国際都市おおた大使の活躍を通して、内容の充実を図ります。	国際都市・多文化共生推進課
9	中高生の居場所づくり	中高生世代の交流・活動・相談支援を通して中高生の健全育成を実施する中高生ひろばのほか、児童館で行っている中学生タイム等、中高生の交流活動支援を実施します。	子育て支援課

10	交通安全教育事業	幼児・児童・生徒及び保護者や一般区民を対象に、交通安全事業を実施し、交通ルールやマナーの啓発・教育活動を推進します。	都市基盤管理課
11	人権教育の推進	児童・生徒が人権課題を学ぶことで、自らの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、他者の人権を尊重する態度を育成し、生活の中に生かしていくことができる人権教育を推進します。	指導課

個別目標 I-6 社会貢献する心を育みます

事業名		事業内容	担当課
1	区民と区長との懇談会 (若者)	地域社会の未来を担う若者と区長が懇談し、若者の区政や地域社会への理解・関心を深め社会性を醸成します。また、若者の声を直接聴くことで今後の区政運営に役立てます。	広聴広報課
2	青少年表彰	社会奉仕活動やスポーツ・文化分野等で、他の青少年の模範となるような活動を行った青少年又は青少年団体をたたえ表彰することにより、活動意欲の高揚を図り、さらなる社会貢献への関心を高めます。	地域力推進課
3	環境学習の推進	未来の地球環境を守るため、環境保全活動に取り組む人材を育成することを目的に、子どもたちに広く環境について学び、考える機会を提供します。	環境計画課
4	特別活動や総合的な学習の時間の充実	学校における特別活動や総合的な学習の時間を中心に、児童・生徒のボランティア体験や障がい者福祉にかかわる体験的な学習を実施します。児童・生徒にボランティア活動の意義を理解させ、福祉問題の解決に積極的にかかわろうとする態度を育成します。	指導課
5	リーダー講習会 (小学生対象)〔再掲〕	社会活動、野外活動を中心として、異年齢間の交流、協調、グループワークの楽しさ等を体験する機会として実施します。	地域力推進課
6	リーダー講習会 (中学生対象)〔再掲〕	野外活動、ゲーム指導実習、講義、グループ活動、宿泊実習などを通して、リーダーとしての心構えや指導技術を身につけます。(通称「ティーンズパワーあっぷセミナー」)	地域力推進課
7	子ども交歓会 〔再掲〕	体験活動や地域の人との交流を通して、子どもたちが社会づくりに主体的に取り組む力を身につけます。	地域力推進課

基本目標Ⅱ 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします

個別目標 Ⅱ-1 障がいのある青少年への支援の充実を図ります

事業名		事業内容	担当課
1	障がい者スポーツ教室	障がい者が、スポーツに親しむ機会を提供して基礎的な技術指導を行うとともに健康の保持増進を目的とします。	スポーツ推進課
2	心身障がい児の放課後活動支援	放課後の生活を豊かにし、日常の関わりを通じて社会性を養うことを目的として、心身障がい児の放課後活動施設の運営を支援します。また、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所が、区内で安定した事業の継続が行えるよう支援します。	障害福祉課
3	相談窓口の充実	受給者証の発行において、セルフプランを減らし、児童の計画相談を増やしていきます。また、多様な障がいに関する青少年の相談を行います。	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター
4	職場体験実習の実施	就労を希望する障がい者に対し、一般企業及び公的機関において職場体験実習を実施します。	障がい者総合サポートセンター
5	若草青年学級の運営	知的障がいのある青年が趣味講座やレクリエーションなどの趣味活動を通して、社会生活に必要な知識や生活技術を学ぶ場、また仲間づくりの場を提供します。	障がい者総合サポートセンター
6	コスモス青年学級の運営	肢体に障がいのある青年が協力者たちとともに、学習や文化・レクリエーション活動を通じて仲間づくりを行い、それにより、社会参加能力を高め、生きがいのある心豊かな生活の実現をめざします。	障がい者総合サポートセンター
7	障がい者虐待防止等の推進	障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決、支援者に対する理解啓発の促進等に向けて取り組みます。 主な取組内容として、福祉施設職員向けに障がい者虐待防止研修、区民や事業者等向けにパンフレットの配布や啓発活動、早期発見・早期解決のための通報対応とともに事業者への適切な支援等を実施します。	障害福祉課 障がい者総合サポートセンター
8	特別支援教育の推進	一人ひとりの児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を充実します。	指導課

個別目標 II-2 いじめ、不登校対策等の充実を図ります

事業名		事業内容	担当課
1	個別相談	区民の精神保健の保持及び向上を図るため、本人や家族、地域、関係機関からの相談を受けます。	地域健康課
2	不登校対策のための体制の確立	児童・生徒及び保護者への支援体制を確立し、不登校の未然防止、早期支援及び長期化への対応に努めるとともに、計画的、組織的な指導による解決を図ります。	指導課
3	スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラーを区立小中学校等に配置し、児童・生徒・保護者・教職員等からの相談に応じます。また、学校不適応の早期発見・早期解決のため、スクールカウンセラーによる面談の実施など、学校内の教育相談体制を支援します。	教育センター
4	教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）の運営	学校に登校できない状態にある児童・生徒が、安心感をもって学習やコミュニケーションを体験できる環境を用意し、児童・生徒・保護者との面談や進学指導を行い、様々な活動を準備して、興味・関心や積極性を引き出すことにより、在籍校復帰や義務教育終了後の社会生活に対応する力を育成します。	教育センター
5	メンタルフレンドの派遣	心理的な要因によって不登校になっている児童・生徒を対象に、心理学や教育学専攻の大学生等を、家庭や適応指導教室に派遣し、話し相手などの活動を通して学校生活への復帰を支援します。	教育センター
6	問題行動対応サポート専門員による学校支援	指導課に問題行動対応サポート専門員を設置し、学期に一度の定期訪問を実施するとともに、生活指導上の課題のある小・中学校を中心に巡回相談・支援を行います。また、月に一度行うリスクマネジメント対策会議（R i M会議）において、各校の状況を共有することで、問題行動等に対する多面的解決を図ります。	指導課
7	いじめ防止に関する取組の推進	「大田区いじめ防止対策推進条例」に則り、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応）を図ります。	指導課
8	精神保健福祉相談〔再掲〕	心の健康相談（ひきこもり・依存症・自殺企図・思春期などの問題を含む）に対応するため、必要に応じ専門医による相談を紹介、実施します。	地域健康課

個別目標 II-3 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります

事業名		事業内容	担当課
1	保護観察対象者への就労支援	大田区保護司会と大田区とで協定を交わし、保護観察対象者の就労支援の一環として、会計年度任用職員として雇用します。	総務課
2	社会を明るくする運動の推進	犯罪と非行防止、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動に、区内33の機関・団体が構成する大田区推進委員会を設置し、運動を推進します。	総務課
3	警察と学校等の関係機関との情報交換	学校だけでは解決の難しい非行等の問題行動に関し、関係警察と必要な情報の共有を行い、対策を講じます。	指導課
4	(仮称)大田区再犯防止推進会議による施策連携	大田区再犯防止推進計画に基づき、再犯防止に関する施策を総合的に推進するため、(仮称)大田区再犯防止推進会議により区内関係機関・団体と連携体制を築きます。	総務課

個別目標 II-4 児童虐待防止を進めます

事業名		事業内容	担当課
1	児童虐待防止ネットワークの充実	大田区要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議等）を開催します。また、「子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業」に取り組み、児童虐待防止ネットワークを推進します。	子ども家庭支援センター
2	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備	子どもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の開設に向けた取り組みを進めます。	子育て支援課
3	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	児童を養育することが一時的に困難となった要支援家庭を対象としたショートステイを実施します。	子ども家庭支援センター
4	虐待防止支援訪問	養育困難家庭、養育不安の強い家庭等、子どもの健全な成長が懸念される家庭を訪問し支援します。	子ども家庭支援センター
5	見守りサポート事業	虐待により、一時保護や施設入所した児童が家庭に戻った時や軽度の虐待と認定されたとき、その家庭に対し、児童相談所の要請により、見守りサポート支援を行います。	子ども家庭支援センター

6	養育支援訪問事業	地域健康課の保健師と連携し、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対し、当該居宅等において養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行い、児童虐待を未然に防止します。	子ども家庭支援センター
7	養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」	すこやか赤ちゃん訪問事業と連携し、支援を要する出生から4か月健診までの乳児のいる家庭に対して、地域の支援員等が訪問し支援します。	子ども家庭支援センター
8	障がい者虐待防止等の推進〔再掲〕	障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決、支援者に対する理解啓発の促進等に向けて取り組みます。 主な取組内容として、福祉施設職員向けに障がい者虐待防止研修、区民や事業者等向けにパンフレットの配布や啓発活動、早期発見・早期解決のための通報対応とともに事業者への適切な支援等を実施します。	障がい者総合サポートセンター

個別目標 II-5 誰も自殺に追い込まれることのない社会(大田区)を実現します

事業名		事業内容	担当課
1	ゲートキーパー養成講座	身近な人の自殺のサインに気づいて話を聴き、必要に応じて専門機関につなぐ役割を果たす「ゲートキーパー」を養成します。	健康医療政策課
2	インターネットを活用した自殺防止相談事業	生きづらさを抱えた若年者が自殺等に関するキーワードを検索した際、検索連動広告を活用してメール相談及び電話・対面相談を実施し、自殺を未然に防止します。	健康医療政策課
3	自殺総合対策の推進	大田区自殺対策戦略本部において対策を検討すると共に、関係機関による大田区自殺総合対策協議会を開催し、自殺対策の推進を図ります。	健康医療政策課
4	精神保健福祉相談〔再掲〕	心の健康相談（ひきこもり・依存症・自殺企図・思春期などの問題を含む）に対応するため、必要に応じ専門医による相談を紹介、実施します。	地域健康課
5	個別相談〔再掲〕	区民の精神保健の保持及び向上を図るため、本人や家族、地域、関係機関からの相談を受けます。	地域健康課

個別目標 II-6 外国人の青少年等を支援します

事業名		事業内容	担当課
1	おおたこども日本語教室	小中学校への就学をサポートするため、学校生活に必要なひらがな・カタカナ・漢字の読み書きなどを学ぶ日本語教室（蒲田・大森）を実施し、スムーズな就学へと繋げます。	国際都市・多文化共生推進課

2	外国人、帰国児童・生徒日本語特別指導	日本語指導が必要な外国人児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒を対象に、個別や小集団による日本語指導を行います。	指導課
3	日本語講座 「学校プリントを読もう」（保護者向け）	学校から保護者宛に向けた通知等の内容を理解できるよう、小中学生を持つ外国人保護者を対象に、学校プリントの読み方のコツや学校特有の単語の意味を学ぶための日本語講座を実施します。	国際都市・多文化共生推進課

個別目標 II-7 ひとり親家庭、子どもの貧困対策の充実を図ります

事業名		事業内容	担当課
1	生活再建・就労サポートセンターJOBOTA	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、支援員が相談を受け課題解決をサポートします。また、就労支援をするほか、ひきこもり状態にある方や就労に不安のある方等に対し、日常生活・社会生活自立訓練、職場体験などの就労準備支援事業を行います。	蒲田生活福祉課
2	家庭相談・母子・父子相談	家庭内の悩みごとに関する相談に対し、家庭相談員による助言を行います。また、母子世帯等からの相談に対し、母子・父子自立支援員による助言や必要な援助を行います。	各生活福祉課
3	ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣	ひとり親家庭の親または子が一時的疾病等のときに、家事援助者を派遣することにより、ひとり親家庭の経済的かつ社会的安定を図ります。	各生活福祉課
4	ひとり親家庭への就労支援体制等の充実	ひとり親家庭の自立と生活安定を促すために、求職活動や資格取得など、個々のニーズに応じた就労支援を行います。	各生活福祉課
5	子ども学習支援事業	生活困窮状態にある世帯の中学生に、学習支援を通じて基礎学力の定着と高校進学への支援を行うとともに、生活習慣・社会性の育成など、社会生活の基礎を身に付ける支援を行います。また、高校生中退防止支援事業、高校未進学者等の学び直し事業を行うとともに、東京都社会福祉協議会で実施する受験生チャレンジ支援貸付事業など将来の進路選択の幅を広げるために有用な事業の紹介も行い、貧困の世代間連鎖を防ぐ支援を行います。	蒲田生活福祉課
6	被保護者自立促進事業（次世代育成支援）	生活保護世帯の児童・生徒（小学1年生から高校3年生）が通う学習塾などの通塾代や夏季・冬季などの集中講座、通信講座、補習講座の受講費用を支給し、在宅での学習環境を整えます。	各生活福祉課
7	子どもと地域をつなぐ応援事業	区の各種支援制度・相談窓口の案内とともに、こども食堂などの地域活動団体のイベントや支援情報を周知することで、子育て世帯と地域活動団体等をつなげ、地域の複数の目による見守り強化や家庭の孤立化防止を図ります。	福祉管理課

8		また、こども食堂等の場で、世帯の異変を覚知した場合には、支援者が区や大田区社会福祉協議会につなぐことで、問題発生を未然に防ぐ「予防的福祉」に取り組みます。		
	「地域とつくる支援の輪」プロジェクト	区・大田区社会福祉協議会・子育て世帯を支援する地域活動団体等のネットワークづくりを推進するとともに、自主的な支援活動を支援し、地域全体で包み込むような支援の実現を図ります。	福祉管理課	
	9	こども食堂推進事業	子どもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されている「こども食堂」の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を区及び都が補助します。	福祉管理課
	10	離婚と養育費にかかわる総合相談	離婚や養育費に関する相談は、精神的負担が大きく、経済的余裕もないなどハードルが高いことから、課題が複雑化・深刻化する前に費用面で諦めがちな弁護士相談を行うことで、子どもが健やかに成長するための環境整備を支援します。弁護士による法律相談と合わせ、「子ども生活応援臨時窓口」と同時開催とし、家計や就労に関する自立支援、手当や各種減免制度など生活支援に関する相談にも対応できる体制とします。	福祉管理課

個別目標 II-8 ひきこもりや若年無業者対策の充実を図ります

	事業名	事業内容	担当課
1	ひきこもり・生きづらさ茶話処	ひきこもりの本人や家族が気軽に集える場を設定します。また、家族同士が気持ちを語り合いながら、本人が早期に必要な支援が受けられるよう相談に対応します。	健康づくり課
2	子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備	困難を有する子ども・若者への対応を一体的に行うため、各分野におけるネットワークや関係機関との連携を強化し、既存の協議会等の活用を含め、子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備や相談体制の充実等に取り組みます。	地域力推進課
3	生活再建・就労サポートセンターJOBOTA〔再掲〕	様々な理由により経済的に困窮し、生活・仕事・住まいなどについての悩みを抱える方に対し、支援員が相談を受け課題解決をサポートします。また、就労支援をするほか、ひきこもり状態にある方や就労に不安のある方等に対し、日常生活・社会生活自立訓練、職場体験などの就労準備支援事業を行います。	蒲田生活福祉課
4	精神保健福祉相談〔再掲〕	心の健康相談（ひきこもり・依存症・自殺企図・思春期などの問題を含む）に対応するため、必要に応じ専門医による相談を紹介、実施します。	地域健康課

5	個別相談〔再掲〕	区民の精神保健の保持及び向上を図るため、本人や家族、地域、関係機関からの相談を受けます。	地域健康課
---	----------	--	-------

個別目標 II-9 その他、特に配慮を要する青少年・家族を支援します

事業名		事業内容	担当課
1	女性のためのたんぼぼ相談	自分自身の生き方、夫婦や親子、職場や学校などの人間関係、適職やハラスメントなどの仕事関係、女性の様々な悩みについて相談を受けるとともに、必要に応じて適切な相談機関の案内なども行います。	人権・男女平等推進課
2	DV相談事業	配偶者等からの暴力に関する相談を受けるとともに、必要に応じて適切な関係機関と連携し、被害者支援を行います。	人権・男女平等推進課
3	男性相談事業	男性を対象に、家庭や家族などの悩み相談を専門の男性相談員が受けるとともに、必要に応じて適切な相談機関の案内なども行います。	人権・男女平等推進課
4	多言語による相談・情報提供	国際都市おた協会の多言語相談窓口において、外国人からの様々な生活相談（在留資格、税金、医療・保険、結婚、労働等）に多言語で対応し、内容に応じた的確に関係機関に繋げる形で支援を行います。また、相談者からのニーズに応じて、弁護士による法律相談にも多言語で対応します。	国際都市・多文化共生推進課
5	民生委員・児童委員との連携	民生委員・児童委員が、ひとり親家庭や児童に関する相談に応じるとともに、必要な援助を行います。	福祉管理課
6	子ども家庭支援センターの総合相談	子どもや子育て家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、相談員が相談に応じます。	子ども家庭支援センター
7	保育サービスアドバイザーによる相談	保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。	保育サービス課
8	児童館の子育て相談	児童館を地域の身近な相談窓口として、教員免許や保育士資格などを持った専門知識を有する児童館職員が子育て全般に関する相談に応じます。	子育て支援課

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します

個別目標 Ⅲ-1 区民相互の絆を深め、地域力を高めます

事業名	事業内容	担当課
1 生涯学習情報の収集と発信	区民に生涯学習を身近に感じてもらい、地域活動参加へのきっかけづくりを目的とした生涯学習情報や社会教育関係団体の活動状況を発信します。また、誰でも参加できる学習情報のほか、区内で活発に活動する青少年団体の実践紹介や地域活動情報を掲載し、人と人のつながりを創出します。	地域力推進課
2 リーダー講習会 (成人、指導者等対象)	地域の青少年活動に関わる指導者・世話人の育成と資質の向上を図るため、青少年に関するテーマを毎年設定し、講習会を実施します。	地域力推進課
3 子どもガーデンパーティーの開催	子どもたちの日常生活に潤いを与え、地域の人たちと、楽しく一緒に活動する体験を提供します。子どもたちの社会参加の芽を培うとともに、大人同士の交流を深め、コミュニティづくりのきっかけとします。	地域力推進課
4 O T A ふれあいフェスタ	区民が集い、楽しみ、ふれあえる機会を創り出し、「人と人の和」「地域のふれあい」を大切にし、区民の連帯意識を醸成します。	文化振興課
5 区民スポーツまつり	区民が気軽に参加し、楽しめるスポーツ・レクリエーション活動により、スポーツに親しむ機会を提供します。	スポーツ推進課
6 ファミリー・サポート・センター事業	育児の手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児の手伝いをしたい人（提供会員）の両者の会員組織とし、援助活動により、仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援します。	子ども家庭支援センター
7 子育てサロン「キッズな」の開催	キッズな大森「子育て応援コーナー」を会場にボランティアや民生委員・児童委員が読み聞かせ・手遊び紙芝居、お茶会、手作り会、ベビーカーメンテナンス、展示等を定期的実施し、親子と地域の方々との交流を図っています。	子ども家庭支援センター
8 学校支援地域本部（スクールサポートおた）の充実	学校の教育活動の一層の充実のため、地域全体で学校を支援する仕組みとして学校支援地域本部を設置しています。学校支援地域本部には学校支援コーディネーターを置き、ボランティアとの連絡調整などを行い、補習教室、図書室の整理、土・日曜日のワークショップ等様々な活動を支援します。	教育総務課
9 校庭等開放	小学校の校庭等を開放し、自由で安全な遊び場を提供します。	教育総務課
10 P T A 研修会	児童・生徒の健全育成を目指したP T A活動の基礎知識を学び、充実させるための研修会を実施し	教育総務課

		ます。また、『PTAのしおり』を発行し、PTA活動の周知と理解を図ります。	
11	地域教育連絡協議会の設置	<p>家庭・地域・学校の三者で構成し、地域におけるよりよい教育の在り方を考えます。</p> <p>①地域教育にかかわる連携に関する事項 ②学校、家庭及び家庭相互の連携の推進に関する事項 ③学校の運営方針及び教育活動の助言及び評価に関する事項</p>	指導課
12	おおた区民大学〔再掲〕	<p>社会、歴史、人権など幅広いテーマを学び、生涯にわたって生活を充実させる講座や、地域社会に密着した課題を取り上げ、より誰もが住みやすい地域社会づくりを進める講座などを実施します。若者世代が参画する企画講座や専門性の高い大学との提携講座など、区民の様々な学習意欲に応えます。</p>	地域力推進課
13	生涯学習センターの整備・機能充実〔再掲〕	<p>生涯に渡る充実した学習機会を区民に提供し、生きがいをもって暮らせる地域づくり、仲間づくりとネットワークの拡大を支援する生涯学習センターを運営します。身近な地域での生涯学習の活性化を図るため、若者の主体的・能動的な活動をはじめ、多世代の交流を促進させるコーディネートを行います。</p>	地域力推進課
14	生涯学習人材の育成〔再掲〕	<p>区民の主体的な学習活動の推進役となる地域人材を育成するため、社会教育・生涯学習の基礎を学び、区民の学習相談への対応等について学ぶとともに、地域活動とのつながりの機会を図ります。持続可能な地域の担い手づくりを行い、生涯学習による地域力向上を推進します。</p>	地域力推進課
15	社会を明るくする運動の推進〔再掲〕	<p>犯罪と非行防止、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動に、区内33の機関・団体が構成する大田区推進委員会を設置し、運動を推進します。</p>	総務課
16	教育相談の充実〔再掲〕	<p>教育センターでの教育相談・就学相談、スクールカウンセラーによる学校での相談体制を充実させるとともに、教育相談員やスクールソーシャルワーカーによる学校、関係機関等との十分な連携を図った相談活動を展開することで、児童・生徒・保護者への支援・援助を行います。</p>	教育センター

個別目標 Ⅲ-2 安全で安心な環境をつくります

事業名		事業内容	担当課
1	区民安全・安心メールサービス	区民安全・安心メールサービス登録者に対して、不審者情報等の防犯情報を配信します。	防災危機管理課
2	消費者生活センターの事業の充実	青少年を有害な情報から守り自立した消費者とするため、学校や地域の要望に応じて専門講師を派遣し、消費生活相談員等が出張啓発を行います。また、消費生活にかかわる問題を学ぶ講座などの開催や資料提供を行います。	地域力推進課
3	こどもSOSの家事業	子どもたちが地域において犯罪等に巻き込まれた時及び身の危険を感じた時に助けを求めることができる場所、気軽に相談ができる場所として設置します。協力員の家にステッカーを表示し、犯罪の抑止力を高め、安全な地域環境の醸成を目指すとともに子どもたちの健全育成を図ります。	地域力推進課
4	青少年をめぐる環境浄化推進活動の充実	内閣府で定める11月の「子供・若者育成支援強調月間」に、青少年対策地区委員会が中心となり、コンビニエンスストア、書籍販売店、DVD販売・レンタル店等において、有害図書等の販売自粛要請活動を実施します。また、区報や区HPで環境浄化推進活動の啓発を行います。	地域力推進課
5	学童保育事業の推進	就労等のために昼間保護者がいない家庭の小学1年生から6年生を対象に、児童館、こどもの家、フレンドリー、おおたっ子ひろば、放課後ひろばで遊びを通じた児童健全育成を実施します。 ※特に支援が必要な児童の受け入れを全学童保育室で実施。	子育て支援課
6	放課後ひろば	大田区版放課後子ども総合プランとして、学童保育事業と放課後子ども教室事業を一体型として、区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所として、順次実施します。	子育て支援課 教育総務課
7	交通安全巡回指導	児童の交通安全を図るため、平成9年度から専任の交通安全指導員2名を配置し児童に交通安全意識を身につけさせるとともに、児童自身でその場の状況に応じた正しい判断が出来る様になることを目的としています。	教育総務課
8	防犯教育の充実	児童・生徒の防犯に対する意識を高め、自ら判断し、危険を回避する力、犯罪から身を守る力等を身に付けさせるため、インターネット被害等を含めたセーフティ教室・不審者対応訓練を年間各1回以上、特別活動等の時間に、児童・生徒への授業として実施します。	指導課

個別目標 Ⅲ-3 青少年を育成する活動を支援します

事業名		事業内容	担当課
1	地域力応援基金助成事業	区民や事業者からの寄付金を積み立てた基金を活用し、福祉・環境・まちづくりなど区民を対象とし、公益性が認められ、広く社会貢献につながる活動を行う区民活動団体に対して助成します。	地域力推進課
2	社会教育関係団体登録制度登録団体への活動支援	日頃の成果を活かし開催する講座・イベントのサポートのほか、活動内容や会員募集の情報発信を支援します。	地域力推進課
3	青少年委員活動の充実	青少年に関する健全育成、余暇指導、団体育成、指導者援助、地域における連絡調整、各種行事への協力により、青少年教育の振興を図ります。	地域力推進課
4	青少年対策地区委員会との連携の推進	地域の青少年健全育成活動を担う青少年対策地区委員会がより活性化するように、研修会や情報交換を行います。	地域力推進課
5	子ども会活動などへの支援	青少年団体のリーダーが安心して活動できるように、損害賠償責任保険及び傷害保険制度を設け、地域の青少年団体活動を支援します。また、子ども交歓会など地域の青少年育成活動の支援を行います。	地域力推進課
6	青少年育成ハンドブックの作成	育成指導者の資質向上のため、地区委員改選年度に作成します。大田区における青少年健全育成施策、関係法令、青少年健全育成に関わる活動等を記載し、青少年健全育成の指針とします。	地域力推進課
7	東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援	協議会が実施する薬物乱用防止キャンペーン、啓発活動を支援します。	生活衛生課
8	家庭・地域教育力向上支援事業	家庭教育や子どもを取り巻く課題について、地域で学び合う講演会・学習会をPTAや自主団体に委託して実施し、家庭や地域の教育力向上を目指します。	教育総務課
9	家庭教育学習会	①小学校入学を契機とした子どもの自立に向けて、家庭で子どもをどうサポートするかを考え合う学習会を実施します。保護者向け学習会では子どもの自立を支援する関わり方について学び、子ども教室では模擬授業や学校探検を行います。 ②小学校入学後の保護者を対象とした学習会を実施し、家庭での子どもとの関わり方を考え合います。	教育総務課

個別目標 Ⅲ-4 多様な団体が連携・協働する地域づくりを進めます

事業名		事業内容	担当課
1	区民活動コーディネーター養成講座	自治会・町会に加え、専門性を持つ団体、NPOや事業者など、地域での連携・協働を推進するため、他団体との「つなぎ役」となる人材を育成します。	地域力推進課
2	地域協働研修	自治会・町会やNPOなどの団体が、属する地域内で他の団体と連携・協働する場の創出を支援するために、地域の課題を話し合うなど、協働のきっかけとなる研修を実施します。	地域力推進課
3	こども食堂推進事業〔再掲〕	子どもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されている「こども食堂」の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を区及び都が補助します。	福祉管理課

個別目標 Ⅲ-5 ネットワークの構築と相談体制の充実

事業名		事業内容	担当課
1	子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備〔再掲〕	困難を有する子ども・若者への対応を一体的に行うため、各分野におけるネットワークや関係機関との連携を強化し、既存の協議会等の活用を含め、子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備や相談体制の充実等に取り組みます。	地域力推進課
2	児童虐待防止ネットワークの充実〔再掲〕	大田区要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議等）を開催します。また、「子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業」に取り組み、児童虐待防止ネットワークを推進します。	子ども家庭支援センター
3	子どもと地域をつなぐ応援事業〔再掲〕	区の各種支援制度・相談窓口の案内とともに、こども食堂などの地域活動団体のイベントや支援情報を周知することで、子育て世帯と地域活動団体等をつなげ、地域の複数の目による見守り強化や家庭の孤立化防止を図ります。 また、こども食堂等の場で、世帯の異変を覚知した場合には、支援者が区や大田区社会福祉協議会につなぐことで、問題発生を未然に防ぐ「予防的福祉」に取り組みます。	福祉管理課
4	「地域とつくる支援の輪」プロジェクト〔再掲〕	区・大田区社会福祉協議会・子育て世帯を支援する地域活動団体等のネットワークづくりを推進するとともに、地域全体で包み込むような支援の実現を図ります。	福祉管理課

第5章 計画の推進

1 計画推進にあたって

本計画に掲げた目標を実現し、全ての子ども・若者が希望を持ち生き生きと活躍し、社会的自立に向けた取り組みを推進していくためには、教育、福祉、保健、雇用、子育て、青少年健全育成等、様々な分野における施策や事業を連携して推進していく必要があります。

社会的に困難を抱えている子ども・若者とその家族には、切れ目のない相談体制を確保するとともに、社会的自立や地域社会での生活への支援をきめ細かく行っていくことが大切であり、全ての関係部局、関係団体等がこれまで以上に連携し、着実に推進していくことが求められます。

子ども・若者が抱える課題の背景や要因は複雑・多様化していることから、地域支援ネットワーク等による包括的連携・協力体制の整備を進め、地域、行政、関係機関等が一体となり対応していくため取り組みます。

さらに、持続可能なまちづくりを実現するため、多様性の尊重と包摂の視点を持ち、次代を担う青少年の健やかな成長を地域全体で支援していく「地域力」の向上に向け、区民参加と協働をさらに推進していきます。

(1)区における計画の推進体制

①大田区青少年問題協議会

大田区青少年問題協議会は、「地方青少年問題協議会法」及び「大田区青少年問題協議会条例」に基づき設置された区長の附属機関です。

青少年問題等に関する総合的施策の樹立に必要な重要事項について調査審議すると共に、適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、区長及び関係行政機関に対し、意見を具申します。

②大田区青少年健全育成推進本部

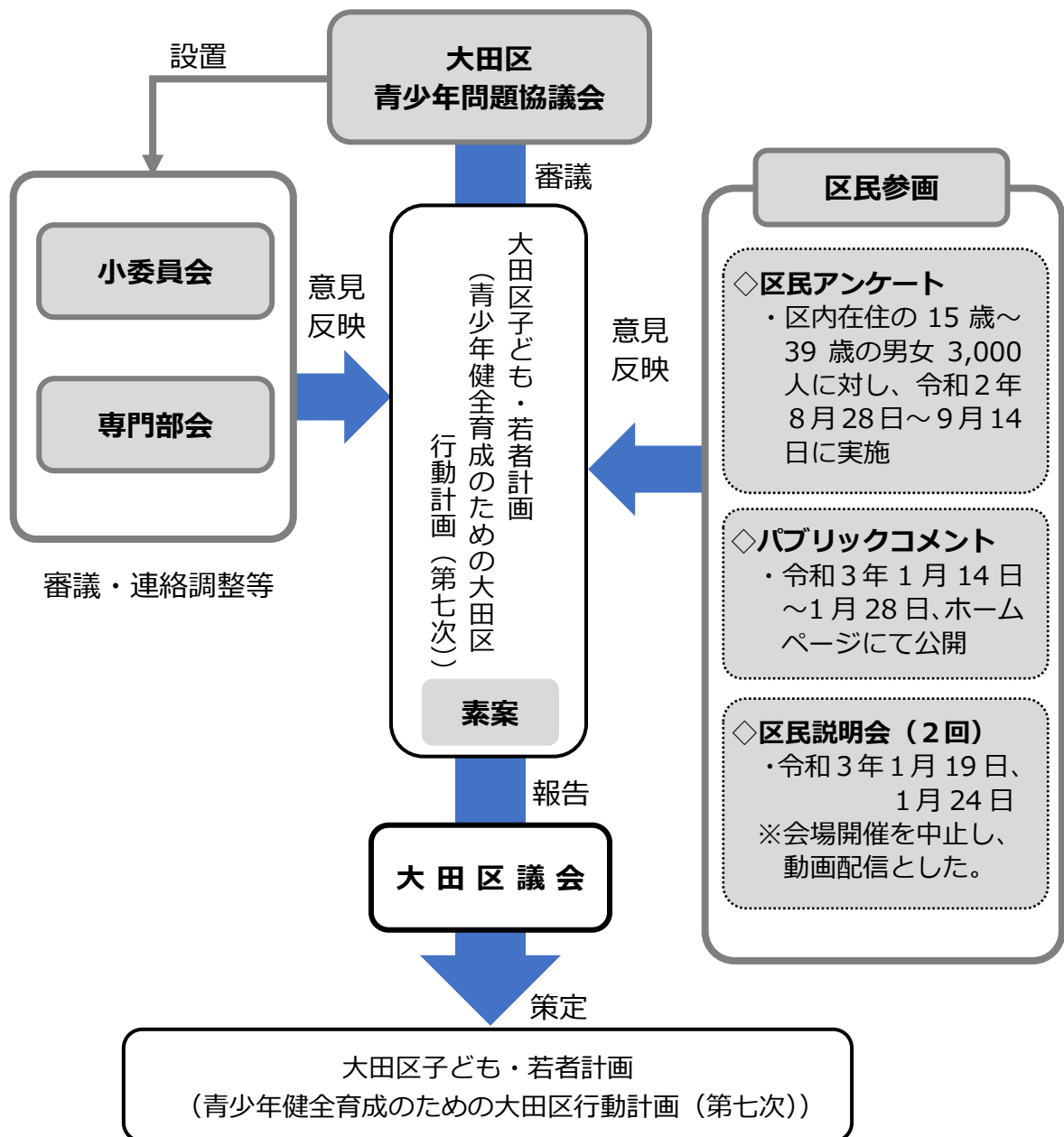
青少年健全育成のための計画の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的として設置された機関で、計画事業の推進及び部局間調整等を行います。

資料編

1 計画の策定体制

本計画は、大田区青少年問題協議会による審議のほか、調査審議及び連絡調整を効果的に行うために協議会の下に小委員会及び専門部会を設置し、さまざまな立場の委員から多様な意見を反映させて策定しました。

また、区民の意見を伺う機会として、アンケート調査、パブリックコメントや区民説明会を行い、その結果を踏まえて策定しました。



年月	大田区青少年 問題協議会		区民 参加	その他 議会等
	小委員会	専門部会		
令和2年				
7月	27日 第1回開催			
8月		3日 第1回開催	19日 第1回開催	アンケート 調査実施
10月		19日 第2回開催		
11月	11日 第2回開催		(書面) 第2回開催	
12月				計画案提出
令和3年				
1月				パブリックコ メント、区民 説明会開催
2月		第3回開催		
3月	15日 第3回開催		第3回開催	

2 大田区青少年問題協議会委員名簿

	氏名	選出基礎	役職名
1	松原 忠義	会長	区長
2	塩野目 正樹	区議会議員	議長
3	広川 恵美子	区議会議員	副議長
4	松本 洋之	区議会議員	地域産業委員長
5	勝亦 聡	区議会議員	こども文教委員長
6	永井 聖二	学識経験者	東京成徳大学教授
7	曾田 多賀	学識経験者	弁護士
8	茨田 尚	学識経験者	大田区少年少女団体協議会会長
9	遠山 一明	学識経験者	日本工学院専門学校副校長
10	渡邊 義太	学識経験者	大田区青少年対策地区委員会会長
11	田中 清一	学識経験者	大田区青少年委員会会長
12	千葉 謙吾	学識経験者	大田区自治会連合会会長
13	出村 嘉章	学識経験者	区立小学校 PTA 連絡協議会会長
14	河野 博剛	学識経験者	区立中学校 PTA 連合協議会会長
15	海老澤 信吉	学識経験者	大田区保護司会会長
16	吉田 久司	学識経験者	大田区民生委員児童委員協議会会長
17	野口 勝子	学識経験者	大田区母の会連合会会長
18	喜井 美沙	学識経験者	公募委員
19	鈴木 裕一	学識経験者	公募委員
20	藤木 恒治	関係行政機関	大森警察署長
21	藤田 浩司	関係行政機関	田園調布警察署長
22	佐藤 善亮	関係行政機関	蒲田警察署長
23	長田 明博	関係行政機関	池上警察署長
24	青木 恵美子	関係行政機関	大森公共職業安定所所長
25	藤木 裕一	関係行政機関	警視庁大森少年センター
26	田沼 哲哉	区関係職員	区立小学校校長会会長
27	笛木 啓介	区関係職員	区立中学校校長会会長
28	清水 耕次	区関係職員	副区長
29	小黒 仁史	区関係職員	教育長

(令和2年7月27日時点、敬称略)

3 大田区青少年問題協議会小委員会委員名簿

	氏名	役職名
1	永井 聖二	東京成徳大学教授
2	曾田 多賀	弁護士
3	茨田 尚	大田区少年少女団体協議会会長
4	遠山 一明	日本工学院専門学校副校長
5	千葉 謙吾	大田区自治会連合会会長
6	渡邊 義太	大田区青少年対策地区委員会会長
7	田中 清一	大田区青少年委員会会長
8	海老澤 信吉	大田区保護司会会長
9	吉田 久司	大田区民生委員児童委員協議会会長
10	野口 勝子	大田区母の会連合会会長
11	出村 嘉章	区立小学校 PTA 連絡協議会会長
12	河野 博剛	区立中学校 PTA 連合協議会会長
13	喜井 美沙	公募委員
14	鈴木 裕一	公募委員

○小委員会オブザーバー

	氏名	役職名
15	井利 由利	公益社団法人 青少年健康センター理事
16	菅原 淳一	大田区教育センター 適応指導教室相談員
17	佐藤 正浩	大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA 所長
18	伊藤 明江	大田区福祉部子ども生活応援担当課長
19	佐々木 信久	大田区健康政策部健康医療政策課長
20	小澤 佳久	大田区こども家庭部子育て支援課長
21	岩崎 政弘	大田区教育総務部指導課長

(令和2年8月3日時点、敬称略)

4 用語解説

あ行	IoT	Internet of Things の略。インターネットとモノをつなぎ、新たな付加価値を生み出すこと。
	ICT	情報(Information)や通信(Communication)に関する技術(Technology)の総称。
	アウトリーチ	Outreach で、「手を伸ばす」ことを意味する。福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の出張サービスなどの意味で使われる。
	ESD	Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」と訳される。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な世界における現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。
	生きる力	確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた力。
	運動遊び	一人ひとりの幼児の興味や生活経験に応じた遊びの中で、幼児自らが体を動かすこと。また、小学校低学年児童が運動を楽しむために行う活動。
	AI	人工知能(Artificial Intelligence)のことで、「言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を、人間に代わってコンピューターに行わせること」。
	SDGs	Sustainable Development Goals の略で、「持続可能な開発目標」。 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、2015年9月の国連サミットで採択された2030年に向けて設定された国際目標で、17の分野別目標(ゴール)が掲げられている。
	NPO	特定非営利活動団体。Non Profit Organization の略。自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。
か行	オンライン	Online のことで、「流れに乗って、作業中で」などの意味があるが、インターネットやネットワークに接続中であることをいう。画像や動画など様々なデータを送受信でき、授業などにも使われる。
	外国語教育指導員	外国語活動における指導の提案や英会話の実演を行う、原則として英語を母語または公用語として使用する指導員。

	核家族化	夫婦のみの世帯、または夫婦(ひとり親の場合も含む)と未婚の子どものみの世帯が増加する現象。
	学級集団調査	全区立中学校生徒を対象としたストレス状況や学級集団の状態を把握するための調査。
	学校支援コーディネーター	学校から依頼を受けて、ニーズにあう人材をコーディネートする、学校と地域をつなぐパイプ役。
	学校支援地域本部	学校の教育活動を一層充実させるために、地域住民等が学習支援、体験支援などを行う仕組み。大田区では区内の区立小中学校に設置している。
	学校生活調査(メンタルヘルスチェック)	小学校第4学年から中学校第3学年までを対象として児童・生徒の悩みや不安、人間関係上のトラブルなどを把握するために実施する調査。
	学校不適応	病気や経済的な理由以外で不登校になってしまうケース、不登校まではいかないが、学校に行きたくなくなってしまうケース、校内暴力などの行動に出ってしまうケースなど学校生活に適応できない状況を言う。
	かんよう 涵養	水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。
	規範意識	社会生活を営む上で基本となるルールを守ろうとする意識のこと。
	キャリア教育	将来子どもたちが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、子どもたち一人ひとりの勤労観・職業観を育てていく教育。
	教育相談員	子どもに関わる様々な悩みについて相談に応じ、自立への支援や進路について助言などを行う相談員。
	協働	区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。
	区民安全・安心メールサービス	防災情報や気象警報の発令や解除、防犯情報などを携帯電話にメール送信するサービス。
さ行	自己肯定感	自分をかけがえのない存在として感じ、自分を大切にし、自分らしさを力強く実現していこうとする態度や考え方。
	児童虐待	児童虐待は、親または養育者によって子どもに加えられた行為の中で、子どもの心を傷つけ、健全な成長発達を損なう行為をいう。大きく次の4つに分類される。①身体的虐待、②育児放棄／ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待。
	児童相談所	市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや

		家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(児童福祉法第 59 条の4第1項の児童相談所設置市をいう)に設置される行政機関。
	生涯学習	生涯を通じて、生活や職業能力の向上、自己の充実などをめざして、自発的意思に基づいて行う学習・文化・スポーツ・レクリエーション・ボランティア活動など。
	食育	さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。
	JOBOTA(ジョボタ)	大田区生活再建・就労サポートセンターの愛称。生活・仕事・住まい等について悩みを抱え、経済的にお困りの方に対して、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行う無料の相談窓口。
	スクールカウンセラー	いじめ、不登校などの学校不適応の未然防止や解決を図るため学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
	セーフティネット	Safety net は「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることでセ全体に安心・安全を提供することで、社会保障の一種。
	青少年対策地区委員会	地域社会の力を結集して、青少年を取り巻く地域社会の環境浄化と青少年の健全育成を図ることを目的に、特別出張所を単位として、自治会・町会代表、青少年委員、スポーツ推進委員、PTA代表、民生委員児童委員、保護司、青少年団体関係者などによって構成される組織。
	Society5.0	仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会(1.0)、農耕社会(2.0)、工業社会(3.0)、情報社会(4.0)に続く、新たな社会を指し、わが国が目指すべき姿として提唱されている。
た行	男女共同参画	男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会を確保されることによって、ともに社会の活動に参画し、責任を担うこと。
	地域教育連絡協議会	家庭・地域・学校が密接に連携し、地域教育の機能を高め、子どもたちの「生きる力」をはぐくむ環境づくりをめざして全校に設置している協議会。
	地域力	「地域力」とは、区民一人ひとりの力を源として、自治会・町会、事業者、団体・NPO など様々な主体がもっている力、それら相互及び区

		との連携・協働によって生まれる力を含んだものであり、防犯・防災、福祉、子育て、教育、産業、環境、国際交流、まちの魅力づくりなど、多様な地域の課題を解決し、魅力ある地域を創造していく力。
	DV	ドメスティックバイオレンス(Domestic Violence)で、配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力、を意味する。
	適応指導教室	不登校状態の児童・生徒が家で引きこもりにならないよう、在籍する学校以外の場所で生活習慣の改善や学習指導を受けながら集団活動を通し、学校生活への適応を図る施設。
	特別支援教育	障がいなどにより、学習上・生活上の困難がある子どもに対して、小中高校などに準ずる内容で、自立を図ることを目的とする教育。
は行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの、通常低年齢で発現する脳機能の障がい。
	ビッグデータ	情報化社会の進展によってもたらされる膨大なデジタル情報。
	不登校	何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況(病気や経済的な理由によるものを除く)であること。
	放課後子ども教室	もともと子どもの安全な遊び場確保を目的に始まったもので、対象のすべての児童で、地域住民らによる宿題の指導や体験活動を実施する。
ま行	民生委員・児童委員	「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。
	無業者	高校や大学に進学しておらず、独身であり、普段収入になる仕事をしていない個人。 「若年無業者」では、15歳以上35歳未満とされる。
	問題行動対応サポートチーム	各学校での児童・生徒の問題行動への対応を支援するために、教育委員会に設置した経験豊かな人材によるサポートチーム。
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども。
ら行	リモートワーク	Remotework のことで、「遠隔で働く」の意味がある。ICT を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことをいう。「テレワーク」も同じ意味で使われる。
	ロボティクス	ロボットの設計・製作・制御に関する研究を行う。

5 索引

あ

ICT教育の推進	51, 98
アウトリーチ	28, 32, 62, 76

い

ESD	59
育児学級等	48, 97
いじめ	24, 25, 26, 64, 71, 103
いじめ防止に関する取組の推進	64, 65, 103
インターネットを活用した自殺防止相談事業	71, 72, 105

え

エイズ／HIV、STI（性感染症）の予防啓発の充実	48, 97
SNS	24, 25, 38
SDGs	41, 42

お

おおた 子どもの生活応援プラン（大田区子どもの貧困対策に関する計画）	6
おおた教育ビジョン	5
大田区いじめ防止基本方針	64, 65, 103
大田区子ども・子育て支援計画	5, 6
（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの整備	69, 70, 104
（仮称）大田区再犯防止推進会議	104
（仮称）大田区再犯防止推進会議による施策連携	68, 104
大田区再犯防止推進計画	67, 104
大田区推進委員会	33, 68, 86, 104, 110
大田区青少年健全育成推進本部	114
大田区青少年問題協議会	5, 7, 114
大田区青少年問題協議会条例	114
大田区地域福祉計画	6
おおた区民大学	57, 85, 100, 110

大田区要保護児童対策地域協議会	33, 70, 94, 104, 113
おおたこども日本語教室.....	74, 75, 105
おおた少年少女発明クラブ.....	51, 98
O T Aふれあいフェスタ.....	84, 109
Oh!!盛祭の開催支援	29, 31, 57, 100

か

外国人、帰国児童・生徒日本語特別指導	74, 105
学童保育事業の推進	87, 111
学校支援地域本部（スクールサポートおおた）	35, 36, 85, 109
家庭・地域教育力向上支援事業	28, 35, 37, 90, 112
家庭教育学習会	90, 112
家庭相談・母子・父子相談.....	76, 106
がん教育（喫煙防止など）の実施	48, 98
環境学習の推進	59, 101

き

規範意識向上プログラムの実施.....	31
虐待防止支援訪問	69, 104
教育再生実行会議	22, 23
教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）の運営.....	64, 103
教育相談の充実	48, 85, 98, 110

く

区民安全・安心メールサービス	87, 111
区民活動コーディネーター養成講座	35, 37, 91, 92, 113
区民スポーツまつり	84, 109
区民と区長との懇談会（若者）	59, 101

け

警察と学校等の関係機関との情報交換	68, 104
ゲートキーパー養成講座.....	71, 72, 105

こ

交通安全教育事業	57, 101
----------------	---------

交通安全巡回指導	87, 111
校庭等開放	85, 109
国際理解・多文化共生意識の醸成と交流の促進	57, 58, 100
国際理解教育の推進	51, 52, 53, 55, 98, 99
コスモス青年学級の運営	63, 102
子育てサロン「キッズな」の開催	84, 109
子育て世代包括支援センターの機能整備	48, 97
こどもSOSの家事業	35, 36, 87, 88, 111
子どもガーデンパーティーの開催	36, 84, 86, 109
子ども会活動などへの支援	37, 89, 112
子ども学習支援事業	32, 34, 77, 78, 106
子ども家庭支援センターの総合相談	83, 108
子ども交歓会	53, 54, 59, 61, 99, 101, 112
子ども・子育て支援法	6
こども食堂推進事業	77, 79, 91, 92, 107, 113
子どもと地域をつなぐ応援事業	77, 78, 93, 95, 106, 113
子どもの貧困対策の推進に関する法律	3
子ども・若者育成支援推進	2, 7, 8
子ども・若者育成支援推進大綱	2, 7, 8
子ども・若者育成支援推進本部	2
子ども・若者育成支援ネットワーク体制の整備	80, 81, 93, 94, 107, 113
子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業	70, 94, 104, 113
個別相談	33, 64, 65, 71, 73, 80, 82, 97, 103, 105, 107
コミュニケーション能力	23, 52, 53, 55, 56, 98, 99

さ

最善の利益	4, 39, 40
再犯	25, 68, 86
39歳以下の健康診査	48, 97

し

自己肯定感	14, 16, 17, 18, 19, 21, 22, 26, 38, 56
自殺総合対策の推進	71, 105
歯周病予防教室	48, 98
次世代育成支援対策推進法	5

次世代ものづくり人材育成事業「子供向け人材育成事業」	51, 98
持続可能な開発目標（SDGs）	23
児童・生徒に対する個人面談の実施	30, 48, 98
児童館における食育指導	45, 96
児童館の子育て相談	83, 108
児童虐待	3, 24, 69, 70, 104
児童虐待の防止等に関する法律	3
児童虐待防止ネットワークの充実	33, 69, 70, 93, 94, 104, 113
児童相談所	3, 24, 69, 70, 104
児童福祉法	3, 102
社会教育関係団体登録制度登録団体への活動支援	89, 112
社会的・職業的自立	22, 23, 50, 98
社会福祉法	2, 6
社会を明るくする運動の推進	33, 67, 68, 85, 86, 104, 110
若年無業者	22, 25, 80, 107
生涯学習情報の収集と発信	84, 85, 109
生涯学習人材の育成	57, 85, 100, 110
生涯学習センターの運営	85
生涯学習センターの整備・機能充実	57, 100, 110
障がい者虐待防止等の推進	63, 70, 102, 105
障がい者スポーツ教室	62, 102
障がい者総合サポートセンター	32, 33, 102, 105
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	62
消費者生活センターの事業の充実	87, 111
食育	22, 29, 30, 45, 46, 96
食育推進計画	30
食育の推進、基本的生活習慣の確立	30, 45, 46, 96
職場体験実習の実施	62, 63, 102
女性のためのたんぼぼ相談	83, 108
新おおた重点プログラム	5, 7
人権教育の推進	57, 101
人権尊重の意識づくり	57, 100
心身障がい児の放課後活動支援	62, 102
新成人ピロリ菌検査	48, 98

す

スクールカウンセラーの活用	64, 103
すこやか赤ちゃん訪問	47, 97, 105

せ

生活困窮者自立支援法	2
生活再建・就労サポートセンターJOBOTA	32, 34, 76, 77, 80, 82, 106, 107
生活展	57, 100
青少年委員活動の充実	89, 90, 112
青少年育成ハンドブックの作成	89, 112
青少年健全育成のための大田区行動計画	1, 5, 7, 39
青少年交流センター“ゆいっつ”における事業運営	57, 58, 100
青少年対策地区委員会との連携の推進	89, 90, 112
青少年表彰	36, 59, 60, 101
青少年をめぐる環境浄化推進活動の充実	36, 87, 111
成人歯科健康診査	48, 98
精神保健福祉相談	29, 30, 47, 49, 64, 66, 71, 72, 80, 82, 96, 103, 105, 107

そ

相談窓口の充実	33, 62, 102
Society5.0	51, 98

た

体力向上プログラムの実施	30, 48, 98
多言語相談事業	32
多言語による相談・情報提供	83, 108
多文化共生	33, 56, 58
多文化共生推進センター	33
男性相談事業	83, 108

ち

地域教育連絡協議会の設置	85, 110
地域協働研修	91, 92, 113
地域（出張型）健康教育	48

「地域とつくる支援の輪」プロジェクト	77, 79, 93, 95, 107, 113
地域力応援基金助成事業.....	89, 112
地方青少年問題協議会法.....	114
中央教育審議会	22
中学生職場体験の充実	51, 53, 99
中高生の居場所づくり	28, 29, 31, 57, 58, 100

て

D V相談事業.....	83, 108
ティーンズパワーあっぷセミナー	31, 54, 60, 99, 101

と

東京都子供・子育て支援総合計画	4
東京都子供・若者計画	4, 7
東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援	90, 112
読書活動の充実	53, 99
特別活動や総合的な学習の時間の充実	59, 101
特別支援教育の推進	63, 102

に

日本語講座「学校プリントを読もう」(保護者向け)	74, 106
乳幼児経過観察健康診査.....	48, 97
乳幼児健康診査	48, 97
乳幼児歯科相談	48, 97
乳幼児発達健康診査	48, 97
乳幼児保健指導	48, 97

は

はねぴょん健康ポイント.....	48, 49, 97
「早寝・早起き・朝ごはん月間」の実施	45, 96

ひ

P T A研修会.....	85, 109
ひきこもり.....	12, 25, 26, 28, 30, 34, 49, 64, 66, 72, 77, 80, 81, 82, 96, 103, 105, 106, 107
ひきこもり・生きづらさ茶話処.....	80, 81, 107

ひとり親家庭への就労支援体制等の充実	77, 106
ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣	77, 106
被保護者自立促進事業（次世代育成支援）	77, 106

ふ

ファミリー・サポート・センター事業	84, 109
不登校.....	24, 25, 26, 28, 64, 65, 103
不登校対策のための体制の確立	64, 65, 103

へ

平和の映画キャラバン	51, 98
------------------	--------

ほ

保育園における食育指導.....	45, 96
保育サービスアドバイザーによる相談	83, 108
放課後ひろば.....	87, 111
防犯教育の充実	88, 111
保護観察対象者への就労支援.....	67, 104
ポスト青年期.....	1, 8

み

見守りサポート事業	69, 104
「未来の東京」戦略ビジョン.....	3
民生委員・児童委員との連携.....	83, 108
みんなでよい歯のまちづくり事業	47, 96

め

メディアリテラシー	25
メンタルフレンドの派遣.....	64, 103

も

ものづくり教育の推進	51, 52, 99
問題行動対応サポート専門員による学校支援.....	64, 103

よ

養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」	70, 105
養育支援訪問事業	70, 104
要支援家庭を対象としたショートステイ事業	69, 104
幼児歯科健康診査・フッ化物塗布事業	48, 97
予防接種	48, 97

ら

ライフステージ	4, 40, 76, 96
---------------	---------------

り

リーダー講習会	28, 29, 30, 31, 53, 54, 59, 60, 84, 86, 99, 101, 109
離婚と養育費にかかわる総合相談	77, 79, 107

わ

若草青年学級の運営	63, 102
-----------------	---------